工3435

南滿洲調査報告

321-94

南滿洲調査報告

南滿洲鐵道株式會社東京支社 寄贈本

明治 44. 3. 31 寄贈

正誤

目次第六頁末行　H豚形陶器ノ「陶」ハ「土」ノ誤
第一二五頁第一行　一五十一圖A右）ノ下ニ同左ヨリ二番目ノ八字ヲ脱ス
同第一一行　(H)豚形陶器ノ「陶」ハ「土」ノ誤
第一四六頁第九行　Cyphontrionalis ノ誤
第一六七頁第一一行　（第五十七圖甲乙）ノ「七」ハ「八」ノ誤
同第一二行　（第五十七圖丙）ノ「七」ハ「八」ノ誤

凡例

本報告は予が昨年、東京帝國大學の命と、關東都督府の囑托とに依り、南滿洲を巡回調査せし結果にして、卽ち之を以て復命書となせしものなり。

予は本報告を總て六章に分ちたるが。先づ第一章には予の旅行せし地方と、調査せし事項を記し。第二章には南滿洲最古民族の狀態を明かにし。第三章は續いて大石橋盤龍山の遺跡に及び。第四章には旅順老鐵山上の石塚の事を述べ。第五章には南滿洲に於ける漢魏晉間の漢民族の事實を證し。第六章は彼の鴨綠江上流に存在する高勾麗の遺跡に就て述べたり。而して此等各章の事項は何れも斯學上頗る困難なる問題にして、固より容易に解決し難きものなりと雖、幸に本報告にして仮令萬分の一たりとも、滿洲研究の導火線となるを得ば、予の最も滿足する所なり。

予は本報告中に、尚ほ滿洲旗人の體質(測定、觀察)、及び其土俗の二章を加へんとせしも、今之を省略し。他日更に『理科大學紀要』に於て之を發表せんとす。

本報告中、第二章に於ける土器、石器の條は殆んど安藤正樂氏の手に成り、各章の圖畫亦悉く氏の摸寫せられたるものなり。第二章の旅順貝塚より出でた

る植物の材料は矢部理學士、貝殻は故理科大學動物學生山川戈登氏(貝類專門)、動物の骨片は波江理科大學助手、同石器原料の岩石は神保理學博士監督の下に理科大學地質學生千葉淳吉氏等の調査せられたるものにして、報告中の寫眞は、南滿洲鐵道會社より、予と同行せしめられたる、井上畑作氏の撮影に係れり。而して旅順に於ける貝塚、石塚、貝墓等の調査に就ては、大野理科大學助手の助力せられたる事頗る多く、本文の校正、印刷等には、吉浦祐二氏の勞を煩せり。尚ほ關東都督府技師吉田理學士は、最初東京帝國大學に向て、予の派遣を請求せられしのみならず、旅順滯在中、調査其他に就て、予の爲に公私ともに、始終盡力周旋せられたり。

予の本報告の成りし、全く此等諸氏の賜なりと云はざる可からず、されば茲に明記して深謝の意を表す。

予の滿洲旅行調査に就て、白仁關東都督府民政長官、佐藤同警視總長、中村南滿洲鐵道會社總裁、國澤同副總裁、清野同理事、中橋大阪商船會社長、坪井理學博士、白鳥文學博士、神保理學博士等の諸氏を始めとし、其他關東都督府、在滿洲各帝國領事館、南滿洲鐵道會社、大阪商船會社等に在る諸氏より受けたる補助便宜頗る多し。予の滿洲を旅行し、且つ自由に調査をなすを得たるは、此等諸氏の熱心なる盡力に依りし結果なれば、これを記して、深く敬意を表す。

本報告中の外國語は主として英語の發音によれり。而して文中『シャ氏第何號』とせしは Édouard Chavannes, Mission archeologique dans la chine Septentrionale, 1909. の中に記する番號なりとす。

第五章圖版中に引用せし、支那古銅器及び洛陽發見土器は、東京帝室博物館の所藏品なり。尚ほ各章に通ずる寫眞圖畫中の土器、石器等の原品は東京帝國大學理科大學人類學教室、及び旅順遼陽等在住諸氏の所藏に係るものにして、予は予の爲めに、此等の貴重なる材料を寫眞、圖畫とする自由を與へられたる公私諸氏に向て感謝す。唯〻予の茲に最も遺憾とする所は、大連南滿洲鐵道會社所藏品をこの中に入るゝ能はざりし一事なり。

本報告は固より調査の梗概を記せし、一篇の復命書たるに過ぎざれども、予は不日之を大成し、更に論文として佛蘭西文にて起草せん考なり。現今滿洲に於ける人種、歷史、古物等の研究は、未だ端緒にだも就き居らざる狀態にあれば、この報告中、斯學上或は發見利益する所のものもあるべきと共に、誤れる節も

亦之あらん。こは予の謹て大方の諸賢に向て、訂正教示の労を取り給はらんことを望む所なり。要は未だ闇黒界裡にある満洲の事實を明かにせんと欲するにあるのみ。

明治四十三年十二月十九日瀬戸内海須磨、明石を望みつゝ、亜北丸の船中にて、

鳥居龍藏

目次

第一章　旅行の概略と調査事項……一
一　第一回の旅行……二
二　第二回の旅行……三
三　第三回の旅行……四
第二章　有史以前の民族……六
甲　地形と遺蹟との關係……六
一　遼東半島……七
二　遼河流域……八
三　鴨綠江流域……九
四　大凌河及び小凌河流域……一〇
乙　遺蹟の種類……一〇
一　遺物包含地……一一
二　遺物散列地……一一
三　貝塚……一一

丙 地理學的分布……二
丁 遺物存在の狀態……二
一 遺物包含地……二
二 遺物散列地……一三
三 貝塚双島灣の貝塚……一三
老鐵山下郭家屯の貝塚……一五
柏嵐子の貝塚……一六
大連伏見臺の貝塚……一七
貔子窩の貝塚……一七
四 石器製造所……一八
五 土器製造所……一八
六 篭場……一九
七 寨……一九
臺子山……二〇
大石橋の盤龍山……二〇
戊 貝塚其他に存する遺物……二〇
A 石器……二一

丙　地理學的分布……一一
丁　遺物存在の狀態……一一
一　遺物包含地……一一
二　遺物散列地……一三
三　貝塚双島灣の貝塚……一三
老鐵山下郭家屯の貝塚……一五
柏嵐子の貝塚……一六
大連伏見臺の貝塚……一七
貔子窩の貝塚……一七
四　石器製造所……一八
五　土器製造所……一八
六　窯場……一九
七　寨……一九
臺子山……二〇
大石橋の盤龍山……二〇
戊　貝塚其他に存する遺物……二一
A　石器……二一

石器の種類……一二
石斧……一三
石鉾及び石鏃の形式……一六
石器の石質原料……二二
B
骨器……三四
針錐の類……三五
骨鏃……三五
鈷の類……三五
C
土器……三五
土器の種類……三五
土器口部(縁)の形式……三六
土器把手の形式……三六
土器底部の形式……三六
土器の紋文……三八
D
金属製の物……三九
鉄滓……四〇
銅鏡……四〇
刀泉……四一
五一
五二
五二

E 雜部……五三
朱……五三
篆體の漢文字……五三
麻布……五三
家畜……五三
鹿……五四
F 食物……五五
G 考古學上の事實と文獻史上の事實との類似……五八
一 石鏃……五八
二 豚……五八
三 麻布……六三
結論……六五
第三章 刀泉……六六
一 大石橋附近の地形……七一
二 石器使用民族……七一
三 趙の明刀……七一
第四章 老鐵山上の石塚……七六
一 遺蹟存在の狀態……七九
二 遺蹟の種類……八〇
三 ケイルンに就て……八〇
四 老鐵山上の遺蹟とケイルンとの比較……八一
五 石塚の石材……八二
六 石塚の積方……八三
七 石塚の外形……八三
八 內部の形狀及び石質……八四
九 室の內部……八五
一〇 石塚より遺物……八七
A 人骨……八七
B 石劍……八七
C 土器……八八
一一 結論……八八
第五章 漢末—三國—晉時代に於ける漢族の遺蹟……八九
甲 遼東に於ける漢族の歷史……九四

乙 漢族の遺蹟……九五
一 墓所……九五
一 石棺……九六
二 石槨……九六
三 磚棺……九六
磚棺に使用せる磚……九九
四 貝墓(貝殻棺)……一〇三
二 住居蹟……一〇九
丙 古墓其他より出でたる器物……一一五
一、土製物……一一六
a 獣鎮……一一九
b 壺瓶類……一一九
c 徳利形……一一〇
d 皿、鉢、盆類……一一一
e 鼎……一一三
F 圜壺……一一三
G 登(瓦豆)……一一四
H 豚形陶器……一一四
I 博山鑪……一一五
J 斗鐘……一一五
K 銚子……一一七
L 模造品……一一七
M 屋根瓦……一一七
N 陶器……一一七
二 銅器……一二五
A 銅鉢……一二五
B 鏡……一二七
C 金具の装飾物……一二七
D 頭部身體の装飾物……一二七
E 腕環、指環の類……一二七
F 革帯の挿垂頭……一二七
G 武器類……一二七
三 鉄器……一二七
四 玉飾……一二七
玉製の装飾品……一二七
硝子製の装飾品……一二八

五　骨製の玩具……一三九
六　朱及び紙(?)……一三九
七　古錢……一四〇
A　五銖錢……一四一
B　半兩……一四一
C　大泉五十……一四一
D　小泉直一……一四二
E　貨泉……一四二
丁　人骨……一四二
結論……一四三
第六章　鴨綠江上流に於ける高勾麗の遺蹟……一五四
一　洞溝附近の地勢……一五四
二　國內城(丸都城)……一五四
三　墳墓……一五五
A　ピラミット式……一六〇
B　石机式……一六一
C　塚穴式……一六五
D　烟筒式……一六七
E　橫穴式……一六八
四　東夷諸族の文獻史上の墓式……一六八
五　好太王の碑……一七一
六　石礎及び古瓦……一七二
石礎……一七三
瓦……一七三
七　素燒土器……一七四

圖版目次

第一圖
A 旅順双島灣の貝塚全景
B 双島灣の貝塚

第二圖
A 旅順老鐵山下郭家屯の貝塚全景
B 双島灣の貝塚

第三圖
A 旅順双島灣貝塚全景
B 同
C 旅順郭家屯遺物包含地
D 撫順附近の遺蹟

第四圖
普蘭店附近臺子山遺蹟

第五圖
A 大石橋盤龍山の遺蹟
B 盤龍山上遺蹟發堀の狀態

第六圖
A 石斧、石庖丁、石鉾(旅順發見)
B 石斧(旅順發見)
C 同
D 石斧製造の摺り切(旅順發見)

第七圖
A 骨器
B 石鏃、石斧其他
C 土器破片
D 重り石

第八圖
滿洲石器時代遺蹟發見石器の種類

第九圖
同上發見石斧類別圖式

第十圖
同上發見石鉾石鏃形式類別圖

第十一圖　同上發見骨器の種類及び形式
第十二圖　同上發見土器の種類
第十三圖　同上發見土器の口部分類形式表
第十四圖　同上發見土器把手分類形式表
第十五圖　同上發見土器底部形式表
第十六圖　土器の紋文
第十七圖　同
第十八圖　同
第十九圖　同
第二十圖　同
第二十一圖　同
第二十二圖　同
第二十三圖　同
第二十四圖　内地發見の石鏃
第二十五圖　滿洲石器時代遺蹟發見刀、泉及び雜品
第二十六圖　A　遼陽附近完全なる磚棺の外部
B　同磚棺の内部
第二十七圖　A　磚棺の外部(遼陽附近)
B　磚棺内部を發堀する所(遼陽附近)
第二十八圖　A　磚棺内部人骨土器等の埋葬せられ居る狀態(旅順)
B　旅順の磚棺の内部
第二十九圖　A　貝墓存在の位置(旅順附近)
B　貝墓の貝殻を悉く取り去りし跡(旅順附近)
C　貝墓内に遺物の埋葬せられ居る所(旅順附近)
D　貝墓内に貝殻を入れある所(旅順附近)
第三十圖　A　遼陽附近磚棺存在の狀態
B　遼陽附近の磚棺發堀する所
第三十一圖　A　老鐵山上の石塚と共石室
B　老鐵山上の石塚
C　同
第二十七圖　A　石塚より出たる石劒
B　石塚より出たる土器
第二十八圖　A　太子河畔石棺の存在する狀態
B　太子河畔の石棺
第二十九圖　A　太子河畔の石棺
B　同
C　遼陽南門外の石槨
第三十圖　A　遼陽附近磚棺存在の狀態
B　遼陽附近の磚棺發堀する所
第三十一圖

第三十五圖
A 貝墓の互に存在する狀態(旅順附近)
B 貝墓の狀態(旅順附近)
第三十六圖
A 熊岳河畔の遺蹟(住居蹟)
B 同
第三十七圖
A 壺(土器)
B 屋根瓦
C 銚子形(土器
D 所謂博山鑪(土器)
第三十八圖
A 各種の土器
B 同
C 德利形土器
D 陶器、土器
第三十九圖
A 土器
B 壺形土器
C 土器
D 壺及び模形品
第四十圖
A 皿及び模形品土器
B 頭飾り及び土器、屋根瓦
C 五銖貨泉太泉五十、小泉直一
D 蟠夔壺
第四十一圖
A 甕、不明の土器、魚を入れたる盆、甕悉く模形品)
B 幾何學的紋樣の附せられたる壺類
第四十二圖
龍勾及び鳳勾
第四十三圖
滿洲より出たる有紋磚の紋樣

第四十四圖

陸心源著「千甓亭古塼圖釋」に圖する塼紋

第四十五圖

石槨に圖する甎紋と衣服其他の紋樣

第四十六圖

滿洲發見品と類似する古風俗

第四十七圖

黙鐶と博山鑪とに比較すべきもの

第四十八圖

A 銅鉇、銅斧、銅鏃、鐵鎗
B 銅鈸
C 銅鏡
D 同

第四十九圖

A 銅製熊形の脚部
B 銅鉢
C 銅製頭部の裝飾品と帶留
D 銅製金具(蟠夔、鳳凰及び花形)

第五十圖

旅順貝墓より出たる頭蓋

第五十一圖

A 洛陽より出たる土器
B 銅鼎、銅獸環壺、銅洗(清國發見)

第五十二圖

A 好太王の碑文
B 同

第五十三圖

A 滿洲洞溝に在る高勾麗王の古墓
B 同高勾麗王(所謂將軍塚)の古墓
C 將軍塚前より出たる屋根瓦

第五十四圖

A 洞溝の古墳

B　洞溝の古墳(土石の覆はれたるもの)
C　混江河畔上路河口の古墳
D　混江河畔葡萄架嶺附近上路河口に古墳の分布する所

第五十五圖
A　ピラミット形古墳の圖
B　同上石槨奥壁の積方同横斷面
C　同上平面圖

第五十六圖
A　ピラミット形古墳の破壞せられしもの
B　同形將軍塚と稱するもの
C　同形古墳の變形

第五十七圖
A　どるめん形古墳(洞溝)
B　どるめん形古墳(栅木城附近)
C　どるめん形古墳の破壞せられしもの

第五十八圖
A　塚穴式古墳(甲)、奥壁積方、縱斷面
B　塚穴式古墳(乙)、平面圖
C　塚穴式古墳(丙)、平面圖

滿洲南部界圖

——著者巡回順路

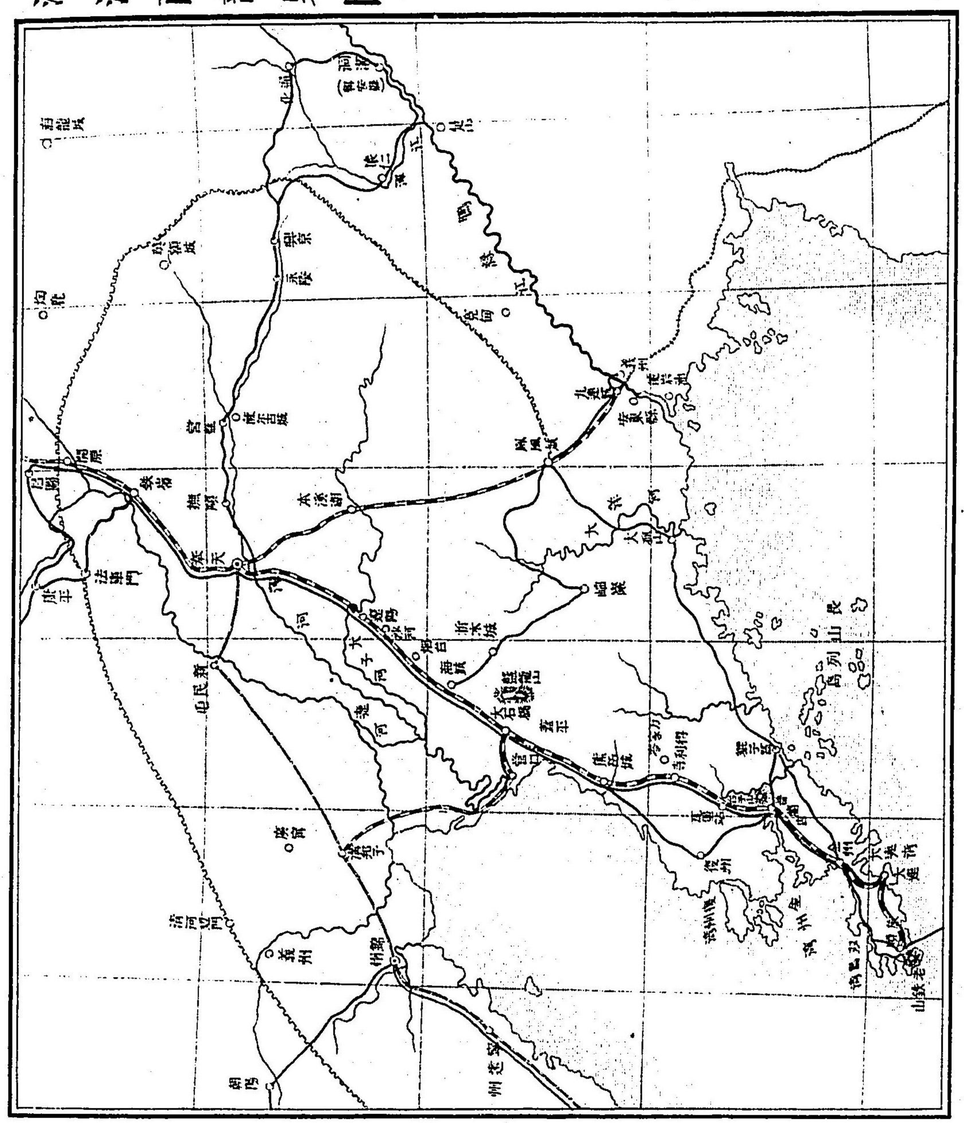

南滿洲調査報告

東京帝國大學理科大學講師　鳥居龍藏

第一章

旅行の概略と調査事項

滿洲に關する事項にして調査研究を要するものは頗る多岐なりと雖、就中其人種、歷史、古物等に關しては未だ充分の調査を經ざるが故に、必要の程度殊に深甚なるものあり。予は夙に此方面に於ける調査の必用を感ぜしも、唯其機會を得るに苦みしが、偶〻明治二十七八年の戰役に際會せり。當時予は尙一介の乳臭書生に過ぎざりしも、東京人類學會に向て滿洲調査の件を建議せしに、幸に同會の許す所となり、直ちに其派遣員として該地に赴き、普く南滿洲に於ける我占領地を巡遊し、宿望の一端を達することを得たり、是れ實に予の滿洲調査の第一着歩なりとす。次て三十七八年戰役の際は、東京帝國大學より人類學上取調として滿洲へ出張を命ぜられ、今回亦大學の命に加ふるに關東都督府の囑託を受けて、南滿洲各地の調査に從事せり。本編載する所の報告は、即ち此等三回に亘りて調査せし事項の概要を記述するものと云ふも不可なし、依て予は本報告を記すに先ち、豫め予が三回に亘りて實踐せし行程の概略を記述せんとす。

(一)第一回の旅行　予は東京人類學會より派遣せられ、明治二十八年八月下旬行を起し、同年十二月下旬に至る約五ヶ月間を費して滿洲各地を旅行せり。當時予は尙年少にして而かも旅行の初陣なりしを以て、其調査亦最も不完全不充分なりしも、予の滿洲に對して趣味を有するに至りしは畢竟此行ありし爲なり。今其當時の行程を略述せんに、予は先づ大連に上陸せり、當時の大連は今日の所謂大連にあらずして、大和尙山下の柳樹屯なる荒寥寂寞の一寒村なり。予は大連着後、直に當時我軍總督府の所在地なる金州に赴き旅行準備を爲し、陸路旅順に向へり。當時未だ鐵道の便あらざりしを以て、予は調査を爲しつゝ旅順街道を徒歩し、三四日を費して旅順に着し、同地及び其附近の調査を終はり、海軍省の御用船に便乘して山東省劉公島に到り、再び旅順を經て海路大連に上陸し、金州に歸れり。金州にて更に北行の準備を整へたる後、徒歩復州街道に出て、行々諸般の調査を爲しつゝ普蘭店、復州、熊岳城、蓋平、大石橋等の地を經て海城に至り、同地を中心として調査に着手せり。即ち先づ岫巖、析木城の間を調査して海城に歸り、再び同地より岫巖街道に出て、大洋河を遡り龍王廟を經て、鳳凰城に達せり、是に於て更に凰鳳城を中心として、其周圍の調査を開始し、同地より高麗門を經て、鴨綠江の西岸なる九連城に出て、次て江を渡りて、東岸なる朝鮮義州に入り、直に踵を回して九連城より安東縣を經て鳳凰城に歸り、更に同地を發して大孤山に出て、同地よりは主として黃海の海岸に沿ふて貔子窩に出て、金州に歸着せり。

以上は即ち予の第一回の滿洲旅行にして、予は此旅行に於て當時に於ける我占領地の全部を旅行せしなり。而して其旅行に於て得たる結果は、第一漢族及び滿洲人に關する土俗學上の事實を始めとして滿洲旅人の言語、文字、有史以前の遺跡、考古學上の事實等其主なるものなり。此行大本營、總督府及び各地駐屯部隊の補助を受けたること多く、其厚意深く肝に銘して忘るゝ能はざる所なり。

(二)第二回の旅行　明治三十七八年戰役終了するや、我東京帝國大學は滿洲に於ける諸般の事項の調査研究を必要なりとし、各專門家を同地に派遣することとなれり、乃ち伊東博士外三氏は建築調査として、市村博士は歷史調査として、各同地に出張を命ぜられ、予も亦其末班に加はりて人類學上の調査を擔任することとなりしが、現京都帝國大學教授內藤博士も亦當時外務省より滿洲歷史の調査を囑託せられたり。予は伊東、市村兩博士の一行と共に宇品より乘船大連に着し、旅順、金州を經て普蘭店に至り、滯在二三日間、鐵路遼陽に赴き、到る處調査研究を試み、進んで奉天に入り、伊東、市村、內藤諸博士の一行と共に奉天宮殿內の調査に從事し、數日の後奉天を發して鐵嶺に至り、遼河を涉りて法庫門に出て、順路康平に至れり。康平は新設の縣治にして、地は蒙古科爾沁の地なり、予は更に科爾沁管下の博王(バウワン)の一部及び賓圖王(ビントワン)の王宮に至り、僅に一小部分に過ぎざるも東蒙古極東部の調査を爲し、再び康平を經て小塔子に至り、更に遼河を涉りて昌圖に出て、鐵路奉天に歸れり。後又此地より啓行して渾河流域に沿ひ、撫順、營盤、永陵、興京等の各地を巡遊し、長柵を越へて通化に出て、更に山を越へて鴨綠江の上流に達し、洞溝に至れり。同地は有名なる高勾麗好太王古碑の存在するのみならず、高勾麗の陵墓地として一千四五百の古墳今尙存在し、加之古城亦此地にあるを以て、止まること三日許、歸途は江に沿ふて懷仁に下り、此地より再び長柵を越へ、渾河流域に沿ふて奉天に出て、直に大連に向ひ、十一月四日東京に歸着せり。此行調査研究せし事項は、明治三十八年十二月九日の『官報』に揭載せられたる復命書に記述せし如く、主として渾河流域に於て純粹なる滿洲旅人の身體測定を行ひしこと、及び滿洲旅人の風俗、有史以前の研究、漢末三國時代等に於ける漢族の遺跡、蒙古人の調査等、其重なるもの

なり。此行亦大本營、總督府より多大の便宜を與へられたるは、予の深く感謝する所なり。

(三)第三回の旅行　即ち今回の旅行にして、東京帝國大學より出張を命ぜらるゝと共に、關東都督府より囑託を受け、南滿洲鐵道株式會社及び大阪商船會社長中橋德五郎氏よりも亦非常なる補助を受けたり。此行明治四十二年三月二十二日神戸を發し、二十五日大連に着したるに、國澤南滿洲鐵道株式會社副總裁の紹介にて、同社員井上畑作氏を予と同行せしめらるることとなりたれば、相伴ふて旅順に向ひ、都督府より予と共に調査の命を受けたる吉田技師、三浦通譯兩氏と共に老鐵山下及び其附近、並に老鐵山上の遺跡を調査せり。當時大野東京帝國大學理科大學助手亦旅順に來り會したるを以て、予は之が調査に從事すること二十余日、其れより予は井上氏と共に普蘭店を經て貔子窩に至り、再び普蘭店を調査したる後、熊岳城、大石橋より營口に至り、遼河の河口を見、再び大石橋を經て遼陽に向ひ、同地を中心として調査を爲すこと一週間許、更に撫順に至り約四日の日子を同地の調査に費せり。予の當初の計畫にては撫順より奉天に向ひ、同地の調査を爲したる後、鐵嶺、開原、昌圖、長春を經て哈爾賓に至り、松花江上流地方を調査して、奉天に回り、安奉線に由りて奉天より安東縣に至る沿線各地を調査し、再び旅順に至り、前回未了の部分を調査する豫定なりしも、撫順に於て家嚴の訃音に接し、急遽歸朝することとなりたる爲、當初の計畫を遂行すること能はざりしは、予の大に遺憾とする所なり。而して今回の旅行に於て調査せし事項は、主として考古學上の事實にして、有史以前の遺跡、漢末、三國當時の漢族の遺跡、老鐵山上石塚の研究等其重なるものなり。今回の旅行に就ては、白仁關東都督府民政長官、佐藤同警視總長、南滿洲鐵道株式會社の中村總裁、國澤副總裁、清野理事、沼田庶務課長並に同社撫順炭坑の松田炭坑長、坂口庶務課長等の諸氏より受けし補助便宜頗る多く、又大坂商船株式會社の中橋社長及び坪井博士、白鳥博士並に關東都督府及び在滿洲各帝國領事館の諸氏の與へられたる便宜亦少なからず、特に茲に明記して諸氏の厚意を深謝す。尚最後に附記すべきは、予は前述の如く前後三回滿州を旅行せしも、此等の旅行は僅に滿州調査の端緒を開きたるに過ぎざるを以て、管に將來に於て調査研究を要する事項少なからざるのみならず、既に調査したる事項に就ても疑問頗る多し、而して予は第三回の旅行に先たち、東蒙古即ちシラムレン流域、興安嶺方面を旅行せるが故に予の今日の立場は東蒙古と滿洲とを合したるものを以て、研究範圍と爲さゞるべからざること即ち是なり。

第二章

有史以前の民族

南滿洲には太古如何なる民族の生息せしか、即ち有史以前の南滿洲は如何なる狀態なりしか、之を研究するは最も興味あることなりとす。滿洲は只さへ此方面の資料に乏しき所なるに加ふるに事、有史以前に屬するが故に、其研究に就ては一層困難なるものあり、此等の研究たる既に歷史の領域を脫し而して參考すべき資料なしとせば、有史以前の滿洲は全く之を研究する能はざるか、否決して然らず、之に就ては一個の手段あり、手段とは何ぞ、史前考古學(Prehistoric Archeology)の研究方法を以て研究すること即ち是にして、此學問の立脚地より滿洲を觀察せば多少得る所あるならんと信ず。予は此研究方法を以て從來滿洲に注意し、聊か得る所ありしを以て左に其梗概を記述せんとす。

史前考古學の研究は如何なる事項に注意すべきか、此時代たる最も遼遠なる時代にして、記錄の存在するものあらざるが故に、止むなく土中に存在する遺物より觀察して臆氣ながら當時の事態を推考せざるべからず。幸に滿洲は到る處此等の遺跡遺物存在ずるが故に、予は之に依て研究を試み、從來暗黑界裏に埋沒せられし滿洲の有史以前の狀態を明にするを得たり。予は今滿洲に於ける有史以前の遺跡遺物に就て記述する所あらんとす。

(甲)地形と遺跡との關係

抑古代の狀態を研究せんとせば、其地形の今日と大に異るものあることに注意せざる可らず、例へは古昔に於て汪洋たる海面、若くは滔々たる大河の横流せし地域も、今日にては海岸若くは河岸より數里を隔つることあり。又昔日の平原變して今日の碧海となりしものありて、地形は時々變化しつゝあるが故に、有史以前の事に就て研究せんとせば、此等の土地の變化に注意せざる可らず、唯々現在の地形のみを見て太古を想像するは最も笑ふべきことなりとす。斯は曾に實地に就て研究する者のみならず。地圖を見るものも亦此注意なかるべからず。要するに此等の研究家は現在の地圖を見るも何等の利益なく少くとも地質圖に依らざる可らず。予は深く意を此點に致し有史以前の民族と地形との關係とに深き注意を拂へり。予は地形と遺跡との關係を述ぶるに就て、先づ左に(一)遼東半島、(二)遼河流域(渾河及び太子河を含む)(三)鴨綠江流域(鴨綠江四岸)(四)大凌河及び小凌河流域等に區別し記載すべし。

一 遼東半島　遼東半島は東は黃海に面し西は渤海に臨み、南端は山東省の廟島列島に連る。地形は專ら山形のみより成り、僅に海岸線に於て平地の發達せるを見るのみ。而して此方面に於ける有史以前の民族は專ら其當時の海岸線若くは海岸線に接したる河の流域に生息したるものなりと信ず。當時の民族は專ら其當時の海岸線に生息せしか、予は此方面に存在する遺跡遺物の上より推考して、今此方面に於て遺跡遺物の存在する地點を順次南端より列擧すれば、旅順附近に於ては二百三高地の附近、旅順の都督府官舍の丘陵、老鐵山下、柏嵐子、双島灣等にあり。又大連、柳樹屯及び金州の高臺地、普蘭店の東部より和尙屯、惠家屯、蜜子山、熊岳河畔の丘陵地にも存在し、尙ほ、龜子窩の丘陵に於ても石斧を得たり。此等の場所は双島灣を除くの外、遺跡遺物の存在は孰も丘陵の上にあり、然るに獨り双島灣のみ、最も低き冲積層の上に存在せるは深く注意すべきことなりとす。

此等の遺跡が孰も高處にあるを以て見れば、今日の低き冲積層の地點は當時海面なりしが如く思

はる。又彼の双島灣の如き其位置沖積層の上にありと雖、其三面は孰も丘陵にして前方即西方のみ展開して海岸まで約十町を爲せり、思ふに此遺跡の存する場所は當時に於て其土地既に沖積せられ當時の民族は其上に生息せしものなるべく、而して此遺跡が貝塚より成れるを以て見れば、今日の双島灣は少くとも此貝塚の存在する附近まで海水の浸す所なりしなるべし。

二　遼河流域　遼河は滿洲に於ける最も大なる河流にして、實に一大流域を形成せり。而して其流域たる東は蓋平附近より、西は錦州の東部に一線を劃したる、其北方の部分にして、南滿線と京奉線との中間は實に其の區域に屬す。尙ほ詳言せば東は蓋平、遼陽、奉天、鐵嶺、開原の山地、西は錦州、康寧、法庫門等の地を控へ、其間大なる沖積層の平原を形成し、現今は遼河其間を貫流せり。然れども古昔は此等廣大なる沖積層の部分は海水進入して廣く彎曲せる灣を爲せしも、遼河の上流より漸次土砂を運び來り、又海岸の漸次堆積せられし關係より、終に今日の如く沖積せしものなるべく、此堆積の經過如何を研究するは最も興味ある事實なりとす。殊に此くの如き新しき土地の變化を調査するには、地質學上の化石に依ること能はざれば、當時生息せる人類の殘せし遺物等に依るを最も便利なりとするが故に、此點に於て有史以前の遺跡遺物は此研究に對し有益なる事實を供給するものなり。左れば此流域に於ける有史以前の遺跡の存在は、單に有史以前考古學上のみならず、地質學上に於ても亦最も注意すべき事なるべしと信ず。然らば此方面に於ける有史以前の遺跡遺物は如何なる場所に存在するかと云ふに、今日までに知られたる所に依れば、未だ新しき沖積層の上には之を發見せずして、孰も高臺の上に存在せり。今少しく其事實を擧げんが爲に先づ遼河本流の流域に就て述べんに、鐵嶺より遼河を渡れば賽馬堡附近より西に向て丘陵發達せるが、此丘陵の四面沖積層を以て圍

まるゝを見れば、昔時は少くとも島嶼なりしなるべく、而して賽馬堡の西方三臺子と稱する所に於て石斧を發見せり。又法庫門の北方に康平縣あり、此地今は縣を置かれたるも元は蒙古の地にして湖水を湛へ此邊亦有史以前の石斧の發見せられし者ありしが、其發見の位置たる低地に非ずして實に高臺地なり。其他蓋平の尖端たる高臺地に於ても石斧を發見し、大石橋附近の盤龍山上にも亦此等の遺跡あり。更に太子河流域、即ち遼陽地方の狀態如何と見るに、現今の遼陽城の南門外に於ても石斧を發見し、又滿洲初期の城郭として有名なる彼の東京城の立てる太子河前岸の丘陵上にも遺跡ありて、石鏃、土器等を發見せしが、思ふに太古は東京城の存在する地點附近まで海水侵入せしならん。唯々茲に注意すべきは遼陽南門外の土地なり、此南門外は地質學上より見れば明に沖積層なるに拘らず、有史以前の遺物の存するを以て見れば、現今遼陽城の在る處は其際既に沖積して人類の生息に堪ゆるの地なりしと明なり。轉じて渾河の流域を見るに撫順千金寨附近の丘陵上には當時の遺物多く存在し、尙河を遡りて營盤附近に至れば、其南岸に滿洲初期の歷史に於て有名なる薩爾滸城の城址ありて、其高臺地にも遺跡を存し、予は此地に於て石斧を拾へり。予は更に同河を遡りて調査する所ありしに滿洲古帝陵の所在地たる興京城の丘陵上に遺跡の存するを見たり。此等の事實より考ふれば遼河流域に於ける遺跡は孰も高臺の上に在りて、今日の遼河本流の新しき地層の上には見ることなし、是れ最も注意すべきことなり。

三　鴨綠江流域　鴨綠江流域にも遺跡存在せり。予は佟家河畔（渾江の懷仁城に於て石斧を得たり。此地は最も新しき沖積層なるに拘らず、此くの如き遺物の存在するを以て見れば、當時既に懷仁城附近に於て沖積せしこと明なり。予は鴨綠江流域中僅に此地に於て遺物を發見せしのみなる

も、右の事實より推考すれば、此流域に尙遺物の存在せること疑ふべからず。抑々愍仁、通化、寬甸等の地は現に滿洲に屬するも、之を地理學的に見れば明に鴨綠江の西岸にして、即ち鴨綠江の流域に屬し昔時より高勾麗人(扶餘族)の出沒せし所なりとす。

四　大凌河及小凌河流域　此流域は錦州、廣寧、朝陽等の地を含み、滿洲としては最も西方に位する山地にして東部蒙古の南邊に連接し、大凌河、及小凌河、此間を流る、而して此地方の東部即ち廣寧附近の如きは、西に醫巫閭山の如き山岳を負ふも、東は廣漠たる凌河流域の冲積層の大平原なり。予は大凌河の上流地方即ち朝陽の西部にして、且小凌河の源流地たる地方に於て遺跡を發見せり。

(乙)遺跡の種類

史前考古學上此等遺跡に就て研究を爲すに方りては、其遺跡存在の狀態及び生活狀態の兩方面より調査研究するを常とす。而して予は先づ前者即ち遺跡存在の狀態より述ぶべし。

一　遺物包含地　こは遺物が舊時の狀態の儘に存在し。土を以て、自然に其上を蔽はれたるものにして、即ち當時の狀態が其儘土中に包含せられ居るものを云ふ。兆の遺跡と雖此くの如く土中に存在するときは、現に吾人の步行する地上に於て認めらるべきものに非ず。此包含せられたる狀態が吾人の目に觸るるに至るは、多く其土地が崩壞し、若しくは耕作の際堀り出さるゝ結果自然に發見せらるるなり。此事實は曾に日本に於て認めらるるのみならず、何處の遺跡に於ても亦然りとす、吾人は斯るものを稱して遺物包含地と云ふ。包含地は當時の民族の生活の狀態を依然として傳ふる遺跡なるが故に、之を研究せば當時の生活狀態は、確に證明せらるべし。但腐朽すべき性質のものは消滅せりと雖、之に反するものは依然存留し尙、注意を加ふれば當場其他の跡等を窺ふことを得るなり。

二　遺物散列地　こは遺物包含地が破壞せられ、又は車輪、我は鋤、鍬等に依り發堀されたる結果、として、其遺物が地上に現出したるものにして、間々地上に於て一二の遺物を拾ふが如き亦此例に屬す、吾人は之を稱して遺物散列地と云ふ。世人は此遺物散列地を目して直に當時の遺跡なりと斷定するも、眞の遺跡地には非ず、固より多少の遺跡たるは論を竢たざるも、眞の遺跡は遺物包含地にして、之が天然若くは人爲に依りて發見せられたるものなりとす。

三　貝塚　貝塚(Kjoekkenmoeddings)は之を或意味より云へば明に遺物包含地の一種類に屬するも、吾人は先づ之を別に分類するの必要ありと信ず。抑々貝塚なるものは當時の民族が食後其殘片を投棄せし一種の塵芥集積場にして、此集積場には獸類、魚類、貝類或は植物性のもの等存在せしならんも、植物性のものは疾に腐敗し、又動物性のものと雖、其柔脆なる部分は既に消失して、唯々僅に其堅硬なる部分のみ存在す、即ち貝殼、魚骨稀に鱗並に獸類の骨及び角等の存在する所以にして、就中貝殼最も多し、此點に於て吾人之を貝塚と稱す、左れば貝塚の中には貝類を主として尙前記諸物の殘片を交へ、又當時の民族の使用せし諸種の器具等も混入せるを以て、之を研究せば能く當時の民族の生活狀態を知ることを得べし。

(丙)地理學的分布

予は上來遺物包含地、遺物散列地及び貝塚に就て述ぶる所ありたるが、今此等三種の遺跡が南滿洲

の如何なる地方に存在し、且此等地方より如何なる遺物が發見せられたるかを左に一覽表として示すべし。

	地名	遺跡存在の事實	發見遺物の種類
遼東半島	旅順老鐵山下	貝塚及び包含地	土器、骨器、石器等を夥多しく存在す
	同柏嵐子	貝塚	石斧及び土器破片
	同双島灣	貝塚	土器、骨器、石器等を夥多しく存在す、最も標本とすべき遺跡地
	營城子	散列地	石斧一個
	同新市街	散列地	土器破片
	大連伏見臺	貝塚	石斧一個
	同柳樹屯	散列地	
	同瑩家灘（大和尚山の東南）	散列地	石斧一個
	金州の東方丘陵上	散列地	石斧二個
	普蘭店の東方丘陵上	散列地	石斧數個
	同和尚屯	散列地	石斧數個
	同惠家屯	散列地	石器、土器等を多く包含す、包含地の標本としては最もよし
	臺子山	包含地	石斧二個
	魏子窩	散列地	
	木耳山南端（大孤山の東南に見ゆる半島）	散列地	石鏃一個
	熊岳城附近	散列地	石斧一個
	蓋平西方の丘陵上	散列地	土器破片、石器等
	大石橋盤龍山上	包含地	

	方面	遺跡存在の事實	發見遺物の種類
鴨綠江流域	遼陽の南門外	散列地	石斧一個
	同太子河北岸東京城古趾の丘陵上	散列地	土器破片、石鏃
	撫順一帶の丘陵上	散列地	土器の破片及び石器多く散列す
	薩爾滸城の丘陵上	散列地	石斧一個
	興京故趾の丘陵上	散列地	石槌の類
	遼河の西岸三臺子以北の丘陵上	散列地	石斧一個
	康平の西方	散列地	石斧一個
大小凌河流域	朝陽の西方	散列地	石斧一個
	巴圖營子の南	包含地	土器破片
	小梁河の上流地（杖子店）	散列地	石斧一個

南滿洲に存在する遺跡及び其地理學的分布は、實に以上の如くなるが、今之に就て更に詳細に述ぶる所あらんとす。

(丁)遺物存在の狀態

一　遺物包含地　南滿洲に於ける遺物包含地にして、最も代表と爲すの價値ある場所は、普蘭店

附近臺子山の遺跡なりとす。遺物包含地は前表に示す如く所々に存在すれども、中に就て其完全に保存せらるるものは臺子山を以て最第一とす。

臺子山の遺跡は寫眞圖版第四圖最も高き所に在りて、日露戰爭の際、此地に砲臺を築かんとして之を發掘せしに偶然遺物を包含せるを發見せり。

今其横斷面となれる所に就て說明せんに、圖の如く上部は雜草繁茂し、之れより一尺強以下の處に遺物を包含し、其最底部を圖中「は」の所とす、圖中「い」より「ろ」までは土壤にして、稍黒褐色を呈し、「ろ」より以下は多少岩石の碎片を混じ、「は」に至て益々甚しく碎片亦大を加へ、其以下は終に岩床を成せり。

「ろ」より「は」までの距離は一尺二三寸許なるべく、又「は」以下には遺物を包含せざるを以て、其遺物を包含する地の厚さは二尺五寸許なりと云ふことを得べし。而して其遺物包含の狀態は我日本內地に於けるものに同じ、尙注意すべきは「い」より「ろ」までの部分なり、此部分は當時の民族の生活せし時代より今日に至る迄の年代を意味するものなるべく、從て「い」より「ろ」に至る距離一尺強は年代を示すものと云ふも不可なかるべし。

次に遺物包含地として注意すべきは、大石橋盤龍山上の遺跡なり（第五圖A、B）。此遺跡亦其上部は少しく取り去られたるも、上部を蔽へる土の深さは略右に同じく、其包含の狀態亦同一なり。

尙旅順郭家屯の遺跡（寫眞圖版第三圖）を見るに、其上部は開墾の爲多少取り去られたるも、又前記遺跡と同一の深さを以て存在せり。左れば南滿洲に於ける有史以前の年代は此尺度を以て測るとを得べく、又前述の如く當時の民族の使用したるものにして、腐敗せざるものは、總て此等の遺跡に殘存せるを以て、吾人は此等の遺跡に於て、當時の民族の生活狀態を、其儘今日に於て目睹することを得べし。即此等の包含地には、土器あり、石器あり、石器を製せし原料あり、當時の民族の食料たりし動物の骨及ひ角あり、其他竈場の跡と覺しきものありて、石を疊みて竈の如き形狀を作り、其附近には木炭散在せり、竈場は普に石を用ゐしのみならず、土を用ゐしものもあり、或は地上火勢の爲赤褐色を呈し、此附近に植物の莖葉等の形を印せる土塊ありて、宛然化石の狀態を現せり、こは尙ほ普蘭店台子山、撫順の高台の遺跡に於ても存在せり。此土塊に附着せる植物は之を矢部理學士に質すに Phragmites communis Tr. にして、即ち葦の類なりと云ふ、矢部氏に從へば滿洲にはこの植物各地に存在し、現今土人はこれより敷物、蓆等を造り、又家屋の屋根を覆ふに用ゆと云ふ。果して然らば石器時代の當時にありても斯くの如き川をなすが爲めに右植物を取り來りしものならん。當時の土塊よりこの事實を知り得たるは最も愉快なりと云ふ可し。

尙小凌河流域に於ける包含地は、地下一尺三寸許の處に埋沒せるが、何れにするも包含地は當時の民族の生活狀態を知り得べきものなれば、最も研究に値するものなりと云ふべし。

二　遺物散列地　遺物散列地の生ずる原因は前にも已に述べし如く一樣ならず、或は風雪雨水の爲、自然に土中より出づるもあれば、又牛馬車通行の際、若しくは耕作の際、偶然鋤犂を遺物包含地に加へ、遺物を地上に散亂せしむるものあり、滿洲の如き後者を以て最も多しとす。而して滿洲に於ける遺物散列地に就て一二の例を擧ぐれば、遼東半島に於ける金州東方の丘陵上、普蘭店、和尙屯、熊岳城附近等は皆耕作の際、遺物を地上に投げ出したるものにして、其貔子窩に於けるものは、雨水の爲に洗

ひ出されたるなり。遼河流域には耕作の際地上に現はれたるもの多きも、康平の散列地は、雨水の爲に地上に露はれたるものゝ如し。其他鴨綠江流域に屬するものは、雨水に依て露出されたるものゝ如く、大小凌河流域に在るものは、耕作の際發堀せられしものなり。

三　貝塚　**双島灣の貝塚**　南滿洲に於て貝塚の存在する場所は、主として遼東半島方面なりとす。而して其現に發見せられたる部分は旅順附近、大連附近にして、其以外には未だ發見せられず、中に就て標本としても最も有益なるものは旅順の西部双島灣に在るものなり。(寫眞圖版第一圖A、B、第二圖A、B、第三圖A、B)双島灣の貝塚は非常に廣大にして東西二個五に連接せり。其今日貝殻の在存する面積は、長さ約三十間に亘り、且其幅約十五間に達す。而して其上部を蔽へる土壤は既に少しく鋤犂を加へられたるを以て、正確に其厚さを知る能はず。されども東の貝塚は厚さ三尺五寸、西の貝塚は同五尺なり(最も厚き所にて)。此貝塚の存在する場所は現今の海岸を距ること約十町にして、其地府は沖積層なり。然れども此地の地勢たる三方丘陵を負ひ、西は渤海灣に臨み、今日貝塚の存する邊は有史以前既に陸地となり居りしこと明にして、其附近まで海水の浸す所なりしならん。此等の事實に依て見れば、其當時の双島灣は今現に貝塚の存する附近に、輪廓を劃すべきものにして、即ち現在貝塚の邊より海岸線までの間は灣を爲せしならん。此貝塚を積成せる貝殻はアサリ最も多し、今是等の貝類を列擧すれば左の如し。

Tapes philippinarum Adams & Reeve. アサリ

Area (Scapharca) inflata Reeve. アカシヒ

Rapana bezoar Linn. アカニシ

Mya arenaria japonica Jay. オホノガヒ

Ostrea gigas Thunberg　カキ

又貝塚の中には當時の哺乳動物の骨、角、齒等混入殘留し、鳥類、魚類の鱗骨、爪も亦存在せり。而して是等の斷片中、其何の動物たるかを知るを得べきものは哺乳動物としては猪鹿、犬、豚、馬、牛等あり、鳥類としては鷹(東海青)あり、魚類としては鮫あり。是に由て當時此附近に猪鹿の多く棲息せしことを知るべく、又當時の民族が海濱に出ては魚介を漁り、山野に入りては哺乳動物を獵り、以て其食料に供せしことを知るべし。猪鹿の如き既に双島灣附近に棲息せずと雖、貝類は今猶舊の如く在存するものあり、又は大に其數を減せるものあり。而して哺乳動物中、犬、豚、牛、馬等の出てたるより見れば、當時既に彼等を家畜とせしを知るべし。されど茲に注意すべきは、是等の家畜の骨は他の鹿、猪等の骨に於ける如く何づれも長さ平均四五寸程に切斷なしあれば當時食用に供せしものたるや明かなりとす。

以上は當時の生活狀態を調査するに於て緊要の材料なるのみならず、之を以て現時の動物と比較するは甚だ興味あることなるべし。以上列擧せし材料は何れも天然物なるが、此地より尚人工に成る種々の器物發見せらる、或は石器あり、土器あり、骨器あり、斯學上何れも有益なる資料なりとす。

老鐵山下郭家屯の貝塚　次に述ぶべきは老鐵山下郭家屯の貝塚なり(寫眞圖版第二圖A第三圖C)此貝塚は双島灣に於けるものゝ如く貝殻多からず、僅に包含地中に存在するのみなり。其上部を蔽ふ土の深さは開墾の爲正確に知ることを得ず、此貝塚は通常の包含地と接續し、附近には竈場の跡今尚存在し、或は石を以て築きたるもの、或は粘土を以て作りしものあり。粘土を以て作りしものゝ

中には、前述の如く葦の類の莖、葉等附着せるものあり、此貝塚の形成せる貝類は左のものよりなれり。

Cyclina flavida Deshayes. オキシヾミ

Ostrea gigas Thunberg. カキ

Monodonta labio Linné. イシダヽミ

Chlorostoma rustica Gmelin. コシダカガンガラ

Rapana bezoar Linné. アカニシ

Potamides (Batillaria) multiformis Lischke. ウミニナ

其貝殼の中には哺乳動物、魚、鳥等の骨片を混じ、又之を發掘せば石器、土器、骨器等を發見すべし。

柏嵐子の貝塚　今僅に存在するのみにして、前記双島灣若くは老鐵山下の貝塚とは到底比較すべくもあらず。曩日は假令些少にても貝塚の狀態を存せしならんも、曾て露人が此地に兵營を築かんとして、地均を爲せし爲め、其形狀大に破壞せられたり。故に貝塚としては標本と爲し難きも、其貝塚たることは明白なれば、茲に其存在を示せしなり。之を發掘すれば土器の破片等を採集することを得べし。

大連伏見臺の貝塚　規摸狹小にして、僅に海岸に面する丘陵の斷面を爲せる、其上部に包含せらるゝを認むるのみ、而して此處にて鹿骨、土器等も混入せるを見たり。

貔子窩の貝塚　貔子窩の丘陵上にも亦所々貝塚の散在するを見る、然れども此貝塚は果して有史以前の民族の殘せしものなるや否や、未だ其中より當時の民族の使用せし器物を發見せざるが故に、何等斷言を下す能はず、後日の研究に待つの外なきも、既に貔子窩に於て二個の石斧を得たる事を

以て見れば、或は此地の貝塚も有史以前のものなるやも知るべからず。而して此地の貝塚は主として蠣殼より成れり。

四　石器製造所　以上遺物包含地、遺物散列地及び貝塚に就て述べ來りたるが、此等は何れも住居跡の例に屬するものなり。而して之に附隨して尙述ぶべきは、當時使用の器具を製造せし場所の事なり、當時は主とし利器に石器を使用せしが故に、何處かに其製造場ある可き筈なり、然るに幸にして予は遺跡を旅順老鐵山下に於て見ることを得たり。而して其製造所の遺跡は、丘陵の上に在りて、石斧の完全なるもの、其半製品、其原料たる石材等多く存在す。斯は有史以前の民族が此處に於て石器を製造せし實例を示すものにして、斯る場所は他にも必ず存在するならんも、未だ此くの如き大規模の石器製造所を發見したることなし。故に此地は當時の石器製造所として最も標本とすべき價値ある場所なりとす、尙小規模なから石器を製造せしならんと思はるゝ場所、撫順の丘陵上にも存在せり。

五　土器製造所　土器製造所は未だ完全なるものを發見せずと雖、往古土器を製造せしならんと思はるゝ場所を間接に知り得たることあり。而して其場所は予の知る所に依れば二個所にして、即ち一は旅順の老鐵山下、一は大石橋の盤龍山上にあり。先づ前者に就て云はんに、此地より只一個、土を丸めて之に指形を印せる、燒けたる土を發見せり、此土は土器の製造に用ゆる粘土にして、土器を作る際此粘土が不用となりし爲之を丸めて土器の燒場附近に置きありしもの偶然火に燒かれて殘留せしものなるべく、從て當時土器を此處にて製造せしことを明に推知することを得べし。次に大石橋の盤龍山上にては遺跡中に混入せる土器製造用の小量なれども粘土を發見せり、此事實亦此地

に於て土器を製造せしことを考ふるに足る。

六、竈場　有史以前の民族の竈場を作りて、炊爨を爲せし事實あることは前にも述べしが、尚竈場に就て詳しく說明せんに竈場は主として石を以て築かれたるも、中には粘土を以て作りしものあり。何れも其近傍の土は赤褐色を呈せるを以て其竈場たること明にして、尚近傍には木炭散在せり。木炭は貝塚の中よりも發見せらるゝを以て、當時の民族は燃料として薪を使用せしことを知るべし。固より今日北方民族の爲すが如く動物の糞を以て燃料とせしものあるべきも、思ふに當時滿洲には樹木繁茂せしなるべく從て燃料として多く樹木を使用せしならん。

七、寨　土寨記述せし準例は、主として普通の住居跡に屬するものなるが、尚遺跡として一種特別のものあり。其は茲に云はんとする寨若は砦のことなり。此等の遺跡は普通の住居跡にあらず、專ら敵に對する防禦に使用せしものにして、其興味ある標本として二個の場所を發見せり。普蘭店附近の臺子山、大石橋の盤龍山即是なり。

台子山　こは寫眞圖版第四圖に示すものにして、普蘭店の東方約二里半許の地に在り、丘陵的の山形を爲し、之と相並んで尚一の丘陵あり、其南方に位するもの即臺子山にして、北方に在る者を鍋底山と云ふ、高さ各三町許あり、此附近の丘陵は多く起伏せるも臺子、鍋底兩丘陵の如く特に目立ちて山形を呈せるものなし。此二大丘陵の位置は黃海に流るゝ大沙河の河畔にして、一度此等の丘陵上に立たば、東に遠く黃海を望み、西に遼東灣南に大和尚山、扯ては金州附近までも一眸の下に集むることを得べし。有史以前の民族の遺跡は實に臺子山の最絕頂に存せるが、今日此丘陵上には唯々雜草の繁茂せるのみ、一の樹木を見ざる禿山にして之に攀登すること頗る困難なり。此くの如く二個の丘陵相對峙して而して其最高頂に有史以前の遺跡の存在せるは實に奇なりと云ふべし。斯る場所に遺跡の存すべしとは何人も容易に思ひ到らざる所なるが、日露戰役の當時此丘陵上に砲臺を築かんとして述べしが如く、最も價値ある包含地にして、之を開掘せば石斧、石鉾、石庖丁、壺、皿、紡綞車等を發見すべく、其他木炭も存在すれば、竈場の跡もありて、植物の附着せしもの亦之を認むることを得べし。何故に斯る高き且不便なる地に住居せしか、怪むべき事にして、普通の住居跡としては、之を說明することを得べし。

能はざれば、敵を防禦する爲に築かれたる、寨又は柵なりしなるべし。今は禿山なるも當時は樹木繁茂し、飮料水も亦多少之を得るの方法ありしなるべく、且大沙河の流を控へ、丘陵上よりは附近一帶の土地を展望することを得るが故に、防禦地として最も適當の地たることを知るべし。

大石橋の盤龍山　盤龍山は大石橋の東方に在る丘陵にして、寫眞圖版第五圖A、B高さ二百米突許、西方は遼河流域及び渤海灣に面するも、其後方に長白山系の千山山脈に連續し、最も防禦地に適す。此山上亦有史以前の民族の遺跡ありて、之を開掘すれば土器、石器、木炭、動物の骨等を得べし。此等の事實は前記普蘭店附近臺子山の例と同じく、通常の住居跡にあらずして、西方より來る敵を防ぐ爲に設けし山寨たること明なり。此遺跡亦容易に發見すべからざる所なるも、之また日露戰役の際此地に砲臺を築かんとして、偶然之を發見せるなり。然れども當時は單に刀錢を發見せし場所として有名なりしが、今回予は刀錢調査の爲此地を發掘せし際、偶然此地が有史以前の民族の遺跡なることを發見し、同時に此地の位置より考察して當時一種の防禦營造物として使用せしことを知るなり。

(戊)貝塚其他に存する遺物

遺跡に次て述ぶ可きは、遺跡に存在する遺物之なり、而して余は今便宜の爲め、これを石器、骨器、土器、金屬製の物、雜部、及び獸魚鳥貝類の殘片等に區別し、聊か精しく左に記述する所あらんとす。

(A)石　器

石器の種類　滿洲の遺跡より發見せる石器の種類を擧ぐれば、第八圖版の如く、即ち(一)石斧、25、(二)石鑿、29、(三)石鉋、30、(四)石庖刀、1、‖10、(五)石鉾、18、(六)石鏃、11、‖17、(七)石錐、19、20、(八)石鏃、33、(九)石鎭、21、32、(十)小礁、22、(回石と稱するもの)、(十一)砥石、24、(十二)使用不明の物、23、(俗に石冠と稱する物に似たる石片)是れなり。

石器の種類中最も多きものを擧へば、石斧、石鏃等にして、石庖刀、砥石之れに亞けり。以て其生活狀態の如何を顧ふべきなり。故に石斧石鏃等に就ては、其形式比較の爲め殊に別圖を製せり。

內地より發見せらるゝ石器の種類と之を比較するに、我に於て多く發見せらるゝ石棒、石鋤、(獨鈷形をも含む)は一個も存在せず、又我に於て嘗て見ざる所の磨製の石鉾が滿洲に於て發見せらるゝとは最も注意すべき點なり。然れども圖中8の如きは其角度より推定すれば、或は我が直刀に近きものなるやも知るべからずと雖ども、寸段の破片全形を度るに苦む、唯點線を施し姑く石庖刀部に屬せり。

石庖刀の形式は我內地發見のものと大差なし、唯3、の楕形のもの曾て我に於て見ざる處のもの、又打製にして孔無く內地に絕て見ざる所のものならざりしが、9、に據りて穴の穿方等に就き得る所多し、又10、は重鎭は共に網に附着せしものにして、回處は糸繩を結ぶに便せり、32、の形式は我內地發見の物に見

へず、21、の形式は下總國結城塵塚發見土製の物と一致するのみならず、露領沿海洲アムルスキー灣より發見せられたる重鎭が其形式及其手法共に一致せるを見る。

小礁、22、(回石)、砥石、24、の形式は我內地に於て常に見る所のものにして、前者は金剛砂等の粉末を製すべく、後者は石斧等の琢磨に須ひしや明なり。

石鏃は我內地に於ても、千曲川沿岸更科郡更三十村より、又石狩上川ウエンベツより、發見せらるゝ所にして、此33、の物と大小形式等一致せり、唯異なるは石狩發見の物は磨製なるに拘はらず、打製なること之なり、既に滿洲に於て磨製の石器鮮からざるより見れば、其磨製の物の存在せしも論なかるべく、倶に柱狀の物に附着し、兵器及獵具に使用せるものなること『契丹國志』の八卷二十三、狩獵時侯の條に、……又好以銅及石爲槌、以擊兎等に徵して明なり。而してこは現今蒙古人の間にも用ひらるゝものにして、即ち中央の孔の所に棒を差込み、山野を步行する際常にこれを腰にす、若し兎其他の獸に出會せば、直ちにこれを投げ附け、以て其動物を捕ふるなり。

是等の資料は1、5、7、11、12、15、16、17、19、20、33、は滿洲都督府官吏諸君の所藏の物にして、餘は悉く大學敎室の藏に係れり。而して其出處は1、3、4、5、‖9、11、‖24、26、29、‖33、は旅順。2、普蘭店。10、25、27、渾河々畔。28、遼河々畔康平の發見に係れり。

石斧　予は玆に先づ石斧(石鑿石鉋を包含す)の形式其他に就て記すべし、こは第九圖是にして、即ち資料は16、17、20、33、36、37、38、39、41、42、44、45、47、の十三品は都督府官吏諸君の有に係り、他は渾て大學敎室の所藏に據れり。

是等石斧の發見地は1、21、22、24、渾河々畔撫順の高臺。2、‖17、19、20、29、‖62、旅順。18、老鐵山。23、28、普

蘭店。25、鴨綠江畔壞仁。26、遼河々畔鐵嶺法庫門間。27、營盤薩爾滸城丘陵。なり。

1、28、は普通の石斧にして、29、‖33、は石鑿、‖34、‖46、は石鉋なり、概して之を謂へば半磨製の物多く、精巧なるものは23、40、其他比較的類品少なし。47、も半磨製の石斧なれど頭部の形式を異にせり。48、49、は半面打製半面磨製の石斧にして、50、‖53、57、58、は打製石斧、54、55、56、は石鉋の未成品、59、は自然石の石斧に似たるものに刃部を打毀きて鋭利ならしめたる物、60、61、62、は倶に自然石にして、石器と共に發見せられたるもの、蓋し其材料として保存せられたるものなり。

石斧(石鑿石鉋を含む)は最大長五寸一分にして、幅最横三寸七分、厚さ最厚一寸四分のものあり、又最小長さ九分、幅最狹一寸一分、厚み最薄一分八厘のものあり。然れども普通は長四寸内外、幅二寸内外、厚一寸内外のものにして、最も多き形式は1、3、4、11、の式に屬し、多くは兩刃所謂蛤刃なれども、中には21、28、の如く稍片刃に近きものあり、又刃渡りも正圓形のものを普通とすれど23、‖28に於ける如く不等邊のものあり、又29、‖32、の石鑿の如きは一面直縱線(中には稍内手、曲りしものあり)を引けど、他面は之と幷行せず。中央に於て約七十度の角度を以て直縱線の兩端に接し、刃部亦約七十度に四十度の尖端を有するものあり。又頭部に孔を穿ちしものは、磨製の精巧なるものにして、厚さ薄く幅廣の石鉋にして、中には青綠色を帶びたる玉質より成り、恍として顏を輝すものあり。蓋し紐を附するは使用の便よりは寧ろ靈璧掌裡を脱せんとを虞れてなり。嗚呼當代に於て如何に此器の貴かりしことよ。

之を要するに、滿洲發見の石斧は内地石斧の如く、小判形のもの最も多く、頭面、側面、又楕圓に近き曲線を有せり。内地の物との差を謂へば、我に在ては打製のもの最も多くして、其形概して57、の形式なりと雖も、滿洲に在ては打製のもの最も寡く半磨製の物多きと是一なり。内地品は滿洲品に比して稍や薄手の氣味あり是れ二なり。内地製には龍宮貝又タイラギ貝と稱する貝殼に模したりと思ふべきもの、則ち正面 此の如く側面 の如き精巧なる磨製ありて、樺太、陸奥三方郡陸前遠田郡、陸中獺澤、羽前、羽後、磐城、岩代、越後、下總、常陸、下野、飛彈、信濃、遠江、豐後直入郡、等の各地より出るも、滿洲に於ては此種のもの殆んど絶無なること是れ三なり。然れとも是等の差違は石材の形狀石質の硬軟等より出る結果に外ならず。何となれば今滿洲に於て石器と共に發見せられたる石材の形狀を見るに、60、‖62の如く、多くは是れ楕圓、然らざれば則ち圓形なり、故に薄手の鉋及石鏃の如き又方形の鑿の如きを除けば、59、に圖示する如く局部に一指の勞を加ふれば則ち足れり。又其石質の上より云ふも玉質のもの若くは硅石等の物多く、其他之れに近き硬度を有するものにして、我内地にて多く見る板岩(黑色綠色の二種あり)の比にあらず、故に其製作の難易亦顧ふべきなり。されど石斧中、石を擦り切りて之を製せるものあり、こは第六圖Dに示すもの之れにて、即ち最初原料たる可き石材を採り來り、之を石斧の形に切り取るなり。而して此切り取りを爲すには先づ溝の如き孔を兩端に作り、此溝に一種の雲母片岩よりなれる偏平なる石の道具(第七圖B、上段向て末端にある四角形の石器)を箝入し時間を惜まず擦り切り、更に之を磨き終に石斧を作り上ぐるなり、こはずべて以上の圖版に就て見る可し。この方法は日本の石器時代にも行はれたるものにして、こは北海道、奥羽、飛彈、其他の遺跡に於て多く見る所なり。果して然らばこの方法は滿洲及び日本全く同一なりと云はざる可からず。

最後に一言すべきは露領沿海洲セデヰミ河畔アムールスキー灣貝塚より發見せられたる石斧に

就てマルゴリトフ (B. Margoritof) 氏の『ヤデヰミ附近アムールスキー灣海岸に存在する貝塚 Kuhonnie ostatki, naidennie na beregu Amurskago zaliba, bliz re. Sedimi.』に左の如く記せり（予はこの論文を東京人類學會雜誌上に譯出せり本文は之に依る）……

石器の中、二個の石斧を除く外は他は殆んど總て密に磨きたるものなり、石斧の石質は石盤石、例令ば硅石又は粘土質、角石の如きものを使用せり。二ヶ所の貝塚にて發見せられたる石器の數は一百以上の碎片にして、就中其最も貴重なる碎片は圖版に示すもの是なり。

予は今此寫眞圖版を見るに皆悉く全部の磨製にあらずして刃部を琢磨したるものなり。五個中、其四個は刃部を磨し、一個は小判形の自然石に刃部を打缺きたるものゝ如し。故に氏の所謂『總て密に磨きたるもの』とは刃部の磨製を意味せり。而して其一、は 形不磨製のものにして石質、硅石々盤なりと云へり。其二、は 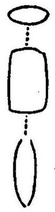 形にして不磨製、石質礫石。其三、は形式、其二と同しく石質粘土質石盤石。其四、は 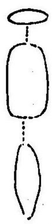 形の不磨製、石質硅石々盤。其五、は 形の不磨製、局部を打缺きて刃とせるものにして、石質粗なる砂岩なりと云へり。同寫眞版漆黑にして側面の文理、明ならずと雖ども、其二、の側面は兩面より三分の一つゝ摺切りて折斷したるものゝ如く、斷面 此の如く成り居れり。其一、其三、共に同形式故、其手法も同一と見て大過なかるべし。又其四、自然石に刃を磨りたるものにして其五、は自然石を側面及刃部を打缺きたるものに外ならず。而して五個共に廣き兩面は皆自然石なるものゝ如し。而して之を滿洲の物に比較するに其一は第九圖の17、の形式に近く。其二、其三、は同32、に合し。其四、其五、は同10、の形式に屬せり。

石鉾及石鏃の形式　余は更に石鉾及び石鏃の形式に就て記すべし、而してこれが參考として之を第十圖に示せり、而して是等は滿洲石器時代遺蹟に於て發見せる石鉾五、石鏃七十六個に就て比較調査を爲し、石鉾四、石鏃四十一個を擇み、極端のものより順次類似のものに及ぼし、極端を以て終れり。

是等の資料は破片の物多くして、全形を認むべき物鮮なければ其形式は本圖に於て之を盡せり。石鉾は五個とも悉く破片にして全形を知察するに苦むと雖とも、幸に重要なる部分の斷存するを以て、之を綜合せば一種の形式を歸納するを得べし。又本圖の資料は1、2、3、4、19、21、22、23、24、26、27、28、31、32、33、34、43、44、45、の十九點は大學教室の所藏にして、他は悉く滿洲都督府官吏諸君の所藏に係れり。而して是等の發見地は1、23、24、32、33、は老鐵山西麓郭家屯。2、熊岳城。3、普蘭店、5＝22、25、＝31、34、＝45、は旅順の發見に係れり。

石鉾1、は玉質にして緣色の斑點ある美麗なる石材を用ひ、2、3、4、はクレースレート質の石材を用ひたり。四個とも磨製にして殊に1、の如きは磨面鏡の如く光鋩眼を射るものあり、形式は大體に於て笹葉形なれども、皺首（シボクビ）の處俄に緊縮せず、約八十度の角を以て柄（ツカ）の處に達せり。之を細別せば（一）柄の處に切缺き有るもの。（二）切缺き無きもの。（三）全身の中央に鎬（シノギ）ありて分水嶺を爲し、直線に傾斜して刃を成す 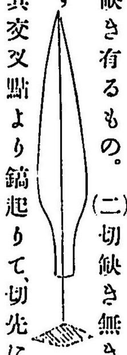 もの。（四）柄の嵩まりより刃部起りて、約八十度の角を以て中央に達し、其交叉點より鎬起りて、切先に至る もの。（五）身の中央平圓にして蛤刃を成す、即ち横斷面 此の如きもの、等の五種に區別することを得べし。然れども資料乏しきを以て果して何れの形式最も多きか知るべからずと雖ども、刃部四個の中二個は（五）の形式にして、他二個は1.2.に圖示する所のものなり。

又圖中4、の石鉾は刃許に鑿の摺痕あり、之れ製作方を示すものなり、即ち石材を適當に摺斷して蛤

刃を附したるものなり。而して4、は石質クレースレートなれど1、の如きは堅牢なる玉質なるを以て之を摺斷するには勞ひ金剛砂等の如きも川ゆるにあらざれば能はざる業なり、而して石器の種類の中石器種類別圖參照には俗、凹石と稱する小碓あり、此器の用途未だ考定するもののあらざりしが玉質の石鉾及石鏃に摺斷の痕あるを顧へは、小碓は金剛砂の如きものを粉碎するに用ひたることを發明すべく、隨て此等石鉾の製作にも金剛砂の類の使用せられたることを推定すべし。

石鏃に就ては其資料七十六個中磨製六十六、打製五、未成品五、なり。故に割合より云へば打製最も寡く磨製の十三分の一弱なり、復以て其大勢を見るべし。而して石質は多くクレースレート質のものなれども中には玉質のものあり、則ち圖中23、24、31、32、33、43、45、の如きは之に屬し、綠色、白黃色、紫色を呈せり。製作方は打製を除く外、石鉾と同じく、悉く石材を適當に摺斷し、之を精磨したるか、若くは兩面より摺切りて摺痕を刃に代用したるものなり。其後者は圖中り、28、31、42、43、の如き之れなり。

石鏃の形式は種々なりと雖ども、概して之を即ち(甲)柄の有るもの(乙)柄の無きもの是れなり。而して復(乙)を分て(一)下部水平なるもの(二)下部の兩端著しく尖りて二個の三角形を作り兩脚となるものの二とを得べし。然れども之れ概論に過ぎず、今本表に據り之を細別統記すれば左表の如し。

I	VI	XI	XVI
6. 5. 7. 8.	16.	29. 34. 15.	42. 35. 40.

V	IV	III	II
20.	19. 18.	11. 9. 10. 12. 14. 13.	21.
X	IX	VIII	VII
26. 25. 27. 28.	22.	41.	17.
XV	XIV	XIII	XII
36. 37.	39. 34. 38.	44.	31.
XX	XIX	XVIII	XVII
32. 33.	24. 23.	45.	43.

數字は第十圖版中の番號にして、XIX、XX、は打製なり

尙ほ個數に於て最も其多き形式を云へば、柄の無きもの最も多く、柄の無きもの、內にて最も多きは、X號の形式にして、之に尋くはXII號なり、今之を資料に就き數字に現はせば磨製六十六の內、柄の有るもの二十、柄の無きもの四十六なり、即ちX號十五、XII號十一、I號七、IV號六、XI號五、XV號四、II號及XIV

號XVI號は各三にして他は各一なりとす。而して石質及硬度と形式との關係を云へば、概して有柄鏃はクレースレート質にして、無柄鏃は玉質等の物を混ずるを以て硬度に於ても後者の勝れるを見るなり。又其大小と形式との關係を見るは價ある事なれども、本圖既に實大の圖示あり、今玆に蛇足を加へず。

次に打製石鏃は其發見僅少にして、其形式石質の種類等深く知るべからずと雖ども、現在に於て之を謂へば先の著く尖りて鉾形なるもの、先の稍や開きて制札形、との二樣ありて、厚薄一定せず、石質悉く玉質若くは之に近き硬度を有せるものを用ひ、白色若くは綠色を呈せり。而して其製作最も粗にして、殆んど打欠きたる儘のものあり、本圖23、24、33、の如き即ち是れなり。

石鉾石鏃に就て內地及其他との比較研究をなすは北海道、越後、信濃等なり、先づ石鉾に就ては既に『石器の種類』の所に於て云へる如く我內地に於ては磨製の石鉾は甚て發見せられざる所にして、內地より稀に出る打製の石鉾あれど其石質及形式に於て全く異別のものなり。又內地より多く出る處のものは所謂石劒にして、其形石棒に近く、中には劒の如く平目なるものあれど、多くは皆內反りにして、直身の物寡く、又柄の處大底石棒の如く珠狀ありて、全く異式異用の物なり。敢て內地に於て之に比するものを索めば、古墳より出る銅劒銅鉾なれども、形式復悉く一致せず、特り奇なるは上野國新田郡東矢島より發見せられたる琉鉾が滿洲の石鉾と、其形式を一にすることなり。又露領沿海洲、アムールスキ灣より發見せられたる石鉾と之を比較するに、其石質及形式に於て一致せり……是れ最も注意すべきことに屬す。

石鏃に就て內地其他のものと比較研究を爲さんに、內地發見の石鏃は非常に豐富なるに拘らず、殆んど打毀きたるものにして、磨製に至つては稀に見る處のものなり。未だ正確なる調査成らざるを以て之れが統計的割合を知るべからずと雖ども、打製の數萬個なるに對し磨製の數或は百に達せるやも知るべからざる程なり。而して其打毀製は板石、黑曜石相半し形式に於ても著しき差違あり。又我打毀製と滿洲の夫れとを比較するも、是又形式に於て類似する所なし。然れども玆に最も注意すべきは先年大野理科大學助手が鳥取縣岩見郡濱坂村に於て銅鏃と共に發見せられたる打毀製石鏃及其銅鏃か本表29、のものと一致することにして、既に滿洲石器時代の遺蹟よりは銅製の指環樣の物の發見あり、又鐵滓と覺しき溶塊の發見せらるゝあり、其他刀錢等の併發ありて、石器時代の遺蹟には銅鐵器を含まず、との內地を中心とせる思想の上に一大革新を與へたり。而して今鳥取より打毀製石鏃と共に出る銅鏃の其打毀製と一致するのみならず、二つながら滿洲の石鏃と一致するを見るは考古學の上に一大光明を得たるものと云ふべし、今其銅鏃石鏃を圖示すれば左の如し。

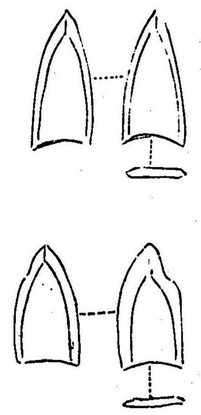

銅鏃實大　銅鏃實大

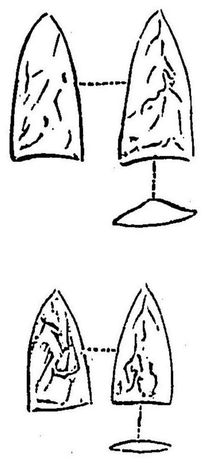

石鏃實大　石鏃實大

鳥取縣岩見郡濱坂村發見、銅鏃二個、石鏃八個ノ內

又內地發見の磨製石鏃如何を見るに、其發見地は甲斐、信濃、伊豫、豐前、豐後、日向、肥後等にして其石質はスレート質に近き物を用ひ、又形式に於ても多くは本表25、37、43、36、17、11、15、30、等に一致せるを見る、散て其差を云へば、滿洲品の中には摺斷したる儘の者あれど、內地に在ては悉く琢磨せるものなり。又

內地信濃、甲斐等より出るものには、孔を穿ちたるもの多くあれど、滿洲品には此種の物なきと是れなり、然れども滿洲に於ても擇斷法を用ひたるは、多くは玉質に近きものにして、スレート質のものは多く全身琢磨せられたるを見れば、石鏃全體の上より云へば、一致すと論定して可なり、又有孔、無孔の差も簡單に附著の便非あるものにて、精く云へば智識上の相違にして、心理狀態の相違とは云ふべからず、之れ最も兩者比較の上に就て注意すべきことに屬す。今內地發見の磨製石鏃は第二十五圖に示す如きものにして、復以て兩者の民族性を鑑るに足らん。

東部蒙古に存在する石鏃は、悉く柄なき本邦の其れと相同じき打製きたるものにして、一も滿洲に存在する石鏃を發見せず、是れ大に考ふ可き事なりとす、この事に就ては余は不日發表する蒙古の論文中に之れを精記すべし。

臺灣よりは圓山公園に於て二個の磨製を得たり(十三之)を比較するに、本表37、の形式に近似する所なきにあらずと雖ども、今後多數の發見を待ち比較するにあらざれば異同遽に決し難し。又樺太よりは未だ磨製のもの發見せられず、悉く之れ打製なり、然れども稍や磨製に近きもの一個を採りて前表(十四)に雜せり。敢て比較を云へば本表6、の形式に漸や近きものなり。又最後に一言すべきは、露領沿海洲アムールスキー灣貝塚より得たるものに比するに、悉く鉾狀を呈し、滿洲の物に比して稍や長く大體に於て第十圖26、6、の形式と類似せり。然れどもアムールスキー灣のものは六個同形式の物のみの寫眞故、異式の有無亦明ならず、詳細は今後の報告に待たざるべからざることなり。

石器の石質、原料　滿洲の遺跡より出づる石器類の石質、原料は如何なる種類のものよりなるかと云ふに、こは實に左の岩石よりなれり、而してこの調査は東京帝國大學理科大學教授神保博士の指導の許に理科大學地質學教室千葉淳吉氏の研究せられたる結果なりとす、因てこれを茲に明記し深謝の意を表す。

水成岩
(一)綠泥片岩
(二)雲母片岩
(三)石灰岩
(四)珪石
(五)角閃岩
(六)頁岩
(七)紅簾岩
(八)板岩
(九)砂岩
(十)輝綠凝灰岩
(十一)凝灰岩

(十二)玉の類
火成岩
(十三)輝綠岩

(ヘ)輝綠岩
(ト)玢　岩
(チ)閃綠玢岩

右の中石斧の原料は主として石灰岩、硅岩、紅簾岩、板岩、砂岩、玉の類、輝綠岩、輝岩、玢岩、閃綠玢岩等より成れり。而して摺り切りにて造りたる石斧は(四)よりなり居れり。火山岩の多くは石斧の原料にして吉田理學士、木戸理學士に從へばこの石材は廟島列島に存在し關東半島方面には絶えて無しと云ふ、果して然らば是等火山岩の原料は廟島列島より採り來りしものならん。この事實は吾人の最も注意を要すべき事にして、即ち當時該列島と旅順方面との往來ありしを知る可きなり。要するに石斧の原料は何れも頗る堅き岩石を以て造れり。

石斧の原料に摺り切りをなし、これを造る際に使用する偏平なる摺り切り器は(寫眞版第七圖B上段右端多く雲母片岩等よりなり。又石斧の刃を磨ぐ砥石は砂岩よりなれり。

石鉾の原料は頁岩、石鏃の原料は多く板岩等よりなり、石庖丁は輝綠凝灰岩、石灰岩、砂岩等よりなれり。而して綱の重石(第七圖D)に角閃岩あり、偏平なる小さき形の裝飾品は玉類よりなれり。

(B)骨　器

滿洲の遺跡より又骨器出づ、是等の骨器は第七圖及第十一圖として示すものにして、今予は左に此物に就て說明する所あらんとす。

最初先づ第十一圖中の骨器發見地名を記さんに、2—8は旅順老鐵山麓郭家屯の發見にして、他は悉く旅順の發見にかゝる、而して2—8、19、35—42は大學教室の藏品より寫生せり。他は撮影せる寫

眞第七圖に據りたり、鹿の角に比し其積を推すべし。

1—8は骨鏃等の未製品にして製造の順序を推すべし、23—38は針錐樣の物、篦樣の物は多くは骨製なれど、中には角材を採るもあり。39—41は獸齒にして殊に40は猪牙なり。42は魚骨下腮なるべく、鋸齒狀の細微なる齒を附着せり。21、29、36、42、は上部欠失す、又21は下部柄の所、平面に鑢目の如き磨痕あり。

今予は滿洲より發見せし骨器を以て、日本內地石器時代遺跡に存在せし骨器と比較し、尙ほ左に精密に記述する所あらんとす。

針、錐の類　針、錐樣のものは我陸前獺澤、陸奥龜ヶ岡等より發見せられたる骨器と其形式稍や相似たり。然れども滿洲の物は豐長圓鈍其使用部分肩と思ふ所に少し澁らみあり、此差は下總余山、常陸推塚等に至りて其度を強むるの氣味あれど、此等は採材如何にも關係あれば、今後更に多數の比較研究を待つにあらざれば一定し難し。

骨鏃　滿洲の骨鏃は現在に於て七種に分類することを得べし。即ち(一)は第十一圖8、9、にして、(二)は同11、(三)12、13、(四)14、(五)15、(六)16、(七)17、(八)18、19、是れなり。而して我が內地常陸稻敷郡中の村貝塚發見の

下總白井
村發見

常陸神
生發見

余山
發見

推塚
發見

等の物に對比し近似する所なし。殊に同(三)(七)の部屬は內地に曾て見ざる所なり。

鈷の類　內地骨器中、鋸齒狀の鏃鈷も彼に在ては其一品をも有せざるは奇なり。又內地に於て骨斧の發見は稀に見る所のものなれ

及び釣針等、多數發見せらる

ど(多くは朽腐原形を索るに難し)彼に在ては頗る豐富なるものゝ如し。而して其形式能く彼の石斧に一致せり、此處に注意すべきは坪井理學博士が唐太ソロキヨフ貝塚より發見せられたる骨斧にして、本圖の49等に近似し、又滿洲石斧と其形式を同じくす、精しくは石器の所に就て見るべし。

之を要するに、骨器の形式より、敢て滿洲石器時代民族と我が內地の夫れとの間に差違を求むれば、從弟以上の差あるものゝ如し。又更に其用途に就き生活狀態如何を見るに、內地は漁具、獵具、其他、日用品等併出し、就中漁具最も其多きを占むるに拘はらず、彼に在ては專ら獵具及日用品にして漁具と覺しき骨器は存在せざるが如し。然れども既に魚骨あり、貝殼あり、綱の重(石器)あり、獵漁俱に行はれたるや論なしと云へども、其主孰れに在りやと謂はゞ、滿洲の石器時代民族生活狀態は主獵的なりしと謂ふことを得べし。

(C)土器

土器の種類　滿洲の石器時代より發見せし土器は、悉く素燒、其色は塡色又は褐色を呈し、殆んど全く破片にして、其完全なる形狀を見るべきもの最も乏し、已むなく予は大學敎室藏品の土器中稍や全體の推知し得べき物を集め第十二圖版を畫きたるに過ぎず、尙ほ其土器の種類の全部を知るには口部(第十三圖)把手部(第十四圖)底部(第十五圖)等に據り歸納するを要す。

今第十二圖の番號地名を列記せんに、即1、7、9、18、19、21、は普蘭店。2、4、5、13、14、20、26、は大藩家屯。6、10、は旅順古城附近。3、大藩家屯及古城。8、大藩家屯及白鳳子。11、15、34、白鳳子。12、古城附近及大藩家屯。16、17、23、24、25、32、旅順。22、28——30、郭家屯。27、大石橋。31、33、太子河北岸の發見なり。1、乃至6、は平皿樣の物、7、乃至10、は高坏にして、其形式我古墳より發見するものと其類を同くせり、11、乃至14は水

呑樣の物にして、其11、は口邊に一個の細き穴を穿てり。土器破片なるを以て、實用、裝飾、其何れなるを知らずと雖も、旣に7、9、の高坏の脚部に裝飾の爲めに穴を串つを見れば、此種の裝飾復なきにあらざるを知る。然れども此器は高一寸五分、口徑二寸二分、底徑一寸四分の小器なるを以て、寧ろ實用的のものと解するを至當とすべし。15、は植木鉢の如く、16、17、は共に甘堝(ルツボ)の如く、16、高二寸、口徑九分の小器、17、高一寸七分、口徑一寸六分にして、腰の處に四個の角狀をなせる突起あり。其用法の如何倶に考ふべからず。18、は高三寸四分、口徑推定五寸、朱塗の壺なり。19、は高一寸六分、徑二寸一分、把手附蓋樣の物なり。20、は横七寸八分、竪六寸八分、厚一寸、口徑一尺一寸五分を推定し得べき曲線を有する大甕の破片にして、裏面に麻の布目あり。21、は高三寸五分、横三寸七分の破片にして、胴部楕圓形を推定し得べき曲線を有せり、譯して缶(カン)形を得たり。22、は杓子、長二寸九分の破片なり。24——30は土器製の紡錘車にして、24、26、は紡錘車に特製せしも、25、27、28、29、30、の五個は他の土器の破片を利用せしものにして、旣に穴を穿ちしものあり、未だ穿たざるものあり。

べく、其徑一寸二分乃至二寸二分なり、厚さは圖に由りて比較を得ん。23、は其形紡錘車に似たる特製の土器なり、用法の如何考ふべからず、直徑一寸厚五分なり。31、は土製の管玉にして、長九分五厘、徑二分五厘なり、32、も亦玉樣のものにして横へ穴を穿ちし破片なり、其全部の形狀知るべからず。假に點線を施して後考を待つことゝせり。33、は我內地貝塚より出る耳輪樣のものに似たり、然れども用法の如何確定し難し、經五分、竪五分餘なり。34、は土器底部の文字を打碑法に賴り得たるものを寫生せり、土器剝落讀むべからずと雖も其支那の篆體たるは認むべし。

土器の口部(第十三圖)紋文(第十六圖——第二十三圖)把手部(第十四圖)底部(第十五圖)等の分類形式に凭

り歸納し得たる智識に據り、我が貝塚等より出る石器時代土器を見るに、土器全體の角度に於て、又紋文、把手、底等の形式に於て大差あり。更に之を我彌生式に比するに、全體の形式及把手、紋文、底等に於て互に酷似せり。然れども散て其差を擧ぐれば、彌生式には我內地古墳及韓地古墳より出る土器に常在する波紋の存在するに拘はらず、滿洲物には斯紋文の存在せざること之れ一なり。滿洲物には底部鼎足の物あれど、彌生式には曾て觀ざること之れ二なり。又之を樺太石器時代土器に比するに、紋文の上に落き近似を見るのみならず、更に露領アムルスキー灣貝塚發見石器時代土器に徵するに四種六個の破片中、其角度及口部の形式、紋文等滿洲物に近似する所淺からざるを覺ゆ。

土器口部(緣)の形式　この土器の口部(緣)は第十三圖に示すものにして、是等調査の資料は悉く大學教室の藏品なり、故に個人の藏品に就て調査せば更に異式のものを發見するやも知るべからず、然れども其梗概はこれに因て窺知するを得ん。而して今この出所を記さんに、1、5、6、7、8、12、31、39、43、78、は大石橋。2、4、18、27、34、35、36、37、42、53、65、70、74、75、77、80、86、88、92、93、旅順。3、10、11、14、16、19、23、25、26、28、54、57、64、67、84、94、旅順古城附近。9、15、17、20、21、29、30、44、47、48、49、51、52、62、71、72、73、81、82、85、89、91、大藩家屯。13、22、33、56、58、61、63、68、69、83、87、90、白嵐子。32、38、40、41、普蘭店附近。79、郭家屯。24、大藩家屯及白嵐子。45、46、66、大藩家屯及古城附近。50、76、大藩家屯及郭家屯。59、古城及郭家屯。60、白嵐子及郭家屯の發見なり。

是等の資料は悉く寸餘の破片なり、故に其胴部と如何なる曲度を保ちしか知るべからずと雖も、其厚さの度合、口緣の形狀等に據り水平を畫り、胴部との關係を點線にて示せり、蓋し第十四圖の底部分類形式に對照せば、其胴部の形狀を推知すに幾きか。但、2、4、27、35、41、79、は全體の破片なりしを以て胴部底部の曲度明確なりしも、他に倣ひ點線を施せり。

土器口部に於ける厚さは、土器の形狀に因り一定せず、最も薄きもの曲尺一分、最も厚きものにして五分餘なり。概して之を謂へば二分內外のものの最も其多きを占め、我が彌生式の薄手のものと逕庭なきを覺ゆ。

土器の製方は悉く所謂手捏(テヅクネ)にして、轆轤を用ひざれど、正圓にして扁曲なるを見ず。朱彩磨製の物あり、又裏面に麻の布目の物あり、溫石の小塊を混じて製せしものあり。

土器把手の形式　土器把手の形式は第十四圖に示すが如く、即ち1、3、26、30、は大石橋發見。22、普蘭店。4、7、8、9、15、19、21、25、28、32、33、35、36、38、39、40、大藩家屯。2、6、27、は旅順古城附近。13、17、20、24、29、34、は白嵐子。5、10、11、12、14、16、18、23、31、37、は郭家屯の發見にして、皆悉く大學教室の藏品に係れり。

本圖1—3、20、21、は半橢圓若くは半圓形の隆起にして、瘤狀を爲せり。4—19、は圓錐形、圓柱、本柱形等の附着物にして、尖端開きて撥の如く、塞て角の如く、曲直參叉せり、長さ最短曲尺一寸七分、最長二寸三分なり、附着方は胴部へ穴を穿ち、附着物を切欠きて嵌込み、裏面を開きて離脫を防げり。22—31、は橫若くは縱の環にして、附着方復同じ、唯注意すべきは多くは橫環にして、縱環の寡きこと之れなり。而して橫環27、28、は一つは二箇の幷行細線より成り、一つは細線を交へたる繩狀より成れり。又縱環30、は平面部に荒繩を深く網形に印して裝飾とせり。32—40は把手の實用變じて紋文に化せんとするものにして、皆寸斷せる細線を以て、或は橫環に擬し、或は切目を施して繩形を顯はせり。之を要するに把手は分類して三種とするとを得べし(一)瘤形、(二)角形、(三)環形是れなり。

調査資料は皆土器の破片なりしを以て、把手附着の數に就ては、瘤形の二個なりしこと論なきも、環形に就ては支那を旅行せし者は、現に四個の環に繩を附し日用に便するを見る所なり。然れども之

れ其形狀用途の如何に存するを以て、二或は四と認むれば大過なきか。又角形のものに就ても普通二個なり、然れども用途の如何によりて一個のもの少からざるへし。

日本內地石器時代土器の把手と之を比較するに、彼の彌生式以外には此種の把手は存せざるか如し奇と謂べし。今參考として圖示せるものは皆悉く彌生式のものに係り其製作形狀互に差異あるを見ず。

土器底部の形式　土器底部の形式は、第十五圖に示すものにして、即ち1、2、5、7、8、23、24、27、45、47、家屯。6、13、旅順。39、46、大石橋。22、普蘭店及郭家屯。3、4、21、25、26、28、38、40、43、普蘭店。53、大潴家屯及郭家屯。11、12、18、19、20、30、36、37、42、50、54、56、57、大潴家屯。10、55、58、古城附近。15、48、古城附近及郭家屯。9、14、16、17、29、31、32、33、34、35、41、49、51、52、白鳳子。44、郭家屯の發見に係り、俱に大學教室の藏品なり。

是等の資料は悉く破片にして、底部の一端を窺ふを得べきものを蒐集表示するに止る、故に此以外に尙ほ異式のものも多からん。

第十五圖は胴部との關係を知るを以て目的とせり。而して底部の起りて胴部に達する線の角度の最も急なるものより、順次緩なるものに及べり。故に其形式の異同錯雜せるも尙止むを得ざるなり。同圖16、は底部に三個の隆起あり、又57、は五個の脚を有し、55、は糸尻を切缺きて脚に擬せり。49、51、52、53、54、は俱に高坏の脚部なり。又現在品中最も數の多きを謂へば25、36、37、44、46、47、の形式にして、最も寡きは9、13、23、24、40、等なり、然れども今繁を避て統計を擧げず。

之を我貝塚等より出る石器時代土器に比するに、滿洲の物には揚げ底二の物あれど、我土器には此種の物殆んど皆て觀ざる所にして、之れ重大なる差違なり。復之を我彌生式土器に比するに、互に揚げ底の物あれど、滿洲物の如く三脚若くは五脚等の附着物あるを見ず。之れ最も注意すべき點なり。又角度の上より之を比せば、我前者の最も多きは17、12、26、等のものにして、我後者の最も多きは48、7、6、46、47、49、38、32、等なり、然れども今精確なる調査表無きを以て數字を示し難し。

土器の紋文　余は已に土器の種類、口部、把手、底部等に就て記せしが、更に其紋文に就て云へば、こは即ち第十六圖より第二十三圖まで即ち是れにして、今參考として尙ほ發見地、燒方、紋樣の所在、名稱、組織等明記せば左の如し。

番號	發見地名	土器燒方	紋樣所在	紋樣の名稱及其組織
一	普蘭店附近臺子山	素燒	頸部	沈文、單橫直線、
二	全	全	全上	沈文、復橫直線、二ッ引
三	全	全	全上	三ッ引
四	全	全	全上	四ッ引
五	全	全	全上	五ッ引
六	全	全	全上	三ッ引
七	大潴家屯	全	全上	三ッ引
八	全	全	全上	二ッ引
九	全	全	全上	二ッ引下方斷線
一〇	大潴家屯	全	沈文、單橫直線、區劃飛雲狀の飛白（カスリ）	

一一	仝	仝	仝	沈文、復横直線、二引二重、下上細線
一二	旅順老鐵山、古城附近	仝	仝	仝上、四引四重
一三	仝	仝	仝	仝上、並行十三線
一四	白嵐子	仝	仝	仝上、四引、三引、二重
一五	郭家屯	仝	仝	仝上、二引、七引、三引、三重、輪點を散す
一六	仝	仝	仝	仝上、大小十二線並行
一七	大石橋	素燒磨製光澤あり朱塗	仝	鈍凸、横直線、二引
一八	旅順	素燒	仝	沈文、二引四重、上端櫛歯狀
一九	仝	仝	仝	沈文、蘭葉飛白襷、上端稻株横列
二〇	仝	仝	仝	沈文、三引不等斷線、上端牙點横列
二一	仝	仝	仝	沈文、二列圓點
二二	仝	仝	仝	沈文、鐙形
二三	仝	仝	仝	沈文、上部一ツ引、下部四引三重、斜點を施す
二四	大滸家屯	仝	肩部?	鈍凸横直線、五引凸部牙、點を並ふ
二五	旅順	仝	胴部	沈文、細き縄文の横線並行せり
二六	白嵐子	仝	肩部	沈文一ツ引牙點
二七	郭家屯	仝	胴部?	沈文游魚點
二八	仝	仝	頸部	沈文

二九	旅順	素燒上面磨朱塗	肩部?	沈文、朱道星點(横線中間朱塗)
三〇	白嵐子、郭家屯	素燒	胴部	假縄文、(右縄)
三一	郭家屯、旅順	仝	口部	凸横線、沈文(鉢卷沈文)
三二	大滸家屯、白嵐子、郭家屯	仝	仝	仝
三三	大滸家屯、郭家屯	仝	仝	仝
三四	大滸家屯、白嵐子、臺子山	仝	仝	凸横線、沈文(鉢卷沈文)
三五	白嵐子	仝	仝	仝(沈文、蛇腹)
三六	仝	仝	仝	仝(沈文、柳葉點)
三七	白嵐子、古城附近	仝	仝	凸横線、沈文(鉢卷沈文)
三八	白嵐子	仝	仝	仝
三九	仝	仝	仝	仝
四〇	仝	仝	仝	仝
四一	仝	仝	仝	仝
四二	大滸家屯	仝	仝	仝
四三	仝	仝	仝	仝
四四	仝	仝	仝	仝
四五	白嵐子	仝	仝	仝
四六	大滸家屯、郭家屯	仝	仝	仝

四七	大潘家屯、白嵐子、旅順、古城、郭家屯	仝	口部	仝
四八	大潘家屯	仝	仝	仝
四九	仝	仝	仝	仝
五〇	古城	仝	仝	仝
五一	仝	仝	仝	仝
五二	古城、白嵐子	仝	仝	仝
五三	郭家屯	仝	仝	仝
五四	旅順、大潘家屯、郭家屯	仝	頸部	凸横直線、沈文(帶、沈文)
五五	旅順、大潘家屯	仝	仝	仝
五六	旅順	仝	仝	仝
五七	仝	仝	仝	仝
五八	旅順	仝	仝	凸横直線、沈文(帶、沈文)
五九	仝	仝	仝	仝
六〇	仝	仝	仝	仝
六一	旅順、郭家屯	仝	仝	仝
六二	台子山、郭家屯	仝	仝	仝
六三	大潘家屯、白嵐子	仝	仝	仝
六四	大潘家屯	仝	仝	浮文
六五	仝	仝	仝	凸横直線、沈文(帶、沈文)
六六	古城、白嵐子	仝	仝	仝
六七	白嵐子	仝	仝	仝
六八	仝	仝		仝
六九	郭家屯	仝	仝	仝
七〇	仝	仝	仝	仝
七一	仝	仝	仝	仝
七二	大石橋	仝	仝	仝
七三	仝	仝	仝	浮文沈文
七四	旅順	仝	仝	凸横直線、沈文
七五	旅順、白嵐子	仝	仝	浮文、凸横直線に指頭を印す
七六	大石橋	仝	仝	浮文
七七	旅順、大潘家屯	仝	口部	沈文縦線、(上端櫛歯狀)
七八	台子山	仝	肩部	沈文二引縦線(横梯子)
七九	大潘家屯、白嵐子	仝	仝	沈文、一引、縦線
八〇	大潘家屯	仝	仝	浮文縦線
八一	旅順古城附近	仝	胴部	浮文氷柱形
八二	旅順	仝	肩部	沈文

八三	普蘭店、台子山	仝	胴部	沈文、直線縱列、源氏形
八四	仝	仝	仝	沈文
八五	大潘家屯	仝	仝	沈文
八六	大潘家屯、郭家屯	仝	仝	沈文
八七	大潘家屯、郭家屯	仝	仝	沈文、(雨脚文)
八八	白嵐子	仝	肩部	沈文
八九	大石橋	仝	仝	沈文、左上斜線
九〇	白嵐子	仝	胴部	沈文、仝
九一	白嵐子、郭家屯	仝	仝	沈文、(右縄、縄文)左上斜線
九二	白嵐子	仝	仝	仝
九三	旅順、普蘭店台子山	仝	仝	仝 右上斜線
九四	大潘家屯	仝	肩部	沈文、
九五	仝	仝	仝	仝(左右斜線狹合)
九六	大潘家屯、旅順	仝	仝	仝
九七	白嵐子	仝	仝	仝
九八	仝	仝	仝	仝(笥形紋)
九九	郭家屯	仝	仝	仝
一〇〇	仝	仝	仝	仝
一〇一	普蘭店台子山	仝	仝	仝
一〇二	仝	仝	仝	仝
一〇三	白嵐子	仝	仝	仝
一〇四	仝	仝	仝	仝
一〇五	郭家屯	仝	仝	仝
一〇六	大潘家屯	仝	仝	沈文
一〇七	旅順古城附近	仝	仝	仝
一〇八	旅順	仝	胴部	仝
一〇九	仝	仝	肩部	仝
一一〇	普蘭店台子山	仝	仝	仝(笹葉)
一一一	旅順	仝	仝	仝
一一二	仝	仝	仝	仝
一一三	仝	仝	仝	仝
一一四	仝	仝	仝	仝
一一五	仝	仝	胴部	仝
一一六	大潘家屯	仝	仝	仝
一一七	郭家屯	仝	仝	仝
一一八	仝	仝	仝	仝

一一九	大潘家屯	仝	仝	仝
一二〇	郭家屯	仝	仝	仝
一二一	旅順	仝	仝	仝
一二二	旅順古城附近	仝	肩部	仝
一二三	白嵐子	仝	胴部	仝（右縄、縄文）
一二四	旅順、仝古城附近	仝	肩部	仝
一二五	大潘家屯、旅順、仝古城、郭家屯、白嵐子	仝	胴部	仝
一二六	大石橋	仝	把手	仝（右縄、縄文）
一二七	白嵐子、旅順	仝	胴部	仝
一二八	大潘家屯	仝	肩部	仝
一二九	仝	仝	胴部	仝
一三〇	白嵐子	仝	胴部	沈文
一三一	旅順古城附近	仝	肩部	沈文
一三二	大潘家屯	仝	頸部	浮文（桝形内凹の型を斜に押したり、田毎の月の如し）
一三三	白嵐子	仝	肩部	浮文、横直線、三角形の型を押したり
一三四	仝	仝	仝	沈文に平板なる方形を斜に附着せり
一三五	旅順	仝	口部	沈文（凹平なる鋲の如きものを附着せり）鋲文
一三六	仝	仝	仝	沈文に鋲文

一三七	郭家屯	仝	仝	鋲文
一三八	仝	仝	仝	仝
一三九	白嵐子	仝	仝	沈文に卵形の凹點を附す
一四〇	旅順	仝	仝	沈文に褁貫樣の凹點を附す
一四一	大石橋	仝	頸部	浮文、深く横に凹線を引き其上を指頭にて押す、鐙形
一四二	仝	仝	仝	浮文、鐙形
一四三	仝	仝	仝	浮文、鐙形
一四四	仝	仝	仝	浮文、鐙形
一四五	普蘭店台子山	仝	口部	沈文、波文
一四六	郭家屯	仝	仝	沈文
一四七	旅順	仝	仝	沈文、三角形の型を不正に印せり
一四八	仝	仝	仝	沈文、方形の型を二列に押す
一四九	大石橋	素燒、磨製光澤あり	肩部	沈文、柳の齒「ブラシ」にて突たる如き沈文亂菊狀を僞せり
一五〇	仝	仝	仝	沈文、仝上
一五一	白嵐子	素燒	口部	貫通せる凹き穴を并べたり、（透文）

予は最初土器の色を一、彩色せんと欲せしも、繁雜を避け朱塗土器のみ着彩せり、他は鼠色黄褐色と見れば大過なかるべし。

98. の筒形文、110. の竹葉文は、各〻土器の破片に一個のみ存せしも、他の例より推定し横單直線を施し之を連下せり。又151. の透文も土器の殘片に一個のみ存せり、或は實用上の利便に供せしとも解すると を得れど、已に樺太ナイヨンナイ貝塚發見の土器に透文あり、又我石器時代土器及彌生式土器に此種の裝飾あるを以て、第二十二圖135. の鋸文の意義と解し、之を横列して紋文の部に加へたり。

調査の結果として一言せざるべからざるは、滿洲石器時代土器紋文は15. の輪點145. の波文を除く外、悉く直線(縱横斜)より組織せらるゝとなり、則ち彼の19. 104. 105. 106. 108. 109. 110. の如き一見曲線なるが如きも、殆ど斜線挾合の變化に過ぎず。又佩菊文を爲せる149. 150. の如きは筆刀之を手寫せしにあらずして或艸穗木果を押印せしに止まれり、而して已に除外とせし145. の波文の如きも、曲度淺漆にして二線幷行殆んど直線に近し、之を要するに滿洲石器時代土器紋文は、今後の發見は知らず、現在の結果より推せば、直線を縱横し、夫れに圓點輪點鋸點方點三角點を參叉したる幾何學的紋文なりと確言すべし。我內地貝塚發見の石器時代土器の曲線縱横流展盡きざるものに對比し、全く異別の物なることを知ると同時に、樺太發見の石器時代土器紋文及我所謂彌生式土器紋文と一致す、又支那上代の磚瓦壁畫銅器等に散見せる幾何學的紋文に酷似する所ありと云ふべし。而して此紋文に最も多く適用せられたるは斜線なり、之れ直線幷行は文を爲さゝるが故に、勢ひ斜線を常用せしに過ぎず。故に其結果よりせば、鋭三角形を好む傾きありと見ゆれど、直に以て滿洲石器時代民族は鋭三角形を好む習癖ありと言ふは非なり。又何故、曲線美を須ひざるかは自ら別問題に屬せり。

(D) 金屬製の物

予は以上の如く滿洲の有史以前の民族に於て記載せり。今是等の事實より推考せば彼等は純然たる石器使用民族の如くなれども、尚ほ他の事實より考ふれば、彼等は當時に在りて少なくとも、金屬の使用を知り、而かも不充分ながらも、自から鍛冶をもなせるが如し、こは以下記する所にて明かなるが、兎に角是等の事實は滿洲の有史以前の民族は、又金屬器の使用も知り居りたりと云へる事を忘却すべからず。

鐵滓　旅順双島灣貝塚、同郭家屯貝塚及び尚ほ大石橋盤龍山上遺跡より一種の金糞(カナクソ)の如き一小塊を堀り出したり、之に因て見れば當時既に彼等は鐵を溶解し鍛冶する事の技術を知り居りしなり。此事實に就ては予既に之を東蒙古に存在する東胡民族の遺跡に於ても認めたり。果して然らば當時にありては既に滿洲より蒙古に渉りて居住する民族が鐵を使用し鍛冶する風の行はれ居りしを推知せらるゝなり。而して是等鍛冶に使用せし鐵の原料は何處より採り來りしや、將た其技術は何民族より傳習せしや、是れ大に研究すべき事なり。されど東夷は早くより鐵を知り居りし事漢族のこれを使用せしは銅よりも後に盛に使用なし始め來りし事、及び滿洲は古くより鐵の產地なる事等より考へ合すに、予は漢族の影響にあらずして、寧ろ東夷の獨特のものとし、幷せて彼等の當時既に其技を有せりとなさんと欲するものなり。此事實は東亞細亞の文化史上最も注意すべき事に屬す。殊に彼の『魏志』の「弁辰」の條中「國出鐵、韓、濊、倭皆從取之、諸市買皆用鐵、如中國用錢」とあるが如き、如何に鐵の使用が東夷に發達せるかを推知すべきなり。

尚ほ鐵を溶解せし事を一層明かに證明すべき材料あり、其は旅順の遺跡より出たる閃綠玢岩の石斧にして、この表面の半は溶解せられたる鐵滓の附着し、これが爲め石斧の他の部分は一種の燒かれたるが如き色を呈す、こは當時にありて土鍋の如き中にて鐵を溶解せし際、此石斧にて其中をかきま

ぜしか、又は偶然其溶解せられたる鐵液が流れて石斧に附着せしか、この二者何づれかにあらん。兎に角此事實は當時の民族が鐵を使用し、而かも鍛冶をなせし最も大切なる資料と云はざる可からず。

銅鐶　こは二種あり、即ち第二十四圖版のDとE是れなり、二者共に物質は銅よりなれり。今この二者に就て精しく說明すべし。Dは圖の如く偏平なる圓形を呈し、この一方の面に都合八個の窪(クボミ)を附せり、これが爲め一種の紋樣を形成す、これと同一なるもの(鐵製)予は曾て東蒙古潢河(シラムレン)河畔左岸の東翁手特の遺跡に於て發見せり。こは蓋し耳飾に使用せしか、而してEは薄き銅片ヲ最初捻りて、後打ち偏平となしたるものにして、大さ、厚さは圖の如し、この技術に一種妙ふ可き所あり、こも又何處かの裝飾に使用せしものなる可し。予は以上のF、Gは其形狀、製作の狀態、遺跡より出でたる事實等より推考し、是等は當時彼等の手になりしものとなすなり。されど銅の材料は漢族の手より得たるものか、就中Gの如きは廢物を利用せしものならん。

刀泉　大石橋盤龍山の遺跡より刀泉を發見せり、こは其二十四圖のA、B是れにして、Aは仙波少將の嘗て發見せられしものゝ中の一個を圖せしものにして、Bは今回予の親しく發掘せしものなり。是等の刀泉は銘にもあるが如く趙の明刀なるが、是等の古泉が石器時代の遺跡より出づるは最も注意すべき事なり。予は之れに就て第三章『刀泉』に精しく記したれば茲に略すれども、兎に角、石器時代の遺跡にこれの存在するは、石器時代の年代を證明するに最も尺度となる可きものならん。予は以上の事實より推定して滿洲の石器時代は明刀の時代か、尙ほこれより以前の時代に屬するものとなさんと欲す。

(E)雜部

朱　當時の民族は旣に『朱』を裝飾の材料として用ひたるが如し。其證は大石橋、普蘭店、旅順の遺跡より各々一個宛の土器に朱を塗りたるものゝ出たるを以て知る可きなり、(第十六圖17第十七圖29)而して其三個の土器中、旅順より出たるものゝ如きは其朱最もよし、この朱は我が彌生式土器に用ひたる其れと互によく類似せり。

篆體の漢文字　旅順白嵐子の遺跡より出でたる土器の底部に一種の紋樣らしきもの存す。こは第十二圖版34是なり、而して、この紋樣らしきものをよく注意するに、こは篆體の漢文字らしく思はる、若しも之にして果して篆體なりとせば、當時の彼等は此種の文字を使用する民族と接觸なせし、結果として、遂にこれを摸せしなる可し。然り而して旅順は廟島列島を隔てゝ僅かに山東省の漢族に接近するを以て、篆體を摸せしとて敢て疑ふ可き事にあらずして、寧ろ斯くある可き事ならん、況んや刀泉の遺跡に存在するが如き又これを確むるものなる可し。されど篆體を摸せる事實は是等遺跡の年代を考ふる最も參考となる可きものなりとす。

麻布　有史以前の遺跡は年代の久しく經過なせしを以て、最も堅き部分の外、柔き部分は少しも存在せず、されば後者の事實は遺跡、遺物の上に於て之れを知るは頗る困難の事に屬す。されど茲に面白き事實あり、其は間接に麻布の當時存在せし事實を確かに知り得たる事なり。予がこの事實を知り得たる材料は旅順藩家屯の遺跡より出でたる土器の破片(第十二圖20)にして、即ちこの土器の內面には布目の跡を印せり、こは土器製造の際內部に布邊を當て製造せしを以て、布目其土器に印せられしなり。予はこの布目に注意し始めて麻布なる事を確かめたるなり、この麻布はこゝに圖示したるもの是れにして、即ち其麻布たるや明かなりとす。之に因て見れば彼等は當時旣に麻を用ひ、而か

もこれより布を織るまでに至りしなり、この事實は又最も注目すべき事に屬す。

遺跡より出づる土製の紡錘車(第十二圖24＝30)は固より現今朔北民族の爲すが如くに、動物の毛駱駝の毛の如きを以て絲を作る際に用ひしものならんも、麻布存在の事實より推せば、又これにも紡錘車を使用せし事を知らるゝなり。豫て東夷の間に古く麻布の用ひられ居りし事を『東夷傳』中にて讀みしが、今始めてこれを確かむるを得たり、想ふに現今東夷の麻布としてこの材料が最も古きものならん。

土器面に印せられたる麻布

家畜　旅順の双島灣、郭家屯の貝塚より犬、豚、馬、牛等の骨片の出でしは、即ち當時にありて、既に彼等は是等の動物を家畜として飼養せし事を知る可きなり。

犬は當時にありて、獵に用ひられ、又家を守るにも用ひられしならん。

豚の出でしは最も注意すべし、文献史によれば、こは東夷、殊に肅愼、夫餘族等の古く飼養せるものにして、トングスの名稱の如き他の民族が彼等の豚を飼へるより其名を與へしを以て知る可きなり、この豚が滿洲の有史以前の遺跡より發見せらるゝこの間に以上の東夷諸族と何等かの關係ありげに見ゆ。彼のアムルスキー灣の貝塚よりも豚の骨出でたり。

馬の如き又東夷、匈奴、東胡其他の民族に飼養せられしものなるが、此遺跡又これを飼養せし跡あり牛は東夷に早くより飼養せられし事は、支那の文献史に見ゆる所なるが、此遺跡にも又牛の骨片あり。

以上は彼等の家畜を知るに面白き材料ならずや、而して是等の骨片の他の骨は同一長さに折られたるを以て見れば、又食用に供せられし事も推知せらるゝなり。

鹿　鹿の爪、旅順の貝塚より出でたり、こは彼の有名なる東海青ならん、東海青は東夷、就中肅愼族地の名産にして、この事に就ては文献史は其記載を明にせり。滿洲の遺跡にこの鳥の存在するより見れば、當時これを單に食物として使用せしのみなるか、將た當時既に彼等の間にこれを飼養馴育し、諸鳥を獵するに使用せられしか、こは今後の研究問題なれども、兎に角、東海青の此處に在るは、こは東海青と民族との關係を見る可き最も最古の事實なる可し。

(F)　食物

當時の食物は如何なる種類のものなりしやと云ふに、固より動物性の物、植物性の物よりなれるは明かなれども、其植物性の物は既に消失し、これを知る能はず、僅かに動物性の物を認めらるゝのみ、而して是等動物性の物は貝塚中に保存せらるゝも、久しく歳月を經過すると、當時の民族が食物に供せし後、打捨てたるものなれば、何づれも骨片にして、角、顎骨、歯、四肢骨等の斷片よりなれり。今是等の材料に就て波江理科大學助手の調査を乞ひしに、左の種類よりなるを知るに至りき、こは波江氏に向て

深く謝する所なりとす(他の鳥類、魚類等の材料もあれども、最も小破片にして、其名稱の知れ難ければ略せり。

哺乳動物の部

(一)猪(犬歯、臼歯、顎骨等)
(二)豚(臼歯、大腿骨片等)
(三)鹿(角、下顎骨、門歯、上膊骨の下端等)
(四)馬(臼歯等)
(五)牛(上顎骨等)
(六)羊?(左肩胛の基礎)
(七)犬(下顎骨)

鳥類の部

(一)鷹?(趾骨)

魚類の部

(一)鮫?(喙骨の一部)

尙ほ貝塚を積成せる貝類は如何と云ふに、即ち左の貝類よりなれり、又以て當時貝類をも盛に食せしことを推知するに足る、この調査に就ては理科大學生故山川戈登氏の手になりしものなれば、茲にこれを明記す。

Area inflata Reeve. アカガヒ

Tapes philippinarum Adams & Reeve. アサリ
Mya arenaria japonica Jay. オホノガヒ
Potamides (Batillaria) multiformis Lischke. ウミニナ
Chlorostoma rusticum Gmelin. コシダカガンガラ
Monodonta labio Linné. イシダタミ
Rapana bezoar Linné アカニシ
Purpura clavigera Küster. レイシ
Cyclina flavida Deshayes. オキシヾミ
Ostrea gigas Thunberg. カキ

以上に據て當時の彼等が如何なる食物を食せしかは、略々其一斑を窺ふに足らん。

是等の事實に據て更に推考するに、貝塚に猪、鹿、其他の家畜馬、牛、羊、犬等の存在すれば、即ち其當時哺乳動物を食用とせし事は明かなり。又鳥類、魚類の歯、骨、鱗等の出ずれば、又是等を食用に供せしことを考ふ可く、殊に貝殻の多きは以て、其當時に貝類を海岸に漁り來りて食用と爲せしことを知るに足る可し。夫れ斯くの如く彼等は食物として禽獣魚介等を常食とせしことを知ると共に、茲に注意すべきは、其遺跡に殘留せる哺乳動物の骨片を見るに、何れも打ち割られたるものにして、完全に殘留するものゝ少なきこと是なり。斯は石斧、其他の物を以て打ち割りたるが爲めなる可く、其割られたる骨の大さの略一定せるは、土器中にて之れを煮る際、恰も其中に投じ得るだけ打ち割りしが爲めなるが如きも、哺乳動物に至ては、現に旅順附近に棲息する

ものなく、單に深山に之れを見るのみ、遺跡の近傍には其昔にありては、猪、鹿等の出沒せしや知る可きなり。而して是等動物の殘片の存在するは、即ち當時に漁網、狩獵、牧畜の盛に行はれし事を知るに足る可く、石鏃、石鉾、投打的石錘、網の重石等は其に供せられしものならん。

(G)考古學上の事實と文獻史上の事實との類似

(一) 石鏃

以上は南滿洲に於ける有史以前の民族の狀態を遺跡、遺物の上より推考せしものなるが、さて滿洲に關係せる文獻史は以上の事實に就て何等かの記述を爲せるや、否や、是大に研究すべきことなりと信ず。而して茲に先づ注意すべきは支那の文獻史に現はれたるッングース民族たる肅愼のことなり、肅愼は後に挹婁、勿吉又は靺鞨、女眞等の名を以て呼ばるゝものなるが、該族の往古より石鏃を使用せしことは朧氣ながら文獻史上其記述あり、固より此等の史料は何れも北滿洲に關する事實にして、之を以て直に南滿洲に史料として適用することは困難なれども、又間接に之を引用することを得べし。依て予は文獻史上に於ける事實に就て聊か述ぶる所あらんとす。

先づ最初に肅愼の石鏃の事に就て述べんに、第一に引用すべきは、彼の『國語』に現はれたる一文にして、即左の如し。

仲尼在陳、有隼集於陳侯之庭而死、楛矢貫之、石砮、其長尺有咫、陳惠公使人以隼、如仲尼之館問之、仲尼曰、隼來也遠矣、此肅愼氏之矢也。

と尙ほ『史記』の『孔子世家』『孔子家語』にも同一の記事あり、之れは少くとも當時肅愼族か石鏃を使用せしことを知るに足るべし。固より此隼の身を貫きしと云ふ石鏃が果して肅愼の石鏃なるや否やは今日直に推定すること能はざるも、兎に角孔子の時代に肅愼か石鏃を使用せしことは之に依て考ふることを得べし、尙ほ他の文獻史は如何と云ふに『魏志』の「挹婁傳」によれば

其弓長四尺、力如弩、矢用楛、長一尺八寸、青石爲鏃、古之肅愼氏之國也、善射、射人皆入因矢施毒、人中皆死。

『後漢書』の「挹婁傳」によれば

又善射、發能入入目、弓長四尺、力如弩、矢用楛、長一尺八寸、青石爲鏃、鏃皆施毒、中人即死。

とあり『晉書』亦彼等の石鏃の事に關して左の如く云へり

肅愼氏、一名挹婁、在不咸山北……有石砮、皮骨之甲、楛弓三尺五寸、楛矢長尺有咫、其國東北有山、出石、其利入鐵、將取之必先祈神、周武王時獻其楛矢石砮、逮于周公輔成王、復遣使入賀、爾後千餘年、雖秦漢之盛、莫之致也、及文帝作相、魏景元末來貢楛矢石砮、弓甲貂皮之屬、魏帝詔、歸于相府、賜其王褥雜錦罽縣帛、至武帝元康初、復來貢獻、元帝中興、又詣江左、貢石砮……

『晉書』の記述は最も詳細を極め、山石を出す、鋭きこと鐵の如く、之を取らんとする時は、先づ神に祈ると、記し、石鏃の原料を採取せん時の狀態をも明にせるのみならず、彼等は周の武王の時に之を獻し、降て魏の景元の末年にも之を携へて來貢し、爾後屢々貢獻せることを記せり。是に由て之を觀れば晉代に於ても肅愼に石鏃の存在せる事實の漢族に知られしこと明なり、又南北朝時代の『魏書』には

勿吉、其人勁悍、善射、弓長三尺、箭長尺二寸、以石爲鏃。

『北史』には

勿吉、勝兵數千、多驍武、黑水部尤勁、矢皆石鏃、人皆善射、以射獵爲業。

と記し更に『括地志』には

靺鞨人多勇力善射弓長四尺如弩矢用楛青石爲鏃
とあり其他『文獻通考』には
勿吉國其人勁悍常輕豆莫婁諸國其粟末部勝兵數千多驍武伯咄部勝兵七千安車骨拂涅號黑水自
山五部勝兵並不過三千而黑水部尤爲勁健自拂涅以東矢皆石鏃最爲強國人皆善射常以七八月造
藥傳矢以射禽獸中者立死隋開皇初文帝詔其使曰朕聞彼土人頁今來實副朕懷厚勞之令宴飲於前
使者與其徒起舞曲折多戰闘容。
の一項を存し『冊府元龜』亦左の如く說破せり
魏景元三年肅愼獻其國弓三十張長五尺五寸楛矢長一尺八寸石砮三百枚皮骨鐵雜鎧二十領貂皮
四百枚。
此等の記載に依れば、肅愼族が往古より石鏃を使用し、少くとも隋唐頃まで之を用ひしものの如し。
殊に『文獻通考』に黑水部尤も勁健と爲す沸涅より以東矢皆石鏃常に七八月を以て藥を造り矢に傳へ
て以て射る禽獸中る者立ところに死す云々とあるは、石鏃を使用せし民族の住居せし土地及び矢に
毒を塗布せしことを明にせしものにして、恰も我がアイヌ人が鏃に毒を塗布する方法に似たるが如
し。
右に記述せし事實は彼等が隋唐の頃まで石鏃を使用せしことを傳ふるものなれども、既に石鏃を
使用する以上は又他の石器をも使用せしことを知るに足る。要するに彼等は縱令漢民族其他より
金屬器を得たりとするも少くとも隋唐以前に於ける彼等の生活狀態は尙石器時代の程度にありし
が如し。抑も最初は肅愼、降て挹婁、勿吉、靺鞨、女眞等と呼ばれたる此民族は人種學上より論すれば、現
今のツングース民族なり、果して然らばツングース民族は北滿洲に於て少なくとも隋唐以前までは
石器時代の狀態なりしことを知るへし。
現今西比利亞に於て石器時代の狀態に在る民族は如何なる民族なるかと云ふに、斯は彼の西比利
亞の東北端イルカイピッヂ附近に住するチュクチ族なり。彼れ等はノルデンスキョルド氏の一行
が同地を訪問せし際、尙ほ石器、骨器を使用し居りしが、斯は西比利亞の民族に今尙石器を使用するも
のある一例と爲すを得べく、又我千島のアイヌも少くとも元祿前後までは石器、骨器、土器を製造使用
せり。此等は參考として茲に附記するものなり。尙前に引用したる支那文獻史上の記述は石器中、
石鏃に關するものゝみなれども、亦以て參考に資するに足るべく、中に就て青石を以て鏃を作る云々
の一節は先つ吾人の注意すべきことにして、南滿洲に於ける石鏃が又青色を帶びたるクレースレー
トの如き粘板岩より成れる事實と相似たるが如しものなるべし。左れば右の一節は實物の石鏃を形容して記せ
同一のものには非ざるか、今後研究すべきことなるべし。又石鏃に毒を塗ることに就ては、南滿洲よ
り出てたる石鏃に表面の窪みしものあり、此等は當時毒を注ぎしものに非ざるか、是亦研究を要する
ことなりとす、尙右に引用せし支那の文獻史中に皮骨の甲と石鏃とを共に朝貢し來りしことを記せ
るが、此皮骨の甲なるものは動物の皮又は骨にて作りし鎧のことなるべし、前にも述べし如くチュク
チ族の地より皮製の鎧を發見せるが、其チュクチが今尙石器を使用する事實は肅愼族が石鏃を作る
と共に、又皮骨の甲を作りしと云ふ事實に吻合するものゝ如し。
支那の文獻史に引用せる肅愼族の棲息せし地域は何處なるかと云ふに、廣き意味に於て今日の松

花江流域の東北方、即哈爾賓の東北方を指すものなり。既に松花江の流域が肅愼族の住居地にして、而して昔時此地方に於て石鏃を使用せしものとすれば、此地方より此等の遺物を發見すべき理なり。然れども吾人の寡聞なる考古學上未だ此地方に於て石鏃を發見したるものを聞かず、左れば之に關する調査は今後吾人の大に勉むべきものなりと信ず。然れども不充分ながら明清時代の隨筆類には松花江より石鏃を得たる記事の散見せざるに非ず、即吳振臣の『寧古塔紀略』に依れば

混同江、江中出石砮、相傳、松脂入水、千年所化、有紋理、如木質緋碧色、堅過於鐵、土人用以礪刃、名爲昂威赫、肅愼氏所貢楛矢石砮是也。

とあり又『柳邊紀略』には

楛木長三四寸、色黑、或黃、或微白、有文理、非鐵非石、可以削鐵、而每破於石、居人多得之虎兒哈河、相傳肅愼氏矢、以此爲之、好事者藏之家、非斗粟疋布不可得、楛矢自肅愼氏至今凡五貢中國、勿吉寶臺之俗皆以此爲兵器、或曰楛矢、或曰鐵鏃、或曰楛砮、歷代史傳言之鑿鑿、今余所見直楛耳、無有所謂鏃與砮也。

と記せるが『滿洲源流考』は『柳邊紀略』の記事に關し左の如く云へり

元戚輔之遼東志略云、肅愼東北山出石、其利如鐵、取以爲鏃、卽石砮、而楊賓以爲楛木云云、蓋誤以石砮爲楛木也。

尙『池北偶談』第二十二には

吳江吳孝廉漢槎兆騫、以順治十五年流寧古塔、二十餘載、康熙辛酉歸至京師、相見出一石砮、其狀如石作紺碧色、云出混同江中、乃松脂入水年久所結、所謂肅愼氏之矢也。

と記し、同書第二十六、亦左の如く記載せり。

猗覺寮記、辦楛矢石砮引晉肅愼傳、魏景元以來供楛矢石砮、晉元帝時、詣江左貢石砮、其地有山出石、其利如鐵、唐黑水靺鞨傳云云、余嘗見吳江吳孝廉兆騫自塞外攜來石砮、形如礪石、色如蒸栗、云於混同江所產、蓋江邊松脂入水所結非石也。

此等は松花江中より石鏃を發見せしことを記載せしものなれども、其敘述漠然として正確ならざるが故に、其形狀等も能く知るを得ざるも、松花江中より石鏃の出ることは明なるが如し。既に松花江中より石鏃の出るを以て見れば、松花江流域一帶の丘陵上には彼等の遺跡の存在せることを考ふるに足るべく、此等の研究は吾人の今後大に勉むべきことなり。

(二)豚

滿洲發見の石鏃が文獻史上の肅愼族即ち Tungus の其れに相類似する事に就ては既に記する所なるが、尙ほこの遺跡より出てたる材料にして、更に肅愼族――ツングース民族の土俗に相類似するものあり、是れ即ち本文の『豚』なり。

ツングース民族は比較的最も古き時代より家畜として豚を有しき。こは當時他の朔北の民族には於ては頗る奇異なる現象なりと云はざる可からず。されば彼等は其近鄰に居住せるトルコ民族より彼等が豚を所有するが故に其名稱を "Tongus" と附せらるゝに至りき。トングスとはトルコ語『豚』の義なり。以て彼等と豚の深き關係あるを知る可し。

東夷諸族の間には豚の飼用ありき、夫餘の如き、馬韓の如き是れなり、されど最も古き時代より之ありて且つ其飼養の盛なりしは肅愼なりとす。『魏志』の「挹婁傳」によれば、曰く

其俗好養豕、食其肉、衣其衣、冬以豬膏塗身數分以御風寒。

『晉書』の「肅愼傳」によれば、曰く

……多畜猪、食其肉、衣其皮、績毛以爲布、……死者、其日即葬之於野、交木作小槨、殺豬積其上、以爲死者之糧。 猪蓋豬也

以上に因て見るも、いかにツングース民族が豚を飼養せしかは推知するを得べし。然るに當時彼等と東方に於て相接觸せし東胡民族の烏丸、鮮卑は如何と云ふに、支那の文献史上、たゞ彼等に馬、牛、羊、の文字は見えども、一も豚の文字を有せず。更に其西方に居住する匈奴族は如何と云ふに、之又其名なし。『史記』の「匈奴傳」によれば、曰く

……隨畜而轉移、其畜之所多、則馬牛羊、其奇畜橐駞驢、羸駃騠駒駼驒騱、逐水草遷徙。

右に據れば、豚は實に當時ツングース民族の固有なる家畜にして、或意味より云へば、豚は即ちツングース民族の代表者なりと稱するを得べし。このツングース民族代表者たる家畜の豚が、滿洲の貝塚中に存す、こは石鏃に於けるが如く、又この遺跡がツングース民族と深き關係あるを知る可し。況んや其地の等しく滿洲なるに於ておや、豚はツングース諸語にて何と呼ぶかと云ふに、先づ女眞語によれば父 Wúh-li-yên なり (W. Grube, Die Sprache und Schrift der Jučen.) 滿洲語にては ulgijan と云ひ、而してゴルド語にては olǵé, ól'ǵe ヲルチャ語にては olǵé 其他マネゲル語 ulge, ul'gén ブフタソロン語 ul'gén ビラレン語 ulge 中央黑龍江ツングース語 olǵa 等なり (W. Grube, Goldisch-Deutsches Wörtesverzeichniss.) 而して是等豚の發音は、女眞語 Wúh-li-yên 滿洲語 ulgijan と相類似すれば、もと彼等の間に於てこの動物を貴重なるものとして尊びしものなる可し。

支那の文献史によれば牛、馬は古くより東方、北方の諸民族の家畜として飼用せしものなり。而してツングース民族も又この家畜を有せり、即ち『魏志』の「挹婁傳」によれば、曰く

……有五穀牛馬麻布。

然るに『晉書』の「肅愼傳」によれば、曰く

有馬不乘、但以爲財產而已、無牛羊……

『晉書』に從へば彼等の中には馬ありて、牛無きが如しと雖ども、予はこの所にては『魏志』の文を取りて彼等に牛ありとなすものなり。

遺跡に羊の骨片もあれば、彼等は又これを家畜となせしや明かなり。

ツングース民族は家畜として牛馬を有せしが、滿洲の遺跡に又この骨片あり、果して然らば以上の事實は又彼等と關係するを證明するものならずや。

(三)麻布

麻布は古くより又東夷諸族の間に使用せられたり。こは少なくとも當時彼等の文化の一に數ふ可きものならん。而して又當時最も未開なりしツングースの挹婁にも之ありき『魏志』の同傳によれば、曰く

……有五穀牛馬麻布……

然るに滿洲の遺跡中より麻布存在の事實發見せられたり、之に因て考ふれば、彼等は最も古き時代より麻布を使用せし事を推知せらる。

結　論

予は南滿洲に存在する有史以前の遺跡、遺物に就て以上の如く記せり。予は更に是等の諸事實を總括し、聊か茲に論ずる所あらんと欲す。

南滿洲に遺跡を殘したる民族は、之れを開化史の上より見れば石器時代の境遇にあり。されど彼等は純石器時代に屬せずして、既に金屬器の使用を知り、而かも自から鍛冶さへなすに至りぬ。予は是等の事實より推考して彼等は少なくとも當時石器時代より金屬器時代に移らんと欲する其初期なりとなすものなり。

彼等の當時の生活たる尚ほ利器として石斧、石錐、石鏃、石鉾等を製作使用し、日常の什器として土器を製造せり。而して其土器の表面に幾何學的紋樣を附し、更にこれに朱さへも塗れり、この土器の形狀意匠、紋樣は優に彼等の民族性の研究をなすに足る。彼等は盛に山野に諸獸、鳥を獵し、海濱に魚貝を漁せり。是等は現存する貝塚のよく之れを證明する所ならずや、加之家畜として豚、牛、馬、羊ありて、又これを食料に供せり。以て聊か彼等の間に牧畜の術の行はれしを知るに足る。尚ほ麻布の存在するあれば、不充分ながらも麻類の如きを栽培せしならんか。

彼等の住居は多くは丘陵の上、海岸、河岸に接近する所にして、當時にありては、是等の場所は最も生活に適せし所なる可し。されど臺子山(第四圖)の如き盤龍山(第五圖A)の如き其高き山上に彼等の遺跡あるは之れ柴、棘等の川に供せしものならん。

遺跡中に石を積んで竈を設け、この附近の土燒け、木炭の殘片さへ殘り居るを見れば、食物を煮るに斯る所にてなせし事を知る可く、且つ當時其附近に樹木の多かりし事を間接に推知せらるゝなり。

衣服は裘等も着用なしつらんも、麻布の材料の發見せられしより見れば、既に麻服の存在せしを知らるゝなり。然り而して玉製の扁平なる小環(第二十四圖D玉)等は當時彼等の裝飾として見るべきものならん。

以上の遺跡の年代は今より何程以前のものに屬する乎と云ふに、固より確然と斷言なす能はざれども、土器の底に篆體文字のあると、大石橋より明刀の出でしより推考するに、是等の遺跡は最も新しく見るも戰國時代にして、尚ほこれより古きものならん。こは今後の大に研究すべき事に屬す。

次に是等の遺跡を殘したる民族は、抑も如何なるものなりや、予は其地理學的位置、遺物の種類、聊か後のものながら支那漢魏文獻史上の比較等にて推考するに、こは蓋し肅愼族の手になりしものならん。若しも假にこの遺跡にして、肅愼のものなりとせば、從てこの遺跡はツングース民族に屬す可きものなればりと云ふべし。この考案は敢て奇怪極端なる解釋にはあらざるなり。

されど茲に注意すべきは、予の引用せし肅愼、挹婁等の文獻は何づれも漢魏時代のものに屬し、而かも其地は北滿洲のものにして、當時に於ける南滿洲は既に彼等の居住存在證跡の認められざる事是れなり。然るに考古學上の事實は南滿洲に於て、確かに彼等民族の居住せし跡を證明せり。是等の事實より推考し予は南滿洲に於ける彼等の遺跡は最も古き時代のものにして、即ち彼等の尚ほこの地に居住せし際に殘せしものとなすものなり。

上來記述の如く南北滿洲に於ける事實の相符合する所あるが如き觀を呈するを以て見れば、往昔

南北滿洲に居住せし民族は同一種族にして、即ち南滿洲にもツングース民族たる肅愼族の分布されゐたるものゝ如し。而るを一度他の民族と接觸し優勝劣敗の結果、遂に早くより北方に退却せしものならん。彼の漢魏の文献は南方退却後の彼等の消息を傳らせしものなる可し。

最後に記す可きは南滿洲と山東省との聯絡是れなり。この二方面は僅かに廟島列島を以て互に連接なし居るものにして、同列島は實に或意味の橋梁、庭の飛石等の如きものなり。されば廟島列島の橋梁、庭の飛石はよく古き昔より山東と遼東との交通をなせしものなり。未だ考古學上有史以前にこの事ありしを明かに證する能はざれども、其地理學的位置と、遺跡より出てたる火山岩質の石斧が廟島列島邊より採り來りし跡ある等より考ふれば、この間に何等かの關係あるを臆氣ながら考へらるゝなり。

彼の昔、山東省に居住せし嶋夷、萊夷の如きは肅愼族にあらざりしか、其地が南滿洲に接近し、而かも其民族に『夷』の名稱の附せられ居るは最も注意すべき事にあらずや。予は彼等を以てツングース民族となし、もと南滿洲より該列島を通ひ山東省に移住せしものと考ふるものなり、彼等は『書經』の「禹貢」に見ゆるものにして、即ち當時の青州の條に左の記載あり、曰く

海岱惟青州、嶋夷旣略、濰淄其道、厥土白墳、海濱廣斥、厥田惟上下、厥賦中上、厥貢鹽絺、海物惟錯、岱畎絲、枲鉛松怪石、萊夷作牧、厥篚檿絲……

『禹貢』の當時に於ては彼等は尙ほ山東半島の北岸にあり、尙ほ支那の東海岸附近には淮夷、徐夷あり、即ち前者は淮水に居住し、後者は徐水に居住せり。この二夷も又共に『夷』を以て稱せられ、地理學的位置の山東省に接近すれば、予はこれを等しくツングース族となすものにして、彼の印度支那派の苗族

の如き南蠻と區別せんと欲す。

以上に據て考ふれば、ツングース民族は南滿州より海を渡て山東省に至り、更に支那の東海岸地、揚子江以北にまで分布せりと云可し。南滿州の遺跡は是等と互に關係を有するものにして、其年代も多少等しきものゝ如く考へらる。かの廟島列島に在する石質の石器が旅順の遺跡に存在せし事實より見れば、此間興味ある連絡消息の存するが如き感なきにあらず。又彼の『國語』に記載せられたる隼有り陳侯の庭に落つ云々の一節は、此等支那大陸に於ける肅愼族の事にはあらざるか、共に今後の研究を要する事項なりとす。

予は兎に角滿洲石器時代の遺跡遺物に就ては以上の如く記せり。されど是れ未だ滿洲に於ける史前考古學上の研究としての序幕たるに過ぎず。尙ほ今後更に研究を要すべき事頗る多し。

マグリトフ氏のアムルスキー灣の貝塚論文は滿洲の遺跡と比較すべきものならん。即ち其石器の形狀、石質、土器の形式等互に相似たる所多し。殊にアムルスキー灣の貝塚中より豚を發見せり。是等の事實より考ふれば、共にツングース民族の手になりしものにして、互に最も深き關係を有するものなり。

東蒙古の石器時代遺跡との比較は如何と云ふに、二者聊か相異する所あれども、老哈河畔の如きは滿洲のものに似たる所あり。尙ほ東蒙古の各遺跡より鐵鏃を出せり、是等は二者の間に何等かの消息を有するものゝ如し。但し東蒙古の遺跡は東胡民族の手になりしものなり。

朝鮮の南部金海に存在する貝塚より出たる土器の形式及び骨鏃は又滿洲のものに似たるものあり。更に朝鮮より出づる磨製石鏃も又滿洲のものに類する所あり。

日本の石器時代の遺物とは聊か相異せるものゝ如くなれども、彼の彌生式と稱する一種の遺物殊に其土器の形式、紋様等と大に類似する所あり、こは何等かの關係を有するものならん。尚ほ大野助手の日本島取縣岩見郡の海岸に於て發見せられたる銅鏃、日本内地より出づる磨製石鏃は又類似せりと云ふ可し。

第三章

刀泉

日露戰役の當時、大石橋の盤龍山より夥多の刀錢を發掘せることあり、斯は此地に砲臺を築かんとして地均作業中、山上より此刀錢を發堀したるものにして、當時此處に駐屯せられたる仙波少將は之を珍奇なりとして採集し後之を專門家學會學校等に頒贈せられたり。此際予は恰も不在なりしも、我東京帝國大學理科大學人類學教室にも其幾部分を贈られ、其何れの時代の製作に屬するかに就て鑑定を求められたることあり。此事に就ては『日本及日本人』の四十一年四月號に『滿洲に於て發見せる古刀錢』と題せる小川柳波君の論文ありて、其題の明刀なることを斷言せられ、又大學の鑑定書は其何人の手に成れるやを知らざるも之を以て齊刀と爲したるは大なる誤謬なりとのことを附記せられたり。斯は最も肯綮を得たる說にして、予は其大學に寄贈せられたる刀錢第二十五圖A二を見て小川君の說の正確なることを知り、又滿洲大石橋附近の盤龍山上より趙の明刀の發見せられたることを確むるを得たり。依て予は今回滿洲調査の際、此遺蹟を調査せんが爲、大石橋に赴き、南滿洲鐵道會社員諸君の非常なる補助を得て、自ら諸君と共に此山に上り、此遺蹟に就て調査する所ありたれば、聊か左に記述する所あらんとす。

(一)大石橋附近の地形

予は此遺蹟に關し記述するに先だち、大石橋附近の地理學的狀態に就て記述すべし。抑も大石橋

の附近は地理學上より云へば明に遼河の流域に屬し、古昔に於ては此附近は遼河の河口に當り、又或時は此附近に澎湃たる波濤を見しやも知るべからず。何を以て之を云ふか、地質上の狀態自ら此くの如く推考せしむるものあるが爲にして、即地質上より觀察すれば、蓋平附近より大石橋、海城、遼陽、本天及び其以北附近、換言せば今日南滿鐵道線路の走れる其東方は地質學上古き岩石より成り、南滿洲鐵道線路の西方は新しき冲積層より成れり。而して此冲積層は尙西方に發達して新民屯、康寧附近までの渺茫たる大平原を形成せるが、此新しき冲積層の大平原は所謂遼河一帶の流域にして、此等の平原は孰も遼河の土砂に依て埋れるものなり。古代に於ては南滿洲鐵道東方の岸及び錦洲、新民屯附近、京奉鐵路の西までは海水の進入せし場所にして、尙太古の際は鐵嶺附近まで海水進入せしならん。而かもべく、時を經るに從ひ遼河は漸次南方に冲積層を作り、終に今日の如き狀態を呈せしなるべし。遼河流域の冲積層は尙南方に發達せるが、此遼河流域の冲積層を形成するに至りし徑路に就ての研究は、最も趣味ある研究にして、吾人は地質學者、歷史家、考古學者等と相提携して其研究に從事せば、歷史的に其徑路を研究することを得ん。而して玆に先づ注意すべきは大石橋附近なり、此附近に曾て海水の進入を見しことは、左して古き時代と思はれず。そは管に地質學上より證明し得るのみならず、地名の上に於ても略推知することを得べし、例へば蓋平附近に海山寨、海城あり、此間大石橋を挾み、而して大石橋を通過する鐵道線路を越へて、西方に小高き山あり、此山は鐵道線路の東方に在る山脈と同一地層にして、前カンブリア層より成れり。恐らくは此山は其昔海中に在りし一島なりしならん。此海中の一島たりし小山の上に今娘々宮の廟あり、此娘々宮は毎年一回祭典を執行し、附近士女の來り賽するもの多き著名の廟なるが、廟は海神を祭る所にして、恰も河に龍王廟あるが如し。又廟

島列島は島中娘々宮あるの故を以て此名あり。尙黃海、渤海の沿岸に多く娘々宮の廟の散在するを以て見れば、此附近一帶の地の昔日の面影を思ふを得べく、而して前記小山の上に娘々宮の存在するは、偶々以て昔日此附近の海濱なりしことを知るに足るべし。要するに蓋平の海山寨より南、滿洲鐵道線路の東方一帶の山は孰も岩石より成り、其以西は冲積層の新しき層なり、之を以て見るも、前述の如く云ふを得べきなり。

營口領事館『調査報告』中、營口附近の土地の變遷に就て左の如く記せり、以ていかにこの附近の埋まりつゝあるかを知るに足らん、曰く、

當地は今より百五十年前には尙ほ一面汪洋たる海面に屬し、明の頃には海水直に海城に至りて其岸城を距ること僅に二十淸里に過ぎざりき。故に同地を名けて臨溟と曰へりしが、後改めて海城となせり。而して今より百年前に外來の船舶は、北は牛莊に至り停泊し、南は蓋平の西二十淸里なる西河に至りて停泊せしが、此の二港の交易頗る興盛と稱せられき。當時營口は猶ほ潮汐出沒の間にありしが、渾河及巨柳河より吐出せる沙泥は漸次海面を埋めて洲渚となし、蘆葦之に叢生し、道光の初年より商民漸く集れり。而して牛莊の下游また泥土の爲めに淺くなり、大船は直通すること能はずして、田庄臺に至りて止まれり。之を以て道光初年には田庄臺の商業正に旺盛なるの時なりき。而して未だ十餘年ならずして、田庄臺の下游亦た泥游して淺く、大船は僅に營口に至りて止まるに至れり。是に於て道光の中葉(距今約八九十年)には當港大に興り牛莊及田庄臺の商業悉く此に遷れり、然れども當時商業日に盛に住民また日に多くなりしも、此地未だ官府なかりしかば、海城の分司たりし牛莊巡檢より更に分卡を此地に設けしめ、斗秤及稅務

は悉く其管轄に歸せしめ、商民過々案件ある場合には海城に赴きて訴へしめたり。數年ならずして官憲此地の隆盛なるを視、遂に戶部稅務局を設けて專ら商船の稅務を主せしめ、訴訟は仍ほ海城に於てせしめたり。是よりして蓋平西河口の商業亦た漸く營口に移り、居民また訴訟ある毎に遠隔せる海城に至るを不便として多く蓋平に至りしかば、官遂に營口を二區に分ち西段を海城の管轄に歸せしめ、東段を蓋平の管轄に歸せしめて、各々卡倫を設け、鄕約を設けて駐守せしめ、若し事あれば、當該各知縣に報告して處理せしめたり。

若し夫れ營口なる名稱に至りては、當初此名なかりき。之を父老に訊ふに、當地開闢の時一富商其の牝犬の死したるを埋めて墳となせしが、俗に死人の邱墟を稱して墅と云へるよりして。此地を呼んで母狗墅となせしが、商賈漸く盛なるに及び、此名の雅ならざるを以て、遂に其字を改めて設溝營と爲せり、而して以て、今日に至れり。但だ外來の船舶は仍ほ此地を呼んで牛莊或は牛莊口と云ふは是れ當地の商業が牛莊より推移し來れるに由るものにして、其實牛莊は當港を距ること九十淸里なり。

大石橋附近の地勢は概要右の如し、而して盤龍山は如何と云ふに、カンブリア層より成り、西方に突出せり、山下より頂上までの高さは二百米突もあるべく、頂上より見れば東方は千山々脈に隣り、南北は長白山脈となり、西方は際涯なき大平原にして、尙其南方は海に連れり。是に由て之を觀れば、西方の大平原は昔日海水の浸す所たりしこと、常識を以てするも判斷することを得べく、從て古代此地に棲息せんとする人類は、山麓或は山中の何れかの部分に生活せざるべからざりしこと亦明なる事實なり。

(二)石器使用民族

予は刀錢を研究すべく、大石橋に來りしも、刀錢が大石橋の何れの部分より出てたるかに就ては、毫も知る所なかりしが、大石橋に來りて始めて其盤龍山上より出てたること、及び盤龍山(第五圖Aは山下より頂上までは二百米突を登攀せざるべからざることを知れり。而して刀錢發掘に與りし一二の人は尙、大石橋に在りしを以て、予は此等の人々を嚮導として此山に上り調査に從事せり。此山は前述の如くカンブリア層より成れる兀々たる岩山にして、土壤少く、其刀錢を發掘せしは山中最も廣き地點にして、卽ち山上の漸く平地となりし所なり。此山の軍備上重要の地點たるは、日露戰役の當時此處に砲臺を建設したることを以て知るべきも、然れども斯かる二百米突の高さを有する山上に、此くの如き遺蹟の存在することは何人も思ひ到らざる所、砲臺建設工事の爲、偶然之を發見したるものなれば、若斯がる機會なかりせば、吾人は終に之を知らざりしならん。此點に就ては、當時此事に深く注意せられたる仙波少將に深謝せざるべからず、予は先づ山上に登り、脊て刀錢の發見せられたる場所の發掘に着手したるに、岩石の破片土塊となりて滿く土方を蔽へり。更に多數の人夫を役して發掘せしに、約一尺の地下より始めて土器の破片の如きものを發見したれば、尙能く注意せしに、其處此處より土器の小破片を發見せり。予は非常に興味を感ぜしを以て、人夫を督勵して盛に發掘せしに、終に此地は石器時代の民族の生活せし場所なることを確むるに至れり。此處より出でし土器は、孰も破壞して小破片となれるが、其燒方は孰も赤褐色の素燒にして、或物は把手あり、或物は其面に幾何學的の模樣あり、又土製の紡錘車をも得たるが、尙此地に於て土器を作りし如く思はるゝは、粘土の

原料を得たることなり。其他石針、動物の骨主として哺乳動物)木炭等を發見せるが、此等の土器石針等は、旅順の貝塚より出るものと全く同一にして、其同一ッングース民族が此地に棲息せしことは明なる事實なり。而して當時の生活狀態は、石器を使用すると共に、又土器を使用せしものなるべく、尙食物として、千山々脈に猪鹿を獵せしならん。

予の此地に來りしは、明刀の遺蹟を探らんとしてなるに、こは明に石器時代のものなるは、予をして少なからず興味を感ぜしめしが、斯かる高山の上に人類の棲息せしは、最も注意すべきことにして、斯は通常住居の遺跡と云ふよりも、寧ろ山寨に使用して敵を防ぐと共に、又住居の地と爲せしものならん。上述の如き高處に遺蹟の存在せるは、尙普蘭店附近の蜚子山上にもありて、(第四圖)此地のものと同一なるは注意すべきことなり。次に注意すべきは此地より鐵滓の一小破片を發見せることにして、之を以て考ふれば、當時此地に棲息せし民族は、尙石器を使用せしも、既に鍛冶の術を知れるものゝ如し。而して石器時代の遺蹟より鐵滓を發見せるは、既に遼順の其れに於ても確かめだるが、尙ほ遼河の上流地方即ち東蒙古のシラムレン流域、老哈河及び潢河流域並に興安嶺一帶の地方にもこの事實を認むるを得べし。然るに今又遼河々口附近盤龍山の遺蹟にも、此事實あるを見るは興味ある現象と云ふべし。要するに予は盤龍山上に在りし民族は、當時既に金屬器の使用を知れるものにして、該遺蹟はッングース民族のものに屬し、彼等の石器時代と、金屬器時代との過渡期にありしものの如し。

(三)趙の明刀

盤龍山上の遺蹟より發掘せられたる明刀は如何、予は此遺蹟を發掘せしに第二十五圖Bの如き一個の刀錢を得しが斯は仙波少將の得られたるものと同一にして、即ち趙の明刀なり。明刀が石器時代の遺蹟より發見せられたるは、注意に値することなるを以て、予は尙能く遺蹟の狀態に就て調査せしに、恰も此附近に在る岩石を運び來りて、住屋の礎石に使用せしが如き形跡あり。明刀は實に此石垣の間より發見せられしなり、而して此石垣は石器時代の民族が之を築きしものなるか、或は明刀を使用せし時代に築造せしものなるか正確に判することを得ざるも、遺跡の狀態より見て、此石垣は石器時代の當時に不完全に築造せられたるものゝ如く、從て此明刀亦石器時代の民族が他より之を得たるものゝ如し。予は明刀の一個を得たるが、仙波少將の得られたる明刀は、夥多しきもの一塊を爲し錆付き居りしと云へば、思ふに此明刀は當時の民族か通貨として使用せしものに非ずして、服飾其他に使用せしものならん。彼等か盤龍山上に棲息せし際には、海波直に山下に通せしを以て、漢民族は明刀を此に舶載して、交易其他の關係より、之を當時の住民たるッングース族に與へしものなるべし。或は此刀錢の發見せらるる理由として此附近に戰國時代漢民族の生活せしものもありしならん。然れども此遺跡の狀態を見れば、石器時代のものにして到底漢民族のものと思はれざれば、ッングース族が漢民族より之を得たるものとするの外なし。

抑も明刀は趙國新明邑に於て鑄造せられたる、戰國時代趙國の貨幣にして、新明邑は『史記』卷五、秦本紀秦昭襄王の二十五年に

趙拔二城、與漢王會新城、魏王會新明邑、

とある其新明邑なり、尙此明刀に就ては『古泉滙』に圖を掲げて、詳細の說明を附したるものあり、即ち左の如し

吉金錄稱河間易州於敗井頹垣中、每有所獲、動輒數千、近於道光年間、新出無數、眞定李君寶堃擇精者數百貽余、其形製約有二種、一種形作方折如磬、製較狹、一種圓折微彎、製較濶、面文皆一明字、背文異者得二百餘枚、此刀盡出直隸、其爲趙明邑之物無疑。

是に由て之を觀れば、明刀は多く直隸省内に於ても發見せらるゝものの如し。果して然らば、此刀錢は予は遺跡の狀態當時の地形より推考して、漢民族が之を此地に來りて彼等に與へたるものと信ぜんとす。要するに滿洲に於ける石器時代の痕跡は、右の事實に依て判ずるに、周末戰國時代の頃までは、石器使用の民族が、此附近に接息せしことを知るに足るべく、此等は今後の研究と共に注意すべきことなりとす。

大石橋盤龍山上より刀錢の出でたることは、既に以上記するが如くなるが、尙刀錢の出でたる事實は、太子河の北岸地方に於ても認められたり。而して是等の刀錢は何づれも趙の明刀なりき是等の事實により推考するに、其明刀の行はれし當時少なくとも滿洲には其附近に於て、既に漢民族の分布せしことを知らる可し。吾人は未だ第五章の古墓の如く正確に夥多しき證據を列擧する能はざれども、今後吾人はこの種の遺跡に向て注意せば蓋し其遺跡を發見する敢て難事にはあらざるべし。彼の太子河畔、遼河々畔の如き渤海灣に面したる方面は早く彼等の移住地となり居りしものならん。尙ほ旅順方面に於ても廟島列島を以て山東省と相連續すれば、この地又今後大に注目すべき場所たる可し。

第四章

老鐵山上の石塚

旅順老鐵山上に一種興味ある遺蹟あり、巨大なる石塊を不規則に積み重ねて塚と爲したるものにして、斯くの如き種類は他の滿洲地方に於ては未だ曾て見ざる所なり。之等は從來空しく山上寒煙荒草の鎖す所となりて世人の視聽に上らざりしが、予は本年南滿洲各地調査の際偶此に至て多少調査する所ありしを以て、今左に其梗概を記述せんとす。

予の滿洲行の目的は、關東都督府の囑託に依り、老鐵山麓に在る古墓を調査する爲なりしが、予の一行中にありし都督府民政部の宮澤屬及び三浦通譯の二氏は予に告くるに、老鐵山上、高く塊石を積み重ねたる一種奇異なる遺蹟あり、其堆石を取り去れば土器類を得べきことを以てし、是れ或は上代穴居の跡なるべければ實踐の價値あるべしと注意せられしかば、予は直に同行せる關東都督府の吉田技師及び南滿洲鐵道株式會社の非上畑作氏等と共に、三浦氏の嚮導に依り、山上に至り調査に著手し、東京帝國大學理科大學の大野助手、亦來滿して與に共に調査に從事せる結果、聊か得る所あり。尙予は北方よりの歸途再び此處に來りて精査する豫定なりしも、途中不幸にして家嚴の訃に接し、倉皇歸朝せしを以て、豫期の如く詳細の調査を遂ぐること能はず。從て此石塚に就ては尙不明の點少なからざるも、大體に就ては多少自得する所ありしを以て、今茲に此報告書を發表することとせり。唯々其詳細の觀察研究に至ては、他日再び渡滿着手する所あらんとす。

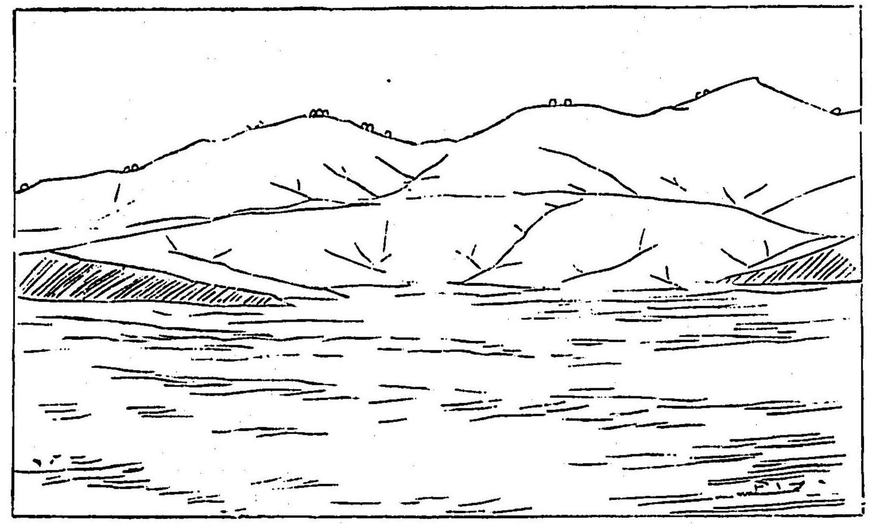

老鐵山上石塚の存在する狀態

(一)遺蹟存在の狀態

此種の遺蹟は盡く南滿洲の一角なる旅順老鐵山の山上に在りて、一も山麓の如き低所に認むること能はず。而して山上と云ふも、其最も高き地點若くは山背に存在し、或は高き小峯の頂上に唯々一個存在するものもあれば、或は又山背に夥しく列を爲して存在するもありて、其最も高きものは三百米突の上にあり。要するに此等の遺蹟は、主として老鐵山上の山背に在りと云ふことを得べし。遺蹟存在の狀態此くの如くなるが故に、之を下方より仰望することを得べく、而して其最も仰望に可なるの地點は、彼の露人を埋葬せる墳墓所在の場所なりとす。(圖を見よ)

(二)遺蹟の種類

予は既に遺蹟が、如何なる地點に存在するかに就て、述ぶる所ありたれば、更に是等が其如何なる種類に屬する者なるかに就て、述ぶる所あらんとす。

此遺蹟に近づきて實見せる所に依れば、こは孰も此山に在る岩石を打缺き、或は岩塊を携へ來りて不規則、亂雜に積み重ねたるものにして、其狀一見圓錐形を呈し(第二十六圖B,C)英語の所謂 Stone heap を以て呼稱すべき形狀に屬す。

此くの如き遺蹟は本邦に於ては四國(阿波、讃岐の如き)等に存在するものなきに非ざるも、之を學問上より論ずれば、彼の愛蘭蘇格蘭等に存在するCairn 或はCarn と稱するものに該當す、故に予は此遺蹟を呼ぶにケイルンなる語を使用し、而して其譯語たる石塚の名稱を以て之に充用せんとす。是れ其形狀よりするも、將た又名稱よりするも學術上最も適當の語なればなり。

(三)ケイルンに就て

ケイルン(或はケルン)とは元ケルト族の言語にして Protuberance 或は Heap,Pile 等の意味を有す。考古學者は直に此言語を使用して、以て人爲に因り石塊を積み重ね堆石と爲せるものを呼ぶに用ゆ。此ケイルン即ち石塚は主として蘇格蘭、コロンウエル、ブリタニー(或は諸威、瑞典等)の如き岩石多き地方に存在す。

石塚の時代は有史以前に屬し、尚之を細別せば石器時代のもの、及び銅器時代、其以後のものと爲すを得べく、各年代の相違に依り、其形狀を異にせり。之を要するに、有史以前の石塚は一般に墳墓にして、又之を大別せば二種と爲すことを得、即ち一は石塚の內部に室を有するもの、一は室を有せざるものにして、前者は有室石塚(Chambered Cairn)と稱へ、後者は無室石塚(Unchambered Cairn)と呼ぶ。而して有室石塚は石器時代のものに多く、無室石塚は銅器時代及び其以後のものに多く見る所なり。

有室石塚は、圓形、卵形、長楕圓形を呈するも、時としては中央の窪めるもの、又は其端の凸形なるものあり、内部の室には通路(Passage)に依て通し、室内には幾多の燒かれたる遺骸又は燒かれざる遺骸を欵む。而して此等の遺骸は長時日の間連續して此處に葬られたるが如くなるを見れば、斯は必ず一家族の墳墓なるべし。此等の石塚は孰れも高所に積み重ねられ多く雜を成して存在し、又通路と室とは不規則なる圓螺線、波線等の模様を巧に彫刻せし大石を以て區別せり。

次に銅器時代及び其以後に屬する無室石塚は、前者に反し一般に規模狹小にして、其形狀概ね圓形を呈し室を有せず、然れども時として室と通路とに代ふるに其内部の地下に粗なる扁平の石盤を以て作られたる石板を存し、之に燒かれたる若くは燒かれざる遺骸を欵むることあり。而して此石塚は後世に至りては、當初の目的以外、或は之を境界標とし、或は人民の集會所、召集所、會長の就職式場等に使用し、又は或事件を記念する爲之を築くことあるに至れり。

石塚は以上の如きものにして、最初は墳墓として築きたるものなるも、漸次變化して終に當初の目的以外の事項にまで使用せらるゝに至れり。此事たる石塚研究者の最も注意すへき點なりとす。

(四)老鐵山上の遺蹟とケイルンとの比較

ケイルンの如何なるものなるやに就ては、既に前に述べたる所の如し。今之を以て老鐵山上の遺蹟と比較せば如何と云ふに、老鐵山の遺蹟は孰も其位置の高所に在ること、其互に雜を成すの狀態及び岩塊を積み重ねたる所、並に其石塚の形狀等より考ふれば、斯は疑もなくケイルンにして、彼の外國に於けるケイルンと毫も異なる所なし。從て此遺蹟を呼ぶにケイルンの譯語たる石塚を以てするも決して誤謬にあらざるなり。

(五)石塚の石材

老鐵山上の遺蹟既にケイルン即ち石塚なりとせば、之に使用せし岩塊は果して何處より得來りたるかを考ふるに、老鐵山は元來岩山なるを以て、岩塊を得ること最も容易なるのみならず、山背には石多きを以て、手近の場所より自由に運び來りて、斯る高所に石塚を築きしものならん。

(六)石塚の積方

石塚は、單に其附近に散在する自然に打缺かれたる岩塊を運び來りて、不完全に積み重ねたるものなれども、外部の或部分には、時として其隅に當る所に稍規則正しく岩塊を積み重ねたるものあり。

(七)石塚の外形

石塚の外形(第二十六圖B、C)は、之を側面より見れば、或は圓錐形を呈するものあり、又或は兩端の凸起せるものもあり、更に之を平面として見るときは、或者は眞圓形を呈し、或者は長圓形若くは瓢箪形を竪に割りたるが如き形狀を爲せり。今此等の側面平面の形狀を比較するに、圓錐形のものは多くは平面にて眞圓形を呈し、兩端の凸起せるものは主として平面の長圓形若くは瓢箪形を呈するものに屬す。

(八)内部の形状及び石質

石塚の内部は如何と云ふに、通常ケイルンに具備する所の室を有す。然れども内部の各室は、通路に依て相連接せらるるが如きことは絶無にして、何れも個々獨立に塚中に存在す。各室の壁は大なる一枚石を以て一側を作るが如きことなく、專ら大なる岩塊を以て積み上げたるものなり、而して壁の部分は多少規則正しく積み上げられたるも、各室相互の間は此壁に於けるが如く、規則正しく築かれずして、唯不規則、亂雜に岩塊を積み重ねたるのみ、室は長方形又は方形のものもあれど就中長方形のもの多し。

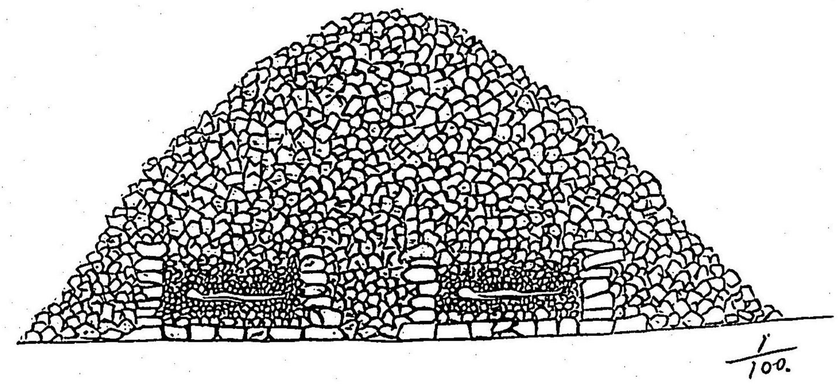

石塚の想像橫斷面

一個の石塚の內部に在る室には、各大小あり、或者は幅約五六尺、長さ約七八尺、而して深さは各五六尺を普通とす。室の上部は別に大石を以て蔽はれたるものなく、唯大なる岩塊を其上に亂雜に積み置くのみなり。

(九)室の內部

石塚の全體より論ずれば、其內部の凹所(第二十六圖A)は、之を室と稱へ得べきも、若之を正確に云へは、卽石槨若くは石棺に相當するものなりとす。予は試に此等の室は如何なる狀態に於て存在するかを檢せんとして、之を發掘せしに、其何れの室も、其最下部には最も大なる岩塊を置き、之より漸次小岩塊を積み、遂に其上に岩石を碎きて小片と爲せるものを散布し、且こゝを平坦と爲して此處に死體を安置し、其死體の頭部脚部附近の前後左右に、死者の副葬品を並へ置けるものゝ如し、而して死體の上には、無殘にも更に岩塊を積み重ね、上部に至るに從ひ岩塊の大を加ふることは各室共に同一にして、毫も異る所を見ず。是に由て之を觀れは、石塚は內部に若干の室を設け、其中に人骨及び副葬品を納め、其上より各室均しく岩塊を積み重ね、終に一個圓錐形、其他の石塚と爲せしものゝ如し。

予は今、當時石塚を發掘せし狀態を玆に記載せんに、予は石塚を都合六ヶ所許取調べたり、されど其多くは內部の旣に支那人に據て發掘せられ居れるものなりしが、幸にして二ヶ所(甲、乙兩圖)は比較的完全に保存せられたるものゝ如かりき。されば予はこの二ヶ所の石塚に就て、其內部の有樣を記載すべし。

先づ甲より說明せんに、此石塚は例のピラミッド形に石を亂雜に積まれ居りしが、是等の石を多くの人夫を使役し取除かしめしに、內部は實に左の平面圖の如くなりき。卽ち內部は都合八室よりなり、各室の區畫の所のみ、比較的稍や完全に壁をなし、其他の石の積み方は不規則なり。Aは深さ六尺、室の長さ一丈三尺、幅六尺、B、D、Gは七尺四方にして、尙ほ其互の距離も七尺なり、Cは六尺四方、他は尺度の比例に因て知るべし、深さは何づれも一定し六尺なりき。

一室の狀態は前にも記するが如く、最下層に大なる石を置き其れより段々小さき石となり、屍體の

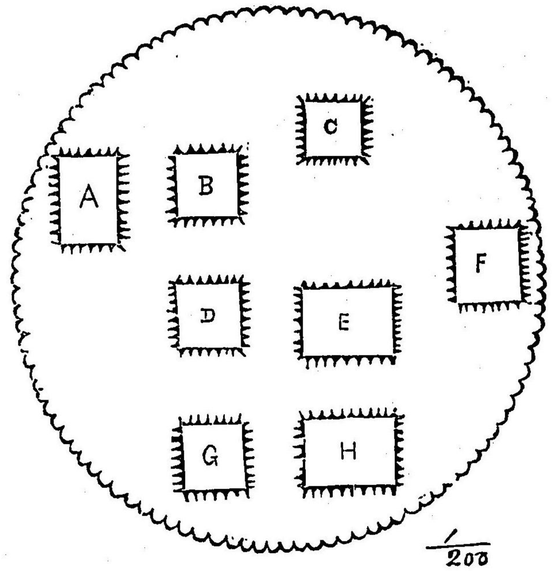

石塚ノ平面圖（甲）

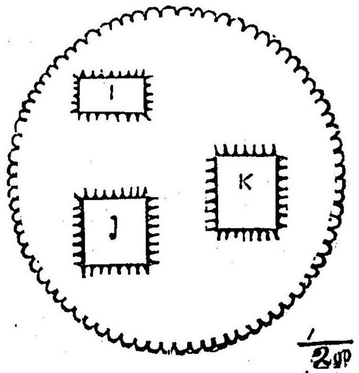

石塚ノ平面圖（乙）

れ居れり、而してIIの室にて石劍一個を得たり。

尙ほ乙の石塚を發掘せしに下の如くなりき、此處にては人骨は既に全く朽ち損し一破片だも認めず、又土器の如きも完全に保存せらるゝもの、最も少なかりき。

Iの室は長さ七尺、幅二尺六寸、Jの室は七尺四方、IとKとの間は九尺なり。

（一〇）石塚より出る遺物

石塚の各室發掘の際發見せられたる遺物は第一人骨にして、其他副葬品として石劍、土器等なり。今予は是等の遺物に就て左に記載する所あらんとす。

A　人骨　人骨は幾多の春秋を經過したると、風水の作用烈しき、岩塊の累り合へる其重力との爲に、多くは破壞して其形狀を失ひたれば、發掘に際し能く之に注意せざれば、其存在を認むること能はず。而して此等の人骨も、其脆軟なる部分は既に消失して、其最も堅硬なる部分の細末を得るのみにて、予は數室發掘の際、漸く頭蓋骨の一小破片を採取することを得たり、されど各室に人骨を有するは、明なる事實なるを以て、細心調査する所あらば、之を得る敢て難しとせざるなり。

B　石劍　老鐵山上の石塚より出る石劍（第二十七圖Aは、堅き石を以て作りたるものにして、予の今日迄に知れる事實に依れば、既に發見されたるもの七八個に及べるが如く、予も亦發堀の際、一個を得たり。而して此等の石劍は、其形狀に依り分て三種と爲すことを得べし。　こは第二十七圖Aに掲げたるもの即是にして、其中央に在るものは一種の形狀、即眞の劍狀を具へ、表面は能く研磨して光澤を帶ばしめ、又刃を鋭くして之を實際に試むるも敢て難きにあらざるが如く見ゆ、而して其中央部は稍高き脊を有し、下部は柄を入るゝ爲に孔を穿ち、之を横斷面とせば殆菱形を呈す、其形狀恰も彼の『西清古鑑』中收むる所の「周劍」に髣髴たり。　其左方のものは形狀前者よりも簡單にして、強て云へばまた矛の如き觀あり。　尙其石に向へるものは、最も略されたる形狀を有し僅に他と比較して其劍た

ることを知り得るのみ。

C　**土器**　此處より出る土器は赤褐色を帶べる素燒にして、其質脆く、加之岩塊中に存在するを以て大なる形狀のものは多く破片となり、僅に其厚きもの及び小形のもの稍完全に保存せらるゝのみ。此處より出てたる土器にして、其完全なるものは概ね之を第二十七圖Aに掲げたるが、予は今此寫眞圖版に掲げたる土器に就て說明せんに、其上段の兩端に在るものは、花瓶の如き形狀を呈し、胴部に横線を引て、一種の模樣を書き、且其上より向て左方に在るものは、之に小なる疣の如きものを附して、一層其模樣をして趣あらしめたり。此種の土器は、支那古銅器の所謂『尊』なるものに類似し、其形狀にして稍長きときは『瓶』に相當するものならん。下段向て右より三番目は、高坏にして、斯は支那古銅器の『豆』に類似するもの、上段向て右より三番、四番及び下段右より一、二、四、五、八、九、十等の如きは、壺を小にしたるものにして、此土器の中、上段の四番目の壺は、把手を有し、上段の右一番目の壺の胴には帶を書き、其中點々を有せり斯は有紋と稱すべきものなり。上段向て右より三番目及び下段の左一番目の土器は、コップ形にして各一方に把手を附せり。上段向て左より二番目、左より二番目のものは、皿の形狀を有し、中段の二個の土器はピラミッド形を爲し、其中は空洞なり。

以上の土器の多くは其形狀の小なるより見れば、死體と共に室内に葬りたる埋葬品たるを推知し得べきものにして、實用品としては餘りに小に失し、且土器も頗る脆し、尙予は此第二十七圖A以外のものにして、石室より出てたる大形の土器を採取せしが、此土器は素燒赤褐色にして厚く、形狀は鉢形を呈し、之に透し模樣を附し、我國の土中より出る所謂彌生式土器中、之に似たるものあり。要するに此處より出る土器は、其燒方最も簡單にして、形狀亦既に記述せるが如きものより成り、彼の老鐵山下及び南滿洲各地より出る石槨石棺磚棺貝墓等に收むる所の土器と、燒方形狀等の點に就て、聊か異る所あれども、其形式上、我國より出る所謂彌生式土器、若くは現今各神社に使用する祭祀土器類に類する所あり。尙石土器中、『尊』『豆』等の如きは漢民族のものに似たるものあり。

（一一）結　論

予は石塚に就て以上の如く略所見を記せしが、更に此等所見を綜合して聊か予の考ふる所を述べんと欲す。

既に述べたるが如く、此遺蹟は其存在の位置、石塚の外形、內部の狀態、之より出る遺物等より考察すれば、疑もなくケイルン的墳墓、即ち人を埋葬せし場所にして、或人々の唱ふるが如き穴居に使用せしが如き形跡は一も之を認むること能はざるなり。而して老鐵山上石塚の多く存在する所以は、當時に於ける或宗教上の迷信に基くものあらんも、又英國に於ける石塚の如く石材を得るに最も便利なることも、亦蓋其一原因なるべし。此等の石塚は老鐵山の山麓附近及び南滿各地に存在する漢民族の廢せし古墓等と、大に其性質を異にし、二者全く相類似する所を見ず。尙之に就て詳述せば老鐵山麓及び南滿洲各地に於て見る所の漢民族の古墓は、孰も丘陵上に在りて山上に在らず、且其墓の形式も亦相異りて、假令山下のものと雖若石塚を作らんとせば、石材を得ること敢て不便なりとせざるに拘らず、石塚を築かず、尙石の各地の墓より出る遺物を見るに、石塚のものよりも精巧にして、其形狀亦異れり。要するに石塚より出てたる遺物及び石塚の堆積法は最も幼稚にして、其南滿各地に散在する古墓よりも尙上代のものたることを想察するに足るものあり。予は尙石塚其物に就て考ふるに、

當時の民族は最も簡單なる石塚を堆積し、埋葬法亦野蠻未開の方法を用ゐ、土器は素燒の不完全なるものを製し、且土器以外には利器として石劍を出せる外、未だ一も銅器鐵器等の出でしを聞かず、單に此事實を見て、或意味より云へば、此遺蹟は石器時代の末期のものと思はれざるに非ざれども、熟々其石劍を見るに、其形狀、刃の附けられたる狀態、其下部に窪みを附し他のものに附著せし形跡あること等所謂周劍の劍身に類似し、又此等の點より見て斯は寧ろ銅劍を摸せしが如き感をも起さしむ。然れども此事たる尙多くの石塚を發掘し、尙多くの遺物を實見したる上に非れば、確言し難し。

此石塚は今や旣に其ケイルンたること明白となれり、而して其內部に石室(棚、棺)の存在する點よりして、有室石塚に屬すべきものなり、今之を英國に存在するケイルンに對照して考ふれば、有史以前殊に石器時代に屬すべきものなれども、旅順山上の石塚は之に相當すと云ふべからず。然れども玆に注意すべきは、英國に存在する石塚は銅器時代及び其以後のものは、多くは最初の目的に反して漸次種々の用途に供せらるゝに至りたれども、老鐵山上の石塚を見るに就もケイルンの最も古き條件を具備し、且其外部の「ゴロ」石の積み方、內部の石室、死者埋葬の狀態等より見れば、明に墳墓にして他のものに使用せられたるが如き形跡は一も存在せざること是なり。且各室に通じたる通路もなく、石室固有とも云ふべき石壁に彫刻したる大石亦存せざるを以て見れば、此石塚は最も古き形式を具備するものと云はざる可らず。予は以上の事實より推考して、其時代の如何に拘らず、單に其形式の上より最古の石塚たることを信ずるものなり。

次に起り來る疑問は、抑々此石塚を堆積したる民族は如何なる民族なるかと云ふ疑問是なり、之に就ては何等の口碑記錄なく、發掘したる人骨の如きも亦一小破片に過ぎざれば、未だ此材料を以て其如何なる民族の手に成りしかを斷言すること能はざるなり。然れども其年代は予の本報告第五章に記する南滿洲各地に存在する古墓と比較して、少くとも其れよりも以前のものなることは明白なりとす。故に予は假に暫く此石塚はX民族が右古墓時代以前に堆積したるものなりとして此篇を終らんとす。

南滿洲各地到る處に石器時代の遺蹟あり、現に老鐵山下にも此遺蹟所々に散在す、今石器時代の遺蹟より出る所の遺物、殊に土器を以て石塚のものと比較するに、其燒方に於ては二者相似たる所あるも、其形狀は聊か異る所あり、されど今若し玆に古墓時代の土器と石器時代の土器とを並列し、更に石塚の土器を加へて相對照比較して、二者何れに似たりやと云へば、寧ろ石器時代のものに類似せりと云はざるべからず。此事實は感情上何となく石塚は石器時代と古墓時代のものとの中間の時代に築かれたるものゝ如く思はしむるものあり。

當時の埋葬方法は旣に記述せしが、石塚の內部に存在する石室の一室には、唯々一人埋葬せられたるものなるか、或は一人以上なるか、此事に就ては僅少なる人骨の細片以外未だ發見せられざれば、何れとも確言する能はざれども、石塚の內部に石室の數個存在するは注目すべき事に屬す。而して此等の數室は一時期に作られしか、將た又長時期に亘りて數回に作られたるものなるべきか、若前者ならば殉死なるべく、後者なりとせば一家族を順次に合葬せしものならん。されど玆に注意すべきは、內部に於ける石塚存在の狀態なり。予は實地に人夫を使役し堆石の石塊を取り去らしめて實見せるに、內部の石室は各整然存在し、而かも一時期に作られたるものゝ如く、之を時々築造したるものとして見ること能はず。予は此點に於て石塚內の石室は石塚を堆積したると、同一時期に作られたる

ものと爲すものにして、又此事實より推して殉死說を採用せんと欲するものなり。

今日の事實に依れば、石塚の存在は單に老鐵山上にのみ限らるゝものゝ如くなるも、斯は吾人の智識の少量にして未だ調査の充分周到ならざるが爲なるやも知るべからず。老鐵山附近には、彼の大和尚山等の山嶺もあれば、今後共に調査を要すべきものならん。殊に注意すべきは老鐵山上の石塚は其山背何れにも在りて、就中其三百米突の高所に在るものゝ如き、眼下直に海に臨み、又近く山東省と連接せる廟島列島を望む事是なり。此等の事實は山東省にも亦或は石塚の存在せる、にあらざるかの疑問を生ぜしむ。

茲に一の趣味ある事實あり、亦は我が水路部出版『水路誌』中廟島海峽及びホープサウンド(Hope sound)の條に左の如き記載あることとなり、曰く

東方より來るものは、長山尾及其淺灘を避けんが爲め、廟島の北角 Ship sound より開きて、約北二八度西に望むまでは、長山島の東角なる Island head を Spit pt. より東方に開きて約北に保視すべし。而して既に廟島の北角を約北二八度西に望むの地に至らば、漸次針路を變じて、長山島南側の錨地に向ふべし。若し又 Hope sound に向はんと欲せば、長山尾を繞るの後約二八度西に進行し、而して Ellio island を Club point 西方に開き、約北一一度東に望むの所に至らば、此方位線を保ち進み該角を右舷に見て Cairn hill を北五六度東に廟島の廟宇を南八二度東に望み、水深四尋乃至五六尋の處、若くは此位置の近傍に投錨すべし。

此ケイルンヒルなる地名は最も注意すべきものにして、即ち此處に石塚の存在するに非ざるか、今後注意すべき事なりとす。尙、大坂商船會社の天草丸船長大隅眞次氏及び同事務長森田龍起氏より聞く所に依れば、朝鮮仁川背後の高峰、釜山港口絕影島南端の頂上、巨濟島統營附近の山嶺、嘉島山上、珍島の生骨山及び女鬼山上にも此種のケイルンに似たるものを海上より見ることを得べしと云ふ。此等は果して學問上の所謂石塚なるや否やは、未だ輒く、知るべからざるも、亦一考を要することなりとす、予の調査は單に南滿洲の南端に限らるゝも、尙北滿洲の山嶺を調査せば此等の遺蹟を發見するやも知るべからず、今後調査を要す可き事なり。

第五章

漢末——三國——晉時代に於ける漢族の遺跡

(甲) 遼東に於ける漢族の歴史

南滿洲卽ち遼東は往古より漢民族の侵入移住せし所なるを以て、北滿洲とは夙に其狀態を異にせり。周初此地は漢民族より幽州の名を以て呼ばれたるも、斯は唯名稱を附せしに止まり漢民族の本據を此地に定めたるものは極めて僅少なりしなるべし。降て戰國時代に至ては、當時の遼河の左右は無に屬し、其後秦の時此地を遼東、遼西の二郡に分ち、南滿洲は遼東郡に屬せり。滿洲に於ける漢民族の勢力の認め得へき程度に至りしは實に此時を以て始とす。漢も亦秦の制度を依然襲用せしが、武帝の時に至り、尙一層堅固なる位置となり、朝鮮を拓き遼東の屬邑を併倂し、樂浪、玄菟、眞番、臨屯の四郡を置けり。昭帝の時、臨屯、眞番の二郡を省き、後漢亦之に因る。後、公孫度の據る所となり、度は自ら平州の牧と稱し、之を四世に傳へしが魏の景初二年(西紀237)司馬懿討て之を滅せり。更に三國の魏は東夷校尉を置き襄平に治し、而して遼東、昌黎、元菟、樂浪、帶方の五郡に分ち、平州を置き、晉は遼東郡を改めて國と爲せしも、仍ほ平州に隷せしめたり。又『通典』の記する所に依れば、魏は公孫度の舊に因て遼東を五郡に分ち、平州を置き、後還た幽州を合し東夷校尉は襄平に居る、晉の咸寧二年(西紀276)仍ほ平州を置き、慕容廆を以て刺史となし、昌黎に治す、永嘉の亂に屬し、終に其地を有てり。

又大興三年(西紀320)慕容廆の據る所となる。大和五年(西紀370)苻秦に屬し、又後燕に屬す。晉の太元十年(西紀385)高句麗遼東に寇す、後燕王佐を將として之を討す、高句麗の敗る所となり、遼東、玄菟遂に高句麗の陷るゝ所となる。是年慕容復廆之を取る、後魏之を得、仍ほ遼東、昌黎等の郡となし、尋て又高句麗の據る所となる。唐高句麗を征し、初めて遼蓋二州を置き、後都督府を置き、又安東都護を置き之を統べたり。

以上は滿洲に於ける周以後の歷史なり。此等の事實に依て見るも、漢民族の旣に古代より南滿洲に侵入せしことは明にして、彼等は此地に遼東郡を設け、又其東に玄菟郡を置きしが、晉末に至り南滿洲は高句麗の爲に占領せられたり。高句麗は唐初まで此地に在り、太宗の征する所となりて、終に此地を去れり。南滿洲は其高句麗の統治する所となりし以前に於ては、主として漢民族の爲に支配せられし土地にして、玄菟郡を以て朝鮮西部の樂浪、帶方等の郡と連絡し、東方に於ける漢民族の重鎭たりしなり。

文獻史上より見たる漢民族と南滿洲との關係は大略右の如くなるが、更に之を考古學上より見れば如何、文獻史上の事實果して眞なりとせば、南滿洲には此等の遺跡遺物存在すべき理にして、現に予の調査せる所に依れば、南滿洲には晉末以前の材料多く存在せり。依て以下之に就て聊か述ぶる所あらんとす。

(乙) 漢族の遺跡

南滿洲には前漢末以後の遺跡各所に存在す。而して此等の遺跡を發掘せば、玉、裝飾品、銅器、劍、鏃、鉞、矛、素燒土器、貨幣等を得べし。此等は學問上最も注目すべきものにして、前漢末以後の滿洲を知るに、

便利なるのみならず、學術上亦最も研究すべきことに屬す。

前記の遺跡は之を二種に大別することを得べし、即ち一は墓所にして、一は住居跡なり、而して墓所は尚之を細別して石槨、石棺、磚棺、貝墓(貝槨棺)の四種となすことを得べし。予は先此等各棺に就て說明し、次に住居跡、並に其中より出づる遺物のことに及び、最後に此等各項に對する結論を試みんとす。

(一) 墓所

(一) **石棺**　石棺は主として遼陽の太子河畔に存在す(第二十八圖A)同河畔に存在する石棺は、予の發掘せしもの、及び既に發掘せられて正しく地上に露出せるものを合せて、其數凡そ三十許なるべし、尚ほ破壞せられたるもの、地中に埋沒せるものを合せば、其數何程あるやも知る可からず。此等の石棺は太子河上流地方より石材を採集し來り之を組み合せて作りたるものにして、我國に存在する石棺の如く、一個の大石を刳りて作りたるものを見ず、右の石棺に使用せる石は孰も大なる板石にて、之を組み合せたるものなれとも、或は其壁として小さき石を積み重ねたるもあり、其形狀一樣ならずと雖、予の實査する所に依れば、概、左の四種の形式に限られたるものゝ如し。

Iの石棺(第二十九圖A)は土中に存在し、其形狀は長方形なり、長さ一丈(內部にて)、幅四尺三寸にして、北の部分に高さ七寸許の床を設く、底には扁平なる石を以て作りたれども、他は左右各三枚宛の石を繼ぎ合せて作り、石の外壁は南北の二部は、各一枚石を以て作りたれども、他は左右各三枚宛の石を繼ぎ合せて作り、石の厚さ五寸五分あり、此石棺も既に發掘せられしものにして、蓋石を存せず、予は試に之を發掘せしに、aの所に西に面せる頭蓋骨横はり、bの所に下肢骨の斷片存在し、而して其頭蓋骨の在りし西方に德利形の土器を發見せり。此石棺は其構造最も簡單なるものなりとす。

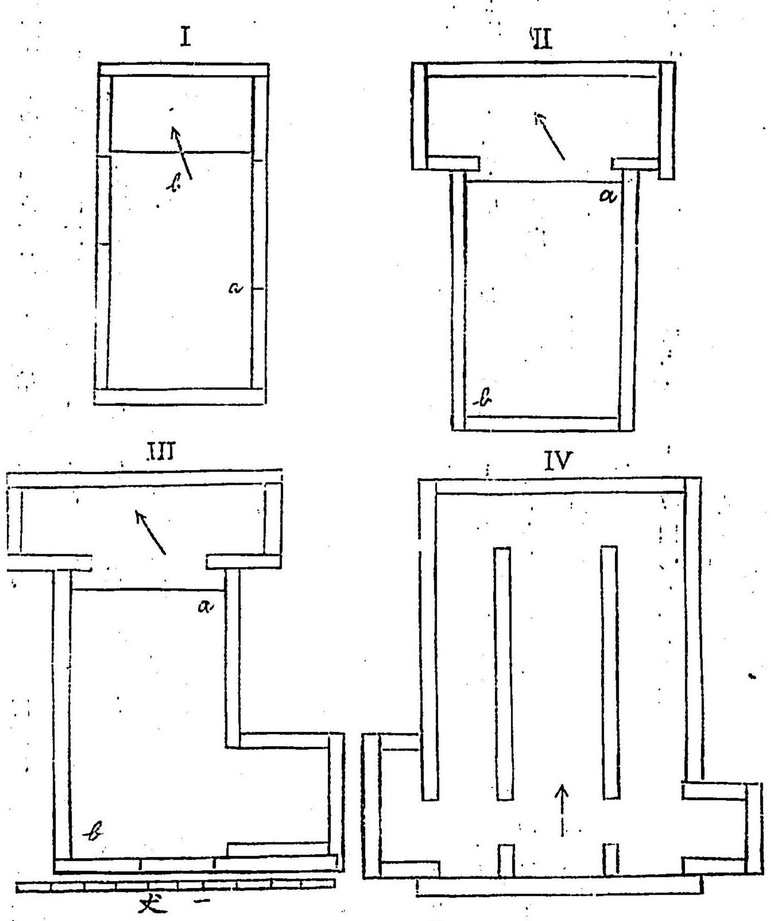

石棺の平面圖

IIの石棺(第二十九圖B)は、Iよりも稍發達し、北の部分には少しく高く床を設け、更に之を左右に延長せるを以て、其形狀は里字形を呈す、棺の長さ一丈一尺許(內部にて)、幅は中央にて四尺九寸、床の所にて七尺六寸なり、此石棺亦既に半以上發堀せられしものなれども、予は尚其內部を精密に調査せしに、床の右方の石壁に接したる邊に於て、土製の机上に魚を載せたる模造品を得たり。

IIIの石棺はIIよりも更に發達し、北部は左右等しく延長して、高さ一尺三寸五分の床を設け、

南部は東の方のみ延長せり。棺の長さは一丈一尺七分(内部にて)、幅は中央五尺、北部七尺四寸、南部八尺にして、底よりの深さは五尺五寸なり、此石棺も亦何人か既に手を着けたるものなるも、予は人夫を役して其跡を發掘せしめしに、a の所にて土製模造品の扁平なる箱の中に魚を畫きたるもの(第四十一圖の中央のもの)と、b の所にて德利、高坏等の如き素燒の土器を得たり。

IV、の石棺(第二十八圖B)は其構造最も發達し、凸字形を呈し、且中央部に壁を設け、各區劃共に室あり。此石棺は長さ十二尺(內部)、幅は中央八尺、南部の延長したる所一丈一尺餘あり、中央の三室は各幅三尺にして、石の厚さは七寸許なり。

以上は主として石棺の形狀を記せるものなるが、其存在位置は孰も地上より二三尺以下の土中に在りて、一度發堀せられたるものゝ外は、地上に露出せず。而して其分布は專ら太子河畔に在りて、其存在の狀態は互に群をなせり、蓋し此處は當時の墓場なりしなるべく、其標本として最も可なるものは第二十八圖Aに示す如く遼陽の方より太子河を渡り、十四五町を進みたる鐵道線路の右方に在るものなりとす。此處には石棺の既に發堀せられて露出し居るもの、尙多く存在せり。

予は日露戰役の際、遼陽西門外なる鐵道線路附近にて、內部に土器あり、又五銖錢も存在せり。在遼陽石るものを見しが、其中一箇は第I圖の如きものにて、石棺を發堀せしに、內部に三室あり、其中に人骨各一體川末松氏の語る所に依れば、氏は昨年第IV圖の石棺を發堀せしに、內部に三室あり、其中に人骨各一體宛都合三體存在し、中央の人骨の頭部の所に打缺きたる丸瓦(第四十圖B)にある紋樣のある瓦及び第三十七圖B)一個ありて、其頭の傍には銀製の簪同圖上段壺の傍にあるもの簪あり、而して向て右方の人骨は手に指環(同圖瓦の傍にある指環)を嵌めたるが如く頭部の邊は四瓣花形の銅製の頭飾同圖上

段の壺の傍にある花瓣形)を置けり、向て左方の人骨には五銖錢を置き、就中左右の人骨には最も多かりき。三體の人骨の臥したる其頭部の土の方には、又一の小室ありて、右の隅には土製の皿五個、左の隅には大なる壺二個あり。此人骨の狀態より考ふるに、斯は合葬にして(殉死?)中央の人骨其主人なるが如し。而して此主人は男子なるが如く、左右のものは女子なるべし。

附言　普蘭店附近にも石棺存在す。されどこは年代最も新しく遼陽の其れと比す可くもあらず、故に今これを此中に加へず、茲に一言す。

(二)石槨　石槨(第二十九圖C)は遼陽の南門外にあり、予は南滿洲の各地を跋涉して、調査に從事せしも、石槨を見たるは唯僅に此地のみにして、他の地方には一も其存在することを知らず、左れば予は之に就て詳細なる說明を試みんとす。

遼陽の南門外に一大石棺の土中に存在することに就ては、同地到著の際、石川末松氏より聞く所ありしを以て、予は之を實際に調査せんと欲し、四十二年四月二十七日、氏の案內に依りて現場に至りしに、全部地上に露出せず、唯僅に人の出入し得る程度の穴を地上に認むるのみなりき。依て予は石川氏等と共に此穴より中に入りしに、內部の構造は最も大にして、其形狀よりせば決して石棺にあらず、寧ろ石槨と稱すべきものなれば、予は今之を石槨と呼ばんとす。然れども其構造よりせば石棺のIII、IV、等に類似し、其最も大なるものと云ふことを得ざるにあらず。

石槨は地上にあらずして、全く地下に在り。故に其上を覆へる土を除くに非れば、其全形を認むること能はず。是に於て予は南滿洲鐵道株式會社の人夫五十人許を役して、先づ上部の土を除かしめ、

次て内部の發堀に及び、二日間此調査に從事せり。

石槨は土中に存在し、上部は土を以て覆はれたれども、別に高き盛土の如きもの存在せず、故に何人も其上を歩みて、其下に石槨の存するや否やを容易に知ることを得ざるは、彼の石棺、磚棺、貝墓等に於けると狀態全く同一なりとす。此石槨の作られたる當時に在りては、其地上に一種の墓標、若くは墓碑の如きもの建てられたりしやも知るべからざれど、今日は之を確むべき材料一も存在することなし。

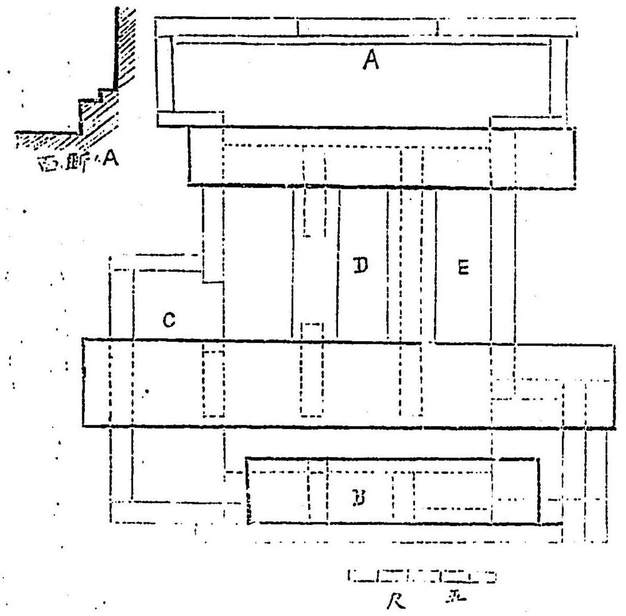

石槨

予は先づ人夫をして上部の土を除かしめしに、其厚さ約三尺あり、其下は直に十數枚の大なる天井石を架せり。此等の石質は凝灰石の如きものにして、太子河の上流地に存在するものなれば、明に此處より切り取りて運び來りしものなるべし。

次に天井石を取り去りしに、始めて内部の構造を認むることを得たり、第二十九圖Cに示すもの即ち是にして、更に之を平面圖とせば上の如し。

槨は其長さ一丈四尺にして、幅は北方の部

分に於て一丈二尺餘、南方は一丈四尺、中央は九尺なり　而して其構造は恰も前後に各、室を設けたるが如く、之を中間の廊下の如き場所に於て連結す、槨の底は扁平なる石を敷き、其中A、B、C、E等の部分は稍高く床の如きものを設け(床の高さ一尺餘)之より天井までは四尺七寸許、他のD、Eの場所は天井までの高さ六尺七寸許なり。而してBの床の所は最も複雜にして、三個の小室を設け、且其前のD、Eの所にも長き三室あり、更に此等の各室の上に細長き天井石を置く、即ち最初現はれたる天井石は此小天井の上に架せられたるものなり。

槨に用ひられたる石壁は、Aの北方の部分を除くの外は、悉く一枚石より成り、其厚さは最も厚きものにて五寸餘なり。而して室内に用ひたる石材の質は、其天井石の如く孰も凝石質なり。

此石槨は以上の如き構造より成れるものなるが、予は其形狀より推して、斯は當時の住家を模せしものならんと信ずるものなり。奥室、廊下、天井等の形狀最も克く之を證し、彼の石棺の如きも亦住家の形狀を簡單にせしものなるべし。而して茲に注意すべきは、此石槨の何處にも入口の存在せざること是なるが、斯は畢竟住家に非ずして石槨なるが爲ならん。此くの如き規模の大なる古墓は未だ曾て南滿洲に見ざるものにして、予は其構造の莊嚴なる點より見て、明に當時の一大貴族を葬りたるものなりと信ずるものなり。又此石槨は既に久しき以前土民に依て偶然發見せらるゝと共に、其内部を密かに發堀し、埋葬品を奪ひ去られしものたること明にして、其上部に開かれたる一小穴は即ち其當時に穿たれたるものなるべし。

予は石川、井上の諸氏と共に人夫を役し、内部の土を以て埋められたる所を發堀せしに、一も完全なる遺物を得ず、是土民の既に之を奪ひ去りたるが爲なり。然れども尚精密に之を檢せしに、Cの所に

て人骨の破片(頭蓋及び四肢骨の斷片)を發見し、尚其傍より一枚の五錢錢の破片を得、又各室に於て素燒土器の一小破片を得たり。

上記石槨の構造、人骨及び他の石棺、磚棺貝墓に關する事實等より推して、此墓も亦主人を中心とせる合葬、或は殉死的埋葬法を行ひしものなることを知るべく、各室は即ち其死體を安置せし所ならん。

予は右の石槨を發掘調査せる際、尚他にて當時の石槨に堀り當て、之を發掘し、其石材を取り去りて地上に運搬せられたる場所あることを發見せり。斯は予の調査せし前記石槨より西方十四五町程の所に在りて、天井石及び內部の中央に置かれたる石は取り去られ、固より完全なる形狀として見るを能はざれども、試に其平面圖を畧ぐれば即ち左の如し、圖の如く其形狀は長方形を畳すれども、三方の先端各、突出し、北方に高さ一尺三寸五分の床を設く。尚中央部及び南方にも何等かの設備ありしならんも、今や石材を取り去られたれば、一も存するものなし。槨の長さは一丈一尺七寸にして、其幅は

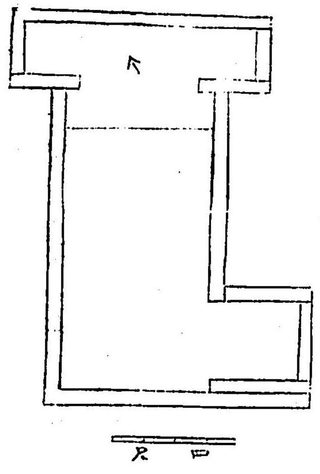

中央の部分にては五尺なれども、北方の突出せる所は七尺四寸、南方の突出せる所は七尺九寸なり、底には悉く扁平なる石を敷き詰め、底より天井までの高さは中央の所にて五尺五寸なり、上部は天井石既に取り去られたれども、其土を覆へる土は凡そ三尺許あり、明に前の石槨と同一の形式なることを知るべきのみならず、彼の石棺の形狀にも最も類似せりと云ふべし。予は石川氏と共に此處を發掘し、其南西の壁に接する部分に於て、完全なる素燒土器數個を得たり、最初こゝを發掘

の際面白き完全なる土器多く出でたるが、予は其中三四個を所有者より讓受け、大學に携へ歸れり。此處より出でたる土器は保土支、小判形皿、盞、及び其他長頸及び厨子の模造品等なり。

(三)磚棺　磚棺とは磚を築きて棺を作りたるものにして、支那人の所謂甎墓と稱するもの是なり。此種の古墓は分布最も廣く、南は旅順の岬角より、普蘭店、復州、熊岳城、遼陽附近等に至るまで、主として渤海灣に向ひたる方面に存在し、他の方面に於ては未だ之を發見せしことなし。斯は最も注意すべき事に屬す。而して南滿洲に於ける磚棺分布地方中、其最も見るべき地は遼陽方面なるを以て、予は先づ遼陽附近の磚棺に就て記述し、他は其後に附記せんとす。

予が遼陽に於て、此磚棺を發見せしは實に日露戰役の際にして、當時我軍病院の敷地に於て調査せしを以て嚆矢とす。而して此調査に就ては當時の陸軍一等軍醫正賀古鶴所氏及び當時の陸軍三等軍醫伊藤壽氏に依りて受けたる補助便宜最も多し。予は玆に厚く深謝の意を表す。

予の當時調査せし遺蹟は、遼陽の西門より西方約十四五町、鐵道線路に接したる左側(大連の方より)にあり。此遺蹟は曾て露人が鐵道線路を設くる際、其附近の土を取り去りたるが爲に露出せしものなれども、予の最初玆に到り見しときには、其上部僅に地上に現はれしのみにて、單に之のみを見れば、其何物たるかは容易に知り得べからず、當時往古の家屋跡の敷磚なるべしとの說多かりしも、予は其下に何物か埋藏せられ居るものゝ如く考へたれば、賀古氏と協議の上病院の人夫をして之を發掘せしめたり。此場所は土を取り去られ凹地となりたる爲、雨水溜溜して一小池沼の如くなりしを以て、先づ其溜水を排出したる後之を發掘せしに、其敷磚の如く思はれたるものは孰も磚を以て積み重ねられたる磚槨(甎墓)なることを認めり、こは第三十圖A、Bにて示したる之なりき。而して露人は單に

土の土を堀り取りしのみにて、其傳棺に就ては一も知らざりしものゝ如し。

傳棺は多く互に群を爲して存在し、予の計算せしものにても完全なるもの及び破損せるもの等にて、其の數凡そ二三十許なりしが、今參考として其傳棺の存在せる狀態の一例を示せば上の如し。

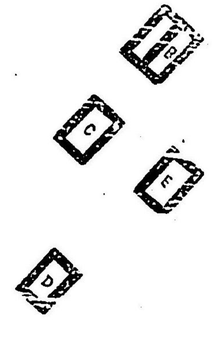

傳棺存在の狀態

以上は傳棺の一般なるが、これにて其形狀及び存在の狀態は略々了解せらるべし。今予は之に就て左に稍詳細なる說明を爲さんと欲す。

予は最初Aの傳棺の土を除きたるに、棺はアーチ形に組まれたる同一の傳の蓋を以て覆はれたり（第三十一圖A）。

予は更に蓋を取り去りしに、內部は空洞にして、I圖の如き形狀を呈し、長さ一丈一尺、幅三尺、周圍の傳の厚さ各々六寸にして、深さは二尺六寸なり、而して底には又傳を組みて上に圖するが如く作れり。

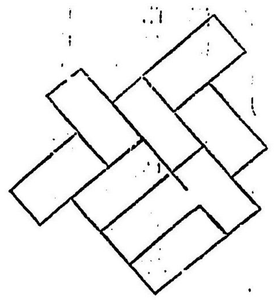

傳棺の底の組方

棺の中には僅に人骨の存在するを認むるも、骨質は多く細末となり唯々齒の或部分の其形を全ふするのみ。而して人骨の頭部（北東）と足部の邊に土器を安置せり。

次にBの棺（第三十一圖B）二人の支那人の立てる棺は二個互に相合したるものにして、其形狀は圖の如く、二者各々其大さを異にし、向て左方のものの右方、のものよりも稍大なり。（前者の棺の大さは長さ一丈、幅三尺五寸にして、後者の棺は長さは前者に等しきも幅は三尺なり。而して深さは各々一尺八寸五分。周圍の傳の厚さ亦各々六寸にして、底はIと同一なり。此左右の二棺にも人骨ありて、各々其頭部の方に土器存在せり、左の棺は上部の中央の所に正しく一個の壺ありしも、右の棺は上部の左の壁に接して上に二個の德利形の土器並列し、其下の部分に壺一個存在せり。

C棺（第三十一圖B）はI圖の如き形狀を呈し、內部の長さは一丈一尺四寸、幅は五尺七寸、深さは二尺八寸、周圍の傳の厚さは七寸許なり、此處を發堀せしに中央部より少しく上の方に當り、右壁に接して人の齒あり、而して右方齒の在る上の方には、底に孔の開きたる土製物を置き、尙其傍に、大泉五十五個「小泉直一」二個の錢と、鏡一面とを置けり。之に準して同一位置に左壁に接して頭蓋骨及び齒ありて、其齒は白し。此等の事實より見れば此棺中には元、二人の死體を埋葬せしものにして、殉死者なるが如し。鏡の存在する事より推測せば蓋右方は女子にして、左方は男子ならんか。且右方の齒の綠色を呈するは、錢の腐蝕せしものの浸染せし爲なるべし。是に由て見れば錢は當時顏面部に近く置かれたるものゝ如し。

E棺（第三十二圖A）は最初は其上を覆ふ土の爲に一見高きものゝ如く考へられしも、之を發堀するに從ひ前のものと相同しき形狀を呈し來れり。即ち內部の長さは一丈一尺八寸、幅五尺六寸、深さ四尺なり、其形狀は第一圖に同し。此處よりは何物をも得ざりしも、其傳の積み方他のものと稍や異なる形狀を呈せり。

D棺はC、Eの兩棺より、約二間許相離れて存在せり。此棺の形狀亦I圖の如く、內部の長さは九尺

七寸幅四尺二寸深さ一尺四寸にして、周圍の磚の厚さ各〻六寸なり、此棺の上部北西の隅に當り、一箇の壺の上に釉藥を注ぎたる皿樣のものを載せあり。此は土器にあらず不完全ながら黃褐色の釉藥を注ぎたるものにして、土器と陶器との過渡時代に立てるものゝ如し。蓋し陶器史上最も初期に屬するものにして、注目の値あるものなり。

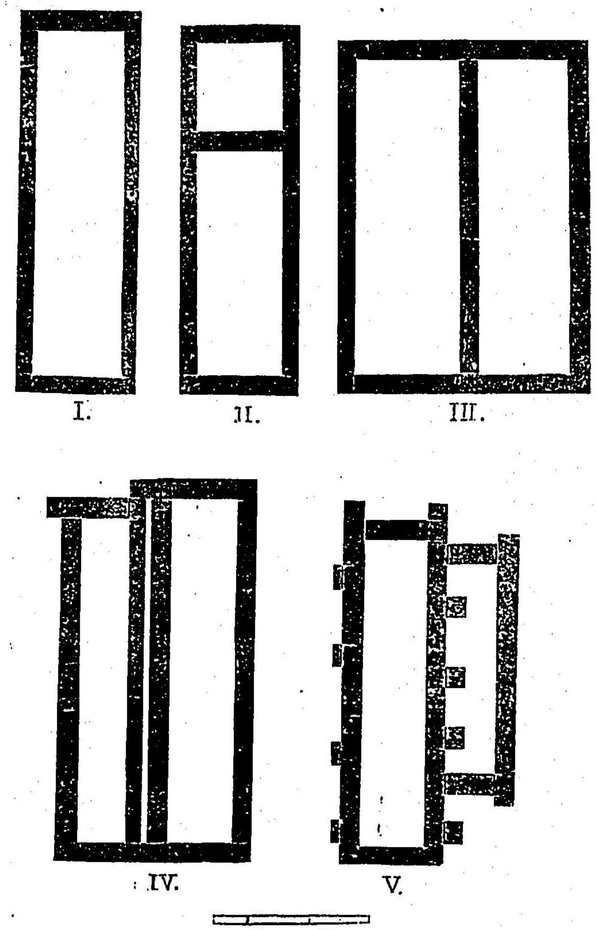

磚棺の形狀

以上A、B、C、D、E等の磚棺は一群を形成するものにして、此等は相互に關係を有するものなるべし。予は既に一群の例を記したるが、更に之に次て發掘せし、他の磚棺に就て記述すべし。

Fは第二圖の如く上の方に一小區劃を設けたるも、其區劃の境界としては僅に二枚の磚を並べしのみ、棺の內部の長さは總て一丈五寸、幅は三尺六寸、小區劃の所は長さ三尺にして深さは二尺八寸、周圍の磚の厚さは六寸を算す、此處には一體の人骨ありしものと見へ、僅に下顎骨に少しく齒の附着せるもの上に向て橫はれり。蓋當時の埋葬法は死體を仰臥せしめしものゝ如し、又下顎骨の下邊に五銖錢二個存在せり、此は口中に含ましめしものか、或は頸の邊に置きしものか、今明に之を判する能はず、又小區劃の右側に接して土器多く存在せり。

Gは第一圖の如き形狀を呈し、長さ一丈一尺六寸、幅四尺七寸、周圍の厚さ七寸、深さ一尺八寸あり、此處よりは何物も出でざりしが、其磚の積み方は他のものと形式を異にし、其形狀E棺に同し。

H棺は第V圖の如き形狀にして、北東に面し、其構造よりせば比較的最も複雜なるものなり。此棺は二個相互に附着するものにして向て左方のもの右方のものよりも大なり、而して右方のものは長さ一丈、幅二尺、深さ一尺七寸なるが左方のものは長さ六尺五寸、幅一尺三寸、深さ一尺七寸なり、此二棺は各々其四隅の先端に凸起あり、荷左方の棺は周圍に多くの凸起を作り、我邦古墳中に存在する凸起ある石棺に稍似たる所あり、此等二個の棺には各々上方に人齒あり、殊に右の棺の左側に接して上肢の破片を存し、又二棺各々頭部の上の方と思ぼしき所に土器を置けるを見たり。

I棺は其形狀第一圖の如く、長さ七尺七寸五分、幅四尺四寸五分、深さ二尺、周圍の磚の厚さ六寸あり、此處よりは僅に貨泉二個出でたるのみにして、他の物は存在せざりき。

J棺は第三圖のもの即ち是にして、二個の棺の附着せるものなり、此二棺の中、尚て右のものは內部の棺の長さ一丈餘、幅二尺一寸五分、深さ二尺なるが、左の棺は長さ一丈、幅一尺六寸なり。而して周圍の磚の厚さは兩棺共に六寸なれども、兩棺の相附着せる區劃の所の磚の厚さは一尺三寸にして、此處

は磚を二列と爲せり。此等兩棺の中左方のものよりは何物をも出さざりしも、右方のものには其上の方の右側に接近して三個の土器の並列せるを見たり。

此外予は遼陽に於て磚棺を發堀して調査せしものありしも、多くは既に破壞せるものなりしを以て、茲に記載せざるべし。然れども其形狀、內部の狀態等は以上記せるAよりJに至る諸棺と多く異なるものを見ず。在遼陽の石川氏の語る所に依れば、氏が曾て發堀せし一個の磚棺は、第I圖のものに類似し、人骨各々相對して二人分ありしものゝ如く、副葬品の土器は頭の上の方にありて、右方の人骨の所は磚を少しく高くし、其附近に五銖錢多く存在し、尙一方の人骨には其手と覺しき所は小さき銅の指輪都合三個ありたりと云ふ。

以上は遼陽附近、太子河畔に於ける磚棺に就て記せるものなるが、予は更に參考として熊岳河畔に於ける磚棺に就て記さんとす。

熊岳河畔には磚棺多く存在す、其存在狀態は遼陽に於けるものと同じく、孰も地下に在りて、予の發堀せしものは長さ內部にて一丈弱、幅二尺、深さ三尺なり。人骨は破損して確に認むべからざるも、其頭蓋骨の小片より檢せば頭部を東に向けたるが如し。尙ほ同地の形田幾次郎氏より聞く所に依れば、氏は昨年十一月輕便鐵道敷設の際、一の磚棺に堀り當てたるが、周圍は磚を以て組み、其中に更に木棺らしきものありて、內部に朱を詰め、之に鏡一面銅製腕輪六個(各一方に三個宛あり)銀の笄らしきもの一個、素燒土器一個存在せり。氏は更に他の磚棺にも堀り當てたるが、其中には土製の壺ありて、五銖錢之に充滿し居たりと云ふ。

予は右の磚棺の存在する場所より數町距りたる地點(當時溫泉宿附近)を發堀せしに、銅鏃、銅製腕輪と共に五銖錢數枚を發堀し、中に一個の貨泉ありき

更に旅順の磚棺に就て記さんに、予は同地にて完全なる磚棺に都合三個所許堀り當てたり。一は棺の形狀第III圖のものに似、四角形をなし、前後左右各々長さ八尺、深さは最も淺くして僅に六寸に過ぎず、中央に磚を二列に並べ區劃を爲したり、棺の存在位置は東西に面し、二室共に各一個の頭蓋骨の破片となれるものを認む、即ち向て右の方には頭蓋骨、中央の區劃に接近して東の方に存在し、又左の方は頭蓋骨、中央の區劃に接する其近傍に存在し、又其頭蓋骨の近傍に一個の土器存在せしが、此磚棺は其深さ淺きものなりき。

他の磚棺は一方に高く床を設け、此處には土器數個存在せり(第三十三圖上尚他の一は半ば既に發堀せられたるものなれども、其完全なりしときには、長さ八尺許、幅二尺許もありしならんか、中央の上の方に頭蓋骨存在し、其傍に土器數個並列せられ、死體の右側には鐵製鐵刀一本を置く、而して此刀身の先端は上に向けり。(第三十三圖)

以上は磚棺の存在位置、形狀、其內部に在る遺物、人骨等に關係する事實を列記せしものなるが、此等は如何なる知識を吾人に與ふるかと云ふに、先づ其形狀より云へば、各地方多少の相違なきに非ずと雖、之を大體の上より見れば、孰も同一にして、即ち磚棺は第I圖より第V圖までの形狀をなし、其內部には人骨孰も存在し、多くは其上部及び下部の所に土器其他副葬品を置けり、死體は一人の場合もあれども、數人の場合多きが如し。時代も亦同一時期の如く、互に遠く相距りたるものにあらざるが如し。

磚棺に使用せる磚　尙磚棺に就て注意すべきものあり、并は棺を形成せる磚其物なり、此磚は之

を精密に分類せば凡そ二種に區別することを得べし、即ち一は有紋磚にして、一は無紋磚なり。有紋磚とは其名の如く磚の一面に間角線等の幾何學的紋樣及び魚金錢五十と書したるもの等を浮き出しと爲せしものにして、無紋磚とは磚面に一も紋樣の存在せざるものを稱す。

若二種の磚中以上の磚棺に使用せしは全く無紋磚よりなれり、即ち彼の遼陽に在る總ての磚棺及び旅順方面のものは、予の發掘せしもの、又は既に發掘せられしものに就て見るに、孰も無紋磚にして、一も有紋磚にて組み立てられたるものを見ざりき。果して然らば以上の如き磚棺は悉く無紋磚よりなれるものにして、從て其年代も多少有紋磚と相異なるものゝ如し。磚は鼠色を帶び、素燒にして、其質餘り堅からず、大さは寫眞圖版にて見るが如く、一方に蓆目（ムシロメ）の跡を印せり、是れ製造の際、柔かなる儘のものを蓆の上に置きしより斯くは其蓆目を印するに至りしならん。而してこれを棺に組み上ぐる時には、磚と磚との間に漆喰の如きものを用ひ、又は土を用ひ居れり。前者は遼陽の事實にして後者は主として多く旅順方面に於て見る事實なりとす。是等の磚は彼の土器と殆んど同一の燒方にして、其土質、燒色等も又互によく相類似せり。

有紋磚　有紋磚は左の圖の如く、磚面に紋樣を型模にて現はしたるものにして、紋樣の所浮出し居れり。其色は赤褐色を帶び、質又堅し、されど中には燒かずして單に日乾しにせるものもあり。即ち無紋磚と聊か異なる所あるを見る可し。

有紋磚の存在する場所は主として關東半島に存在し、其地名は旅順の各村落、北三十里堡、石河驛、復州、永寧城、槐書房、熊岳城等なり、其他に於て一も認めたる所なし。而して是等の磚は無紋磚と共にあずして各々別に存在す、彼の旅順の磚棺、貝墓の多くある所には一もこれを混ずるなく、又遼陽の遺蹟の場所の如きも其痕蹟さへも認むる能はざる遺蹟として先づ見る可きものは、石河驛附近と熊岳河畔なりとす。されど此處の遺蹟も磚棺の完全に現在せるものなく、今や僅かに其磚の散亂するを見るのみにして、予はたゞ熊岳河畔に於て棺槨の一方の壁の殘部が殘り居るを認めたりき。さればこの棺槨の調査は今後に待たざる可からず。

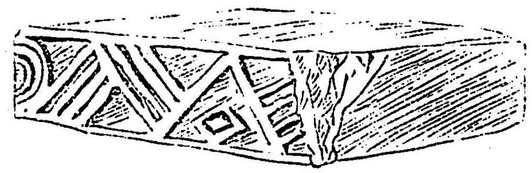

有紋磚の圖

熊岳河畔、石河驛の他は是等の磚が單に一二個地上に在存し、或は支那人の外部の石壁中に混入するのみ。

有紋磚の積み方は如何と云ふに、熊岳河畔の事實より推考するに、紋樣ある部分を棺、槨の內部の壁とし現はしたるものゝ如し。而して是等の磚中磚面の灣曲せるものもあれば其棺、槨內部の隅の稍や圓形を呈せるものもありしならん。加之、磚中又互に磚を組み合はすに便利ならしむる爲めに切込をなせる所あり、磚を積むには其間に漆喰の如きものを用ひしが如く、其漆喰附着せり。

有紋磚に就て最も研究の面白きは其磚面の紋樣なりとす。されば予は今これに就て左に聊か記する所あらんとす。

抑も有紋磚の紋樣は、これを大別せば三種となすを得べし。即ち一は幾何學的紋樣にして、他は書紋樣、字紋樣是れなり。而してこの三種の紋樣は第四十三圖に示しあれば、就て見らるべし。

幾何學的紋樣は其名の如く、線、角、圓等の互に集合し形成せられたるものにして、更にこれを區別し、

左の如くなすを得べし、即ち

a　單に線よりなれる者、

b　四角形の菱よりなれる者、

c　角、線、圓等よりなれる者、

d　角、圓よりなれる者、

e　圓と線とよりなれる者、

以上の紋様は第四十三圖の1より24までを見れば解するを得ん。

綯紋様は29の如き魚形を附したるもの之れにして、尚ほ28の五銖錢を繋ぎ合したるものゝ如きもこの中に屬すべし而して25、26、27の如き又これの變形にして、是等は實に幾何學的紋様と綯紋様との中間に立てるものと云ふ可し。

字紋様は30之にして、これは蓋し漢文字の裏の方の刻せられしものならん、かゝる例は支那古代の墳墓の磚に屢々見る所なり。

以上の磚紋様が棺槨内に組み立てられたりとせば、實に美事なるものなりしならん。而して當時にありてはこの石壁の裝飾紋様の如きは、又一般人家の壁の紋様としても用ひられしものならん。

第四十三圖に圖せし紋様は、予の採集せし物の中より全く異なりたるもの而已を出したれば、之にて其總ての紋様は示されたる筈なり。さて予は是等の紋様に就て注目するに、悉く線、角、圓等よりなれる所謂幾何學的紋様のみにして、一も曲線紋様を見ず、他はすべて綯となり居れり、こは最も注目すべき事なりとす。

是等の紋様に比較すべきは『石索』中に圖する漢孝堂山畫像石及び武梁祠壁畫等にして、是等に圖せられたるものに家屋の壁、其他車、馬の裝飾等に幾何學的紋様あり、錢繋ぎ紋様あり。こは全く滿洲のものと同一なり第四十五圖。されば有紋磚は當時組み立てられたりとせば、斯くの如き形狀を呈せしものなる可し。（第四十五圖中シャバンヌ氏と記すはシャバンヌ氏圖譜の番號なり、以下これに從ふ）

尚ほ滿洲の有紋磚に比較すべきものあり、之れ支那内地に存する墳墓の磚にして、是等の磚は何づれも表面に紋様を附し、滿洲の其れと同一なり。されば予は今此二者に就て聊か比較する所あらんとす。

支那内地の有紋磚に就ては『石索』及び陸心源著『千甓亭古磚圖釋』の中に多くこれを圖せり、殊に後者を以て多しとす。予は是等二書中より滿洲のものと相等しき紋様を選び出せしに、實に第四十五圖中の向て左方に書きたるものと、第四十六圖とを得たり。第四十五圖は全く第四十六圖中に含みたるものあれば、予はこれより主として『古塼圖釋』より出したる磚紋様に就て記さんとす。

讀者は試みに滿洲の古磚紋様と支那内地の其れとを比較せよ、即ち二者互に相類似するを推知せらるゝなる可し。而して支那の古磚には幸にして之に一々年號を附記しあれば、其磚の何れの世のものなるかは直ちに解せらるゝなり、さればこの年號に據て磚面の紋様の年代を研究するは最も面白き事なりと云はざる可からず。

此處に示したる支那古磚はこれを漢、吳、晉の三つに區別するを得べし。而してこの三者又各々其年號を附記し居れば、予は今この年號を古き方より新しき方に及ぼし、表として示せば、左の如くなり、これにて其紋様と時代との關係を見る可し。

後漢（孝堂山及び武梁祠の碑もこの中に入れて見る可し）

磚の年號	帝王	西歷(元年より非年號の終迄)	今年より溯ること	記事
延光	安帝	122—125	1885	

吳

磚の年號	帝王	西歷(元年より非年號の終迄)	今年より溯ること	記事
赤烏		238—239	1601	この年號の二年に司馬懿、公孫度を擊ち、これを斬る、魏景初一正始
大元		251	1659	司馬懿卒す。魏嘉平
太平		256—257	1653	魏甘露
永安		258—259	1651	魏甘露
甘露		265	1645	晉の初世、即ち武帝太始元年にして、この歲魏亡ぶ
寶鼎		266—268	1642	晉太始二年
天紀		277—279	1631	晉同帝咸寧

晉

磚の年號	帝王	西歷(元年より非年號の終迄)	今年より溯ること	記事
太康	武帝	280—289	1631	晉はこの年號の元年に天下を統一し、吳も四世六十年にして亡ぶ
元康	惠帝	291—299	1611	
永寧	同	301	1659	

以上に據て見れば、右の磚は後漢より三國に至り晉に及べり。有紋磚の幾何學的紋樣は正にこの時代のものなるべし。この事實を以て滿洲の其れに比するに紋樣は互に相等しきものなれば、滿洲のものは又この時代に屬すべきものならん、而して頗る面白きは司馬懿の公孫度を擊ちし當時の磚紋樣もこの中にあり、されば滿洲の有紋磚は少なくとも晉より降らざるものにして、即ち晉代を最終とし尙ほ其れ以前に溯るを得べし。

予は以上の有紋磚を以て高勾麗族の手になりしものとなし、曾てこれを東京人類學會雜誌高麗種族の紋樣及び史學雜誌遼東半島に於ける高麗の遺跡等に於て記せしが、今より之れを見れば大に誤れるものなれば茲に取消す。

近時朝鮮平壤大同江の南岸に有紋磚を組み立てて作りたる古墳の存在する事知られたるが、こは全く本文の有紋磚と同一のものなり、互に關係を有するものなるべし。

(四)貝墓(貝殼棺)　貝墓とは土中に穴を穿ち、死體を埋め、其上より貝殼を被ひたるものを云ふ。此種の墓は主として旅順老鐵山下より大連に至るまでの各地に存在し、未だ此等地方以外に於ては之を發見したることを聞かず。

貝墓は予を以て見れば、全く石棺、磚棺等の略式にして、其存在位置、形狀、遺物との關係等は能く之を證明す。此墓は地上にあらず、亦れも地下數尺に穴を穿ちたるものにして(第三十四圖B)、其穴の形狀は長方形を以て普通とす、其長さ及び幅は磚棺と異なることなく、即ち長さ八尺乃至一丈五尺位、幅六尺乃至一丈二尺位、深さは地下二尺乃至一丈位なり、底は土を平均にし、其上に死體を橫たへ、多くは其頭部と肩の近傍に副葬品を置き、其上に貝殼を被ひ、更に土を以て其上を被ひしものなり。されど死

體の部分に土の存在するものあれば、當時に在りては死體にのみ土を覆ひ、其上部、周圍に貝殼を覆ひしものゝ如くに見ゆ。然れども死體の下にも亦貝殼を敷けるものなきに非ず、貝殼は主として蠣殼 Ostrea gigas Thunberg にして、其地方の海岸より取り來りしものなり。

當時穴を發堀せし際に偶然地下の岩床に堀り當てたる所あり、斯る場所は其岩石を人工にて平かにし、其上に死體を横たへあり。

予は此種の墓を多く發堀せしが、何れも一樣にして、死體は一人又は其れ以上墓中に在りて、また殉死的埋葬なり。此處より出づる遺物は素燒土器、玉類、銅器、鏡、銅劍、銅鉾、銅鉞、錢等にして、錢は五銖錢、半兩、貨泉等とす。此等は磚槨、石槨等より出るものと相等しく同一民族、而かも同一時期に成りしものたるは明なりとす。

第三十四圖Aは貝墓を發掘する所にして、即ち其存在位置に注意すべし、此處は當時にありては墓地なりしならん。Bは貝墓の中より貝殼を取り去りたる跡の狀態。Cは貝墓中に副葬品の存在する有樣。Cは貝墓に貝殼の尚ほ存在する所なり。而して第三十五圖のAは貝墓の互に雜をなして存在する狀態を示したるものにして、古き穴は即ち一個の貝墓なり、Bは貝墓の內部を示せしものなり。

(二) 住居跡

予は既に『石槨』『石棺』『磚棺』『貝墓』等に就て記載なしたるが、抑も是等は何れも墓場に屬するものにして、當時の民族の生活狀態を見る可きものとしては稍や特別の種類なりと云はざる可からず。然らば南滿洲には特別なる墓場以外、當時の生活狀態をよく窺ふに足る可き遺跡ありや、是れ大に研究すべき事に屬す。

予の玆に墓場以外の遺跡と稱するは、即ち『住居跡』の事なり、この遺跡にして今日に現存するあらばよく當時の生活狀態を見るを得べきものなり。予は南滿洲各地を跋跡調査せし結果、遂にこの住居跡を熊岳城外、熊岳河畔に於て發見なすを得たりき。こは予が今玆に記載せんと欲するもの即ち是れなり。

熊岳河の北岸には磚棺の存在する多く、又此棺中よりは種々の遺物を出せり、されば此處は當時にありては墓所たるは明かなりとす。然り而してこの北岸の河に最も接したる所には其住居跡あり、この二者は互に關係あるものなり。

この北岸は常に雨水等の作用により崩壞なしつゝありて、其河崖は九十度の角度を呈す、されどこの崩壞作用は吾人に向て最も大切貴重なる事實を示すものにして、即ちこの斷面には當時の遺物を包含せり、(第三十六圖A)

此處に包含せられたる遺物は、當時の生活狀態を見る可きものにして、よく住居跡の事實を示せりと云ふべし。而して遺物は地上より二尺弱以下に包含せらる、今この含包の狀態を言はんに、第三十六圖Aにて見るが如く遺物は互に密接して存在し、包含せる遺物層の厚さは凡そ二尺許もあり、されば此の河岸の斷面には二尺許の遺物包含層ありて、其上を二尺弱の土にて覆はれ居るものと云ふ可し。此二尺弱の上部の土は是れ遺跡を覆へるものにして、卽ち當時より現今に至るまでの間に自然に覆はれたる者なれば、こは實に其年代を示せる者ならん。尙ほ語を變へて言へば當時より今日に至るまでの間に遺跡の上に二尺弱の土を覆ふに至りしなり。以てこの遺跡の住居たるを知るべし。

この斷面に包含せられ居る狀態は即ち或所にては石を並列せるあり、或所にては不完全なる竈場の跡らしきあり、或所にては三尺許の素燒の大瓶の存在するあり、(梯に登れる余の頭上に見ゆる黒き影の所而して此處には木炭、灰等を散亂す)動物の角、骨片あり、この動物は固より當時食料に供せられしものならん、尚ほ有紋磚、無紋磚の破片及び土器の破片等を多く包含せり。

斯くの如き場所はたゞに河崖の所のみならず、尚溫泉宿の附近の丘陵の崩壞せる所にもあり(同圖B)こは圖版に見るが如く、包含層の中央には重圓の周圍に線を張りたる紋樣の有紋磚の破片、石片、骨片等あり、予は試みに此處を發掘なせしに、土器の破片を得る無數、其他漢其附近には土器破片、石片、骨片等あり、予は試みに此處を發掘なせしに、土器の破片を得る無數、其他漢の五銖錢三枚、銅鏃一箇、銅の指輪一個を得たりき。

住居跡に存在する以上の遺物は、他の墓場より出ずる其れと全く同一のものなれば、二者はともに同一時代、しかも同一民族に因て殘されたるものたるや明かなりとす。

熊岳河畔溫泉宿の主人の語る所によれば、三四年以前此附近より大なる素燒の大瓶を堀り出したるが、其中には五銖錢充滿し、他錢を一も混入せざりしと云ふ。而して予は今其殘り居れる五銖錢を見るに、何れも疑ふ可からざる漢の五銖なりき。

尚ほ旅順老鐵山下に甚しく崩壞せる土城あり、牧羊城と稱す、この附近丘陵を畧し、近く山東に面せる海に望み風景最も佳なり。此處に土器瓦等多く散亂し、尚ほ注意せば五銖半兩及び銅鏃等をも得べし。さればこの地又明かに住居跡にして、彼の夥しく其附近に存在する磚棺、貝墓と關係を有するものなり。而してこの古城のある所は又石器時代の人民も棲息せしものゝ如く、同時代の土器石器等をも存在す。加之、牧羊城の土壁を注意するに其土壁の中に土器、石片、骨片等多く混入せり是等は何づれも石器時代の遺物に屬するものにして、新しき遺物を混ぜず、是に因て考ふればこの城を築かれたる年代も略ぼ推察せらるゝならん。

以上の事實に據て考ふれば、墓場に葬られたる民族は斯くの如き場所に生活せしものなり、されば石槨、石棺、磚棺、貝墓等の墓場を研究せんと欲する者は、又以てこの住居跡にも注目せざる可からず。

(丙)古墓其他より出でたる器物

予は既に墓所、通常住居跡等に就て記載せしが、さて次に注意すべきは是等の遺跡より如何なる遺物が出づるかの問題是れなり。而してこは考古學、史學、人種學上最も價値ある好材料たるを疑はず。是等の遺跡に保在せらるゝ遺物は主として土製物、金屬器類、古錢等よりなり、就中土製物の如きは、其數最も多し。今是等の遺物に就て左に比較的精密なる記述をなさんと欲す。

(一)土製物

土製物はすべて素燒にして、其質餘り堅からず、色は鼠色を帶ぶ、製造法は全く手捏ねにあらず、既に轆轤を使用せり。而して土製物の種類は壺、瓶、德利形の物、皿、椀、盆、高杯等を普通とし、尚ほ小さき形狀の物としては人形、家の形、竈、厨子、家具、鷄の巢等の模造品あり。是等は墓所より出づるもの多ければ一般に副葬品として死體と共に納められたるや明なりと云へども、住居跡にも又斯くの如き土製品あれば、或特別の物及び小形の模造品を除く外の物は、當時一般に行はれたる日用器具の形狀と見るも敢て不都合なかる可し。

以上の土製物の形狀は實に支那古銅器の其れと全く相等しきものにして、二者唯だ物質の土と銅

と相異なるのみ、之に因て考ふれば、當時二者ともに行はれしものにして、一般には土製物を使用せられ、上流社會或は儀式には銅製品を使用せしものならん。既にこの事實の存在するとせば、從來學者が單に古銅器のみに注目し、絶えて土製品に向て注意せざりしは、最も迂遠なりと云はざる可からず。

然るに近頃支那內地洛陽、長安附近の古墓よりも盛に土器を發見するに至れり、この事に就てはラウフエル氏(B. Laufer)は Chinese Pottery of the Han dynasty, 1909. を世に公にし、これを世に紹介せられたり。この論文に據て見るに、其發見土器は全く滿洲のものと同一にして、少しも異なる所を見ず、さればこの點に於て滿洲の遺物は又漢民族の手になりしものたるを知るに足らん。

羅振玉氏も洛陽よりこの種の土器を得られ、其或部分はこれを東京帝室博物館に獻納せられたり、第五十一圖Aに示したるもの即ち之にして、滿洲の其れと如何に類似するかに注意すべし。

長安附近より土器を堀り出すことは、古くより知られし事にして、即ち『古玩部雜錄』は左の如く記せり、曰く

伯機云、長安中有耕者得陶器於古墓中、形如臥繭、口與足出繭、腹之上下其色黝黑勻細、若石光潤如玉、呼爲繭瓶、大者容數斗、小者僅容數合、養花成實、或云三代秦以前物、若漢物則苟簡不足觀也。

以上に據て考ふれば、土器等の存在狀態も又滿洲の其れと類似せりと云ふ可し。

* * * * * * * * *

(a)獸鐶　こは(第四十圖D)旅順の貝殼墓より出てたるものにして、所謂『獸鐶』と稱するものなり、即ち表面に二ヶ所獸面を附し、これに各々環を入れたり、而して獸面には朱を以て赤く塗る、この種の物は古銅器に特有なる形式にして、二者全く同一のものなり。古銅器の獸鐶は參考として第五十一圖に掲げたり、其に比較すべし。これに附せられたる動物はいかなる獸類なるかと云ふに、予はこは明かに『蟠夔』ならんと考ふ、彼の古銅器に此獸面の附せられたるを一名『蟠夔壺』と稱するもこれが爲めなり、抑も蟠夔は『說文』によれば「神魅也、如龍一足」となし、『魯語』には「木石之怪曰夔」と云ふとありて、漢民族の間に古くより行はれたる一種の傳說的獸類なり。この漢民族傳說的獸類を附したる土製物、しかも一見寫眞にては銅器なるや否やを識別なし難き遺物が滿洲より發見せられたるは豈に尤も注意すべき事にあらずや。

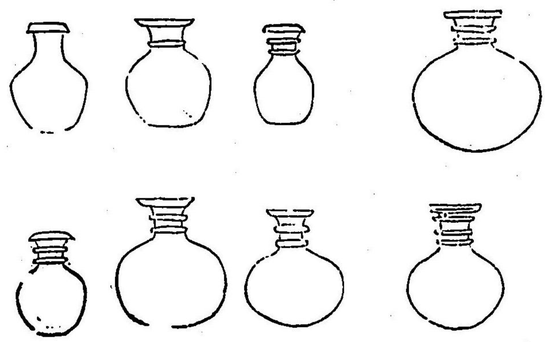

有輪壺

ラウフエル氏によれば土製の獸鐶は支那本部長安の漢民族の古墓中よりも夥多しく出てたり、又滿洲の其れと全く同一のものなり。

茲に掲げたる第五十一圖Dの土製獸鐶は松村工學士の所藏品にして、尙ほこれと同種類の物、大連南滿洲鐵道會社に所藏せり。後者も等しく旅順の貝殼墓より出てたり。

(b)壺瓶類　壺は前の蟠夔壺にて見るが如く、上部長くなり、これに有輪のものと、無輪(三十九圖A)の二種あり。是等は何づれも紋樣なく所謂『素壺』なり。されど時として下部に綱目を附せられたるものあり、有輪は最も多きものにて、其數三あり(口の邊を除きて)これが二輪——一輪となり、遂に無輪となりしものゝ如し、この

有輪壺は又古銅器中に見る所のものなり。壺類の中には時として、其表面に線、角等幾何學的紋様を附するものあり(第四十一圖B上段左及下段左より二番目)こは有紋磚の紋様と比較すべきものにして、即ち漢民族の土器として最も形式の古きものなり、而して是等の土器は其燒方何づれも赤褐色を帶びて光澤あり。されど素燒灰白色の土器と其意匠、形式等相等しきものなれば、五に同一系のものたるや明かなりとす。圖版に示す二個の土器は共に旅順の貝墓より出たり。

壺は其形狀よりせば、左の如く分類なすを得べし。

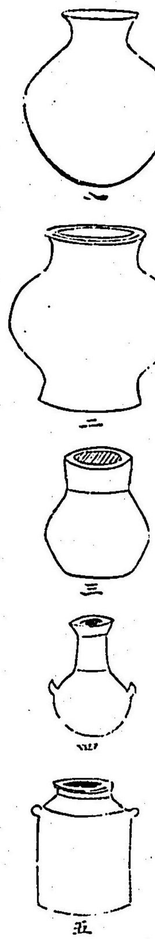

(一)は最も普通にして、これに有輪と無輪との二種あり。(二)は時として幾何學的紋様を附せらるゝものあり。(四)は口部長く、胴部に二個の耳あり。(五)は上部に紐通しの孔ありされば此の孔に紐を通じ携帶に便にせしものならん。而してこの(二)と(四)の土器は鼠色にあらず、常に赤褐色を呈し、土器面に光澤を有せり。

瓶は主として第三十九圖Bの三個及び同D上段の中央部にある者の如き形狀を呈し、土器中最も大なるものなり。時としてこの土器の外面に網目の跡あり。是等瓶の形式網目を印せるが如きは、我が國古墳中より出づる大瓶の所謂『朝鮮土器』と稱するものに類似せり。而して尚ほこの種の土器は蒙古西翁牛特、英金、河畔老哈河上流)の鮮卑民族の遺跡よりも出てたり、こは大に注意すべき事なりとす。

瓶類は胴部最も膨脹し居りて無紋様なれども、或者はこれに網目の附せられたるものあり(第三十九圖A、B、及びCの中央にあるもの)

(c)**德利形**　こは上部は最も細長くなり居れり(第三十八圖C、三十九圖C)而して上部及び胴部に線の紋様を附す、胴部には小さき孔を各所に通じたり、こは葬禮用に供せし爲めに斯くなせしもの乎、この德利形土器の形狀は又古銅器にも見る所にして、殊に山東省古石壁畫中にこの德利を持てる圖あり、(四十六圖シャ氏135)滿洲にてこの土製物を堀出すは主として、遼陽方面にして未だ旅順方面よりこれの出てたるを聞かず。而してこの器の墓中にあるや概ね相對して死者の頭部附近に二個あるを普通とす。

(d)**皿、鉢、椀、盆、類**　土製品に皿(三十九圖C、中央のもの四十圖A下段右端B下段屋根瓦を除きたる三個の土器鉢(三十八圖A下段の向て左の端及同D向て左四十圖B上段の右の端横(四十圖B、上段左の端、四十一圖B左の端等の種類あり、共に飲食を盛りたるものなり。盆は圓形、四角形のものあり。而してこの皿の中に小判形にして兩側に取手の附せられたるものあり、(四十圖A上段向て右

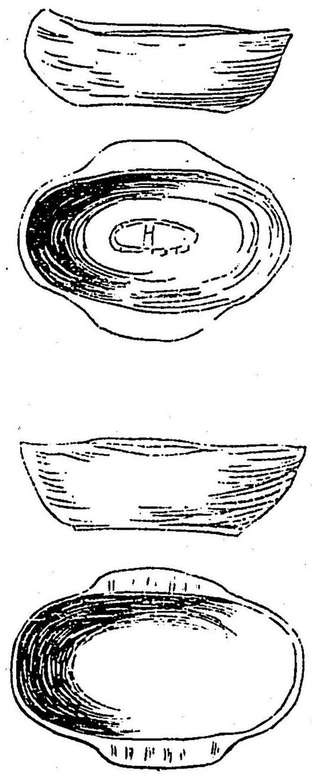

取手ある小判形の皿

の一番目、二番目及び下段の中央のもの)こは左の圖にあるもの是にして、この器の內部の表面には鳥、獸、魚等を附し、又『大吉』の文字を現はすものあり、以て漢式たるを知る可し。斯くの如き小皿は彼の武梁祠其他の石壁畵中、盆の中に數枚これを並べ置ける所あり、(四十六圖武梁前石七)尙ほラウフェル氏によれば之と同一なるもの長安の古墓中よりも出てたり。小判形皿中に四十一圖A下段中央に在るものあり、この皿の中に畵かれたる鳥類は明かに『鳳鳥』にして、この畵樣は山東省古石壁に圖するものと全く同一なり。

以上の脚の附せられたる鉢を注意するに、其脚は元熊の形狀より變化せしものゝ如し、是等は古銅器類に於ても認めらるゝ所なりとす。

(e)鼎　土製の鼎なり、(三十七圖A)左右に兩耳ありて、胴を三本の細長き脚にて受く、無紋樣、この形式又古銅器の其れと同一ならずや。こは旅順の貝墓より出たるものなるが、尙ほ遼陽の棺中よりも一個出づ、即ち古銅器の其れと同一ならずや。武氏石室祥瑞圖中『鼎』あり、全く等しき形なり。而してこれを使用せる圖は山東省古石壁畵にありて、即ち共に第四十六圖中に示したり。如何に互に類似するかを見る可し。

(F)圜壺　こは偏平なる『圜壺』にして、此土器は他の物と異なり(三十八圖A下段向て右より二番目)表面を研磨し光澤を帶ばしむ、而して或者はこれに(e)斯くの如き沈紋を附せり。この紋樣は『西清古鑑』にも存し、圜壺特有のものに屬す。圜壺は今は底に臺ありて坐りをよくすれども昔はこれ無かりしならん。日本の『保止支』の如きは蓋し斯る形狀の原形を存するものならん。この扁壺の古形は遼陽の小石槨中より出てたり。

尙ほ羅振玉氏より博物館に献納せし洛陽發見古土器中、この器あり(五十一圖A右)こは明かに滿洲のものに比較すべきものなり。

(G)登(瓦豆)　こは土製高坏(ダカツキ)、即ち登或は瓦豆にして、上部に台あり、これに蓋を設け、台の下部に三角形又は圓形の孔を開けり。(三十九圖D上段右より二番目は登の破片下部ラウフェル氏によれば長安よりもこの瓦豆出てたり。而して『事物紀原』の『豆』の條によれば、又曰、夏后以揭豆、注云、揭無異物之飾也、凡造物之初、未始不本於樸素、後王以爲未足以致誠敬、故因之加文焉、則豆無異飾、初爲共器也、豆疑始於夏后氏也」とあり。尙同書『籩登』の條にも「爾雅曰、竹豆謂之籩、瓦豆謂之登、蓋二物取法於豆、而製也、疑出有夏之後」とあるはまさに之なり。

この瓦豆は日本及び朝鮮の古墳よりも出づるが、こは元漢民族の其れより傳はりしものなる可し。ラフウエル氏の論文予と同一の意見を發表せられたり。

(H)豚形陶器　こは一見日本に行はるゝ彼の蚊燻と等しき形狀を呈し、口は一箇所にあるのみなり、而して其口、胴部四つの脚及び取手の尾に似たる點より、こはいかにしても豚の類を摸せしが如き感あり、(三十八圖A上段向て右より一番目、二番目の二個)これに因て考ふれば、蓋しこの土器はもと實際に豚の形狀を摸せしものにして、これが段々に斯くは變化せしものなる可し。

(I)博山鑪　第三十七圖Dに圖する土製品は、即ち所謂博山鑪にして、旅順の貝殼墓より出てたるものなり、斯くの如き土器は尙ほ遼陽よりも一個出てたり(四十圖下段向て左より二番目は其蓋なり)。

この器は臺は高く、蓋はピラミッド形を呈し、山の形を現はせりとは從來の說なりしが、尙ほよく注

意するに山形にあらず全く植物の花實を摸せしものなり。中にて香を焚きしものにや、蓋に孔あり、銅製博山鑪は支那內地より發掘せらるゝものにして『西清古鑑』によれば、この器に就て左の如く記せり。曰く

漢博山鑪、石通蓋高六寸八分、深二寸七分、口徑三寸四分、腹圍一尺二寸九分、重四十六兩、周禮天官冢宰之屬、官人凡寢中共鑪炭、則鑪乃三代之製、而其器弗傳、按東宮故事、洞天清錄、西京褁記諸書、博山實始於漢、今詳此器、分三層、蓋爲山形、下爲承盤、此劉向銘稱、上其大華承銅盤者是也、補筆談防鑪熱灼席則爲盤盛水以漸其跡、今按盤底有孔非可貯湯使潤氣蒸香、以象海之回環者不然也。

『事物紀原』によれば、博山と題し、左の文あり、曰く

黃帝內傳有博山鑪、蓋王母遺帝者、蓋其名起於此爾、漢晉以來盛用於此。

されど『石索』の武梁祠壁畫中、『祥瑞圖』あり、この中の最初に蓮臺あり(四十七圖シャ氏81)こはまさしく發掘の博山鑪に類似するものなり。然り而して尙ほ面白きは其次に圖する『神鼎不炊而沸五味自生』と附記し鼎の形あるが、この鼎又發掘品と同一なり、果して然らばこの博山鑪も又當時の祥瑞品の一として數ふ可きものならん。武梁祠畫中のものは第四十七圖の如くにして『石索』はこれに附記して『浪井下有缺文、按宋書符瑞志、浪井不鑿自成、王者清靜則應、此井下缺文或即此也、其上一人手捧蓮臺、一人執物、如鍬足履方石、俱磨泐未一辨井所在也』とあり。滿洲發見のものはこれと最も類似せり。されば滿洲のものは彼の博山鑪にあらずして、斯くの如きものを作りしものならん。

武梁祠畫等の中に又第四十七圖の如き樹木の畫き形をなせり。(四十七圖シャ氏106, 108, 178, 63.)これが器具となれば滿洲發見の如き土器の形狀となる可し、されば滿洲のこの土器は蓮花の如き草花の形を現はせしものならん。

(J) 斗鍾　即ち當時の斗量も出てたり、こは三十八圖A、上段向て左の方のもの之なり、こは古銅器中多く見る所のものにして、三脚は元熊の形より變化せしものならん。

(K) 銚子　三十七圖Cの土器之にして、こは取手の表面に幾何學的紋樣を附せり、この形狀又古銅器の中に見る所なりとす。『事物紀原』の「銚」の條に「廣雅曰銅謂之銚、說文云溫器也、曹操上獻帝表曰臣祖勝有順帝賜純銀粉銚、疑漢人始爲之也」とあるは之ならん。

(L) 摸造品　古墓に納めたる土製物の中に種々の摸造品あり、是等は主として日用品及び裝飾器、家屋等を摸したるものにして、又人形、鳥類、魚類等あり、而して是等の摸造品は何づれも小さき形狀に造りたり。

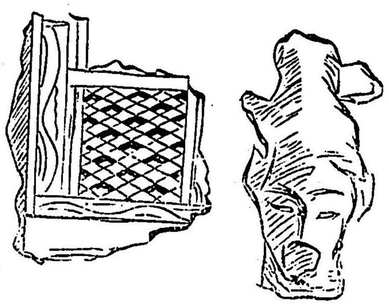

摸造品の種類を尙ほ精しく列記せんに、先づ人形あり、こは旅順の貝墓より出てたるものにして、僅かに首部のみ存し、他は破損してなし、頭髮の形狀よりせば漢人の風を曷し、髮を頭上にて束ね、これに弁の如きものをさせり、彼の山東省武梁祠等石壁畫中の人物の頭髮はこれに似たる所あり。(人形及び塀の圖は明治四十二年三月六日滿洲日々新聞の圖に依る)

家の摸造品は家屋、門、壁、垣、塀、鷄の巢等ありて、遼陽より出たる物の如きは壁の上に鳥類を置けるものあり(四十圖A上段向て左の門の如きもの)を見よ、この上に傍に二個の鳥置かれありたり、其他家屋の附屬物たる廁に接近して設けられたる竈場の摸造品ありて、この上に種々の鍋、釜、甑

三十九圖D、上段左右の端、下段向て左の一個を除きたる總ての土器及び四十圖下段等を置けり、こは旅順遼陽等よりも多く出づ。家屋、竈場の摸造品は實に當時風俗の一般を窺ふに足るべし。而して斯くの如き摸造品は尚ほラウファエル氏によれば、長安の古墓中よりも發見せられ、しかも全く同一形式のものに屬す、近頃東京帝室博物館に清國、羅振玉氏より、洛陽發見土製竈場の摸形を献納せられたるが、こは五十一圖A中央に圖するものゝ如く、即ち滿洲の其れと全く相等しきものなり。以上の摸形品は武梁祠等畫中第四十六圖、武氏石室十石左右一)に見ゆるものと同一にして、全く之れを摸せしものたるや明なり。

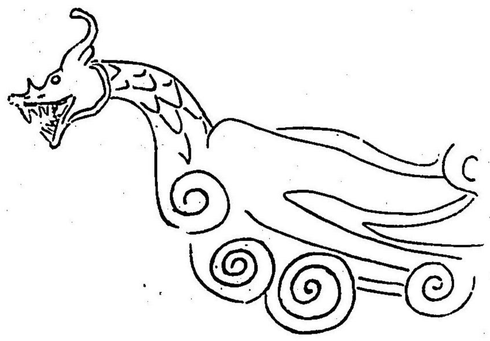

431 氏ヤシ

二脚の机上に魚を置ける摸形品あり、又長方形の盆中に魚を入れたる摸形品あり(四十一圖A中央のもの)是等の魚の畫き樣器具の形狀は古銅器武梁祠畫中等に存在するものと同一なり。想ふにこの風習はもと實際の魚を死者に供せしが、遂に斯くの如き摸形にて代用するに至りしものならん。而してこの二個の摸造品は共に遼陽の石棺中より出てゝ共机上魚を供へたる者は予の親しく石棺を發堀し、これを得たるものなり。

尚ほ四形に穴を開きたる鷄の巢の摸形もあり、こは三十八圖A、上段向て左より二番目のもの之れなり。龍杯(四十二圖中央のもの)鳳杯(同下にあるもの)の摸造品又遼陽古墓中より出てたり、其は圖するもの是

481 氏ヤシ

漢魏の龍首の形式

れにして何づれも取手の先端に龍、鳳を附せり、この龍、鳳の形式は當時のものと類似せり。これが段々知らず識らずの間に省略變化せられたるものあるに、よく其變化の跡を窺ふを得べし(同圖、上中を比較せよ)この形狀又た銅器にある而已ならず、其使用の狀態は明かに武梁祠畫中にあり(四十六圖加之この龍杯鳳杯は土俗として現今尚ほ直隷省の山村等に木製の其れを使用せり。果して然らば、こは土俗學上尚ほ生命ありと云ふ可し。

滿洲龍拘の龍首の形は漢魏の其れとよく類似す。今茲に漢魏に行はれたる龍首の形式を示したれば、これと比較し、二者いかに類似するかを見る可し。『事物紀原』の「三勺」の條によれば、左の如く記せり、曰く

又曰、勺、夏后以龍勺、商以疏勺、周以蒲勺、蓋龍疏蒲、勺飾也、至夏后加龍以飾之。

尚ほ同書「杓」の條によれば、曰く

禮明堂位曰勺夏后氏以龍勺、推之以考、蓋前有制矣、有夏始加以龍飾杓、即勺也、祭祀曰勺、民用曰杓、其實一也、或以勺之所容不過升勺、命之、而杓則加廣其所受皆取酌焉、遂異其名制也。

其他厨子、長櫃、燈明臺等あり。厨子は長方形を呈し二枚の開き戸あり。長櫃は長方形にして被せ蓋を有し、其底には數本の鉚釘を打ちたる樣になせり。燈明臺は高杯形にして武梁祠畫中にあるものと同一なり。尚ほ四角形の土盆ありて、其上に小さき器具は頗る多く、こは死者に供へる爲めに造りたるものなるべし。

竹木の先端に一個の車の形を附せるものあり、こは旅順の貝墓より出て、現に大連の南滿洲鐵道會

社の所藏に屬す。こは又ラウファエル氏に從へば、長安の古墓中よりも出てたりこは明かに當時の玩具にして小兒の遊具として使用せしものゝ摸形たり。こは又武梁祠等の畫中にあり當時一般に行はれしものなり。(第四十六圖中孝子畫像を見よ)

其他色々の形狀の物もあるが、何れも實物の摸造品にして、死者と共に埋葬せしものなり。されど是等の摸造品にて當時行はれ居りし器物の一般の形狀より、さては其風俗の大體をも見るを得べければ、吾人の最も參考に供すべきものなり。

第四十圖A、下段、右より二番目に偏平なる圓形の土器あり、こは何物かを摸造せしものにして、中央に小さき孔あり、之を中心として其周圍に四花瓣を附し、更に其餘白の所に點々の紋樣を附せり。この紋樣は四十圖B、四十九圖C頭飾の形狀、及び四十九圖B花瓣形環と形狀同一なり。而して之と同一なる摸造品はラウファエル氏に從へば、長安の古墓中よりも出てたり。この土器は何を摸し、元如何なるものに使用せしかは明かならざれども、山東省古石壁の畫中爭鬪せる人物の手に圓き環を持ち一方の人物に投げ附けんとするものあり。この圖は假令は同石壁中『藺相如趙臣也奉璧於秦』及び『荊軻刺秦王』等の所に出て居りて、上に圖するものは即ち其後者なり。いかに滿洲のものと互によく類似するかを見よ。

四十一圖A、上段右にある小さき土製物は、何に使用せしものにや。固より摸造品たるは明かなれども、斯くの如きものは尙ほ多く出てたり。而してラウファエル氏に據れば長安よりこの物出て居れり。

(M) **屋根瓦**　棺の中より屋根瓦の紋樣ある所を打ち缺きたるものを發見せり、第三十七圖B及び四十圖Bに示せるもの是れにして、こは遼陽、旅順にて都合二箇見たり、遼陽より出てたる瓦は死者の頭部の傍にありたり、茲に揭ぐるものは遼陽の其れなり、されど二者各々其紋樣を同じくせり。瓦を何が故に棺中に納めしや、こは大に注意すべきことに屬す。

この瓦は全く漢魏式にして、即ち其紋樣は先づ四つの區劃を設け、其中に各々相對して先端の卷ける曲線を以てせり、彼の『石索』卷六に圖せられたる「大」「富字」「萬有喜心字」等の如き古瓦は、又この形式に屬するものなり。

當時の住居跡と思はるゝ旅順牧羊城附近より、屋根瓦出づ、何れも正面の紋樣のなき部分なれども、其完全なるものに就て云へば、色は鼠色、素燒、長さ四尺七寸五分、幅六寸七分、厚さ五分にして、裏に布目の跡あり、この瓦は尙ほ撫順の丘陵上にても得たり。こは明かに當時のものにして、棺中に納められたる他の部分なるや疑ひなし、是等の屋根瓦は彼の高勾麗の其れと比較するに其質最も輕く、且つ薄手なり、然るに高勾麗のものはこれに反し質重く厚手を呈す、二者の相異なるを見るべし。

(N) **陶器**　南滿洲の棺、槨中より出づる器物は、主として土器(瓦器)に屬するものなれども、又稀れに陶器の存在するとあり。この事實は遼陽に於ても又旅順に於ても是を認めたりき、是等の陶器は何づれも形狀一定なし居りて、壺形を呈す(三十八圖B、上段中央の壺)而してこれには必らず其上に茶

碗様の陶器三十八圖B、下段中央のもの)を以て蓋せるを通常とす(同圖D、向て右方のもの)壺形の陶器は外部に自身より出づる地藥(アルカリ)の如き黄色に少しく綠色を混じたる藥の不規則に塗られたるが如き跡あり、こは陶器としては最も初期の製造に屬す。而して蓋に使用する茶碗形の陶器も又不完全に藥を塗られたるものにして、この藥の色は褐色を呈す、この茶碗形陶器は何れも内部に〇の如き藥を施さゞる所あり。こは三十八圖B下段中央にあるものを見れば明かならん。

以上の陶器は何づれの棺、槨より出づるも同一狀態にして必らず壺は茶碗形陶器を正しく蓋とせり(同D、向て右のもの)而してこの二種の外、未だ他の種類の陶器を一品だも發見せし事なし。されば是等陶器は當時にありては最も貴重品にして、しかも何等か埋葬上、必要なるものなりしならん。而してこの壺の胴部に故意に小さき孔を數個(多くは三個)開けあり、何が爲にや、こは三十八圖Dの陶器を見れば明かならん。是等の陶器は想ふに漢民族、否、東亞細亞に於ける最古の物にして、又製陶史上最も古き時代に屬するものならん。是等の陶器が滿洲の棺、槨中より出づるは實に斯學上頗る興味ある問題ならずんばあらず。

以上の壺と同一形狀のものは、武氏石壁畵中にあり、予はこれを第四十六圖中に示したれば、參考すべし、尚ほこの茶碗形のものもこれにあり、其四十六圖中に引用なしたり。

(二) 銅　器

滿洲の棺、槨等より出づる遺物として、又銅器あり。而して是等は主として銅鉢、鏡、裝飾物、劍、戟、鉾、鏃等よりなる。今予は是等の銅器に就て、左に聊か說明する所あらんとす。

(A) **銅鉢**　こは旅順老鐵山下の貝墓中より出てたるものにして、其形狀は第四十九圖Bに示す如く、下部狹く、上部に至るに從ひ最も廣くなれり、其形狀よりして鉢の種類として使用せしものたるや明かなりとす。

(B) **鏡**　予は鏡を都合三面見たり、而して其一面は旅順老鐵山下の貝墓より出てたるものにして、形狀、大さは茲に寸尺を附に遼陽の棺中より出てたり。

第四十八圖Dに示す鏡は即ち老鐵山下の貝墓より出てたるものにして、形狀、大さは茲に寸尺を附し示すが如く、一見漢鏡式にして、其紋樣の上よりして、其略式たるを知らる。想ふにこは蓋し墓中に死體と共に埋葬せしを以て、斯くの如き下等品を使用せしものならん。

尚ほ同Cは遼陽の磚棺より予の親しく發掘せしものにして、其磚棺は本報告、磚棺の所に記すものなれり。この鏡は彼の『金索』卷の六『鏡鑑』の所に圖せられたる所謂『照心鏡』と稱するものに屬す。而して『石索』によれば、其中央に『而日而月而內而至而清而照而心』の文字あり。然るにこの種の鏡は多く僞造ありとなし、これに『此種僞造者甚多、皆不能成句、惟此鏡語句尙明晰、故錄之』と附記せり。予は今この『石索』に圖する鏡を以て、我が發掘せる其れに比較するに全く同一なるものにして、其紋樣、さては其文字又同一の意味を有せり。茲には圖せざれども、尚ほ遼陽の棺中より出てたる鏡一面ありて、是れ又古鏡圖中に見る所のものなり。

(C) **金具ノ裝飾物**　第四十九圖Dの上段にある二個の金具の裝飾は旅順の貝墓よりも出たるものにして、もと壺の如き物の左右に二對附し居りしものならん。而してこは明かに『蟠夔』の形にして、即ち所謂銀獸なり、この獸銀は古銅器に多く見る所のものにして、又前の土製物中に記せる土製蟠夔壺の其れと全く同形に屬す。而してこの獸銀は又古銅器特有のものなり。尚ほ之れが金具とし

て當時廣く用ひられたる事實はかの武梁祠畫等中最も多く見る所なり(四十七圖シヤ氏 69,81,170,190,
是等は卽ち專ら門扉其他に附せられたるものにしてこは今日門戸其他に獅子の頭部を附すると同
一なり、獅子の頭部の裝飾はまさしく昔日の蝟鋪の代用をなせるものなん。

尙ほ右獸環の金具の下、向て右にある四花瓣的環は是れもと木の箱などに附せられしものならん
而して其形狀は古鏡の中央の所にある摘手に附せられたる紋樣、及び古鏡の輪廓として用ひられた
るものに多く見る所なり、又漢魏の圖書中この紋樣あり。等しく同圖下段、向て左にある二個の金具
は旅順貝墓發見鳳凰の形狀を畧したるものなるが、こは裝飾として何づれの部分にか用ひられしも
のなる可し、この形式又漢魏にあり。

第四十九圖Aに示せる三個の金具は旅順貝墓發見熊形を畧するものにして、固より脚部に使用せ
られたるものならんが、こは漢魏特有の形狀にして、又古雅の趣を存す、この形狀又古銅器に多く見る
所なり。『博古圖』錐斗の所に「足飾以熊者、秦漢以來盌具印鈕每作此狀、蓋熊男子之祥取其有所堪所能
故也」と附記せるが、この銅製の熊形はまさしく是れなり。

(D)頭部身體の裝飾物　遼陽の石棺より一個、旅順の貝墓より二個、頭部の裝飾品と思はるゝ銅製
の金物を堀り出したり。其中遼陽より出たるものは第四十圖Bに示すものにして、直徑二寸七分形
狀は寫眞の如く最も薄く周圍に四つの花瓣を有し、中央及び各花瓣に孔あり、この孔の所に偏平なる
圓き無色硝子製玉飾りを入れありしが如し、而してこれが棺中にありし狀態は、頭部の所に存在せし
事實より考ふれば、こは頭飾りに使用せられしものにあらざるか、而して旅順より出てたる頭飾は第
四十九圖C上段の中央に示すが如く、遼陽のものと殆んど同形式にして、直徑二寸七分強、中央に突起

ありて四花瓣ありて鍍金をなせりされどこれには中央及び花瓣に孔なし。斯くの如き形狀のもの
は我が國内地古墳よりも出てし事あり。

遼陽の石棺中より銀製？長き留針樣のものを出せり。こは第四十圖B上段、大壺の向て右の隣に
立てあるものにして、長さは三寸五分、この器物の棺中にありし存在位置は死者の頭部と思はしき邊
にありたり。予は其形狀其存在の狀態より推考して、こは留針にして、卽ち當時椎髻の如き頭髮に使
用せしものならんとなす、而してこは男子のものなる可し。これに因て見れば、此處に葬られたる者
の頭髮は漢民族の風俗を示したるものと云ふ可し、彼の武梁祠等の圖中の人物の頭髮は又これと等
しきものならん。

(E)腕環指環の類　腕環は裝飾せる所なく、唯だ腕に入るゝだけの細き銅環(直徑二寸二分、幅一厘
弱)たるに過ぎず。而して指環は二種あり、一は單に銅線を指に入るゝだけに造りたるもの(幅一厘弱)
一は銀製幅三寸許にして表面には點々の紋樣を附せり(第四十圖B下段、屋根瓦と盃形土器との間に
ある者)以上の腕環及び指環は遼陽の石棺より出てたり、今當時發堀の狀態を云はんに、一は磚棺內に
死體二人ありて、左の人骨の右の手の方に細小なる銅製の指環三個ありたり、而して他は石棺內に三
室を設け(第二十八圖B)其中に各々一人づゝの人骨ありて、中央の者の頭部に銀製の笄あり、右の人骨
の右の手の所に銀製の指環ありて、左の人骨の右の手の所に細小なる銅製の指環ありたり。

『事物紀原』によれば、指環に就て、左の如く記せり、曰く、

春秋繁露曰、紂刑鬼侯取其指環、五經要義曰、古者后妃聘妾御於君所當御者以銀環進之、娠則以金環
退之、進者著右手、退者著左手、今有指環、此之遺事也、本三代之制者也

尙ほ同書「劍」の所によれば曰く

通俗文曰、環臂謂之釧後漢孫程十九人立順帝有功、各々賜金釧指環則釧之起漢已有之也、

以上の文によれば指環の風は古くよりあり、而して遼陽の棺中に存在せし銀製の其れは蓋し娠まざる女子の者の如く考へられ、加之棺中にありし指環が右の手の所にありし事實より以てせば、又「進者著右手」なるが、兎に角是等の事實は吾人の最も注意すべきものならずや。

腕環は之れ「環」か又は「釧」なるかは未だ斷言なし能はざれども「事物紀原」の「釧」の條に『通俗文曰、環臂謂之釧、後漢孫程十九人立順帝有功、各々賜金釧指環、則釧之起漢已有之也」とあれば、滿洲より出てし其れは蓋し「釧」なるべきか、指環に對照せし所及び其時代等より考ふれば、釧とすべき方可なるが如し。

(F)**革帶の挿垂頭**　挿垂頭(四十九圖C下段向て左のもの)は旅順の貝墓より出でたり、こは腰帶に附せられし金具にして、即ち大なる鋲の如きもの、皮に、先端の曲りたる所を下にし、前に向てこれに色々の刀劍其他の物をつり下げたるものなり『事物紀原』「腰帶」の條によれば、左の文あり、曰く

實錄曰、自古皆有革帶及挿垂頭、至秦二世始名腰帶、唐高祖令向下挿垂頭取下義名鉈尾、上元元年自三品官至庶人各有等制以金玉犀銀鍮銘銅鐵爲飾自十三銙至六銙、雜錄曰、自北齊全用胡服躞蹀帶所垂、蓋欲以佩帶弓劒帨帗算囊刀礪之類、後去躞蹀猶存其環環所銜以躞蹀如馬鞦銙即今帶銙也、天子必以十三環爲節、唐開元之後帶鈎尙穿、帶本爲孔、本朝加順折也。

旅順より出でたる挿垂頭は古きものに屬す。

同圖C下段中央にある銅の金具も、又惡らくば腰帶に川ひられしものか。

(G)**武器類**　棺、槨中より又銅製の劒、鉾、鏃、鉞等出づ、劒は第四十八圖Bの如く長さ七寸、幅は最も廣き所にて九寸、中央部に上より下に向て凸起あり、こは所謂『周劒』の形狀に類せり、出所は旅順の貝墓。

鉾は第四十八圖A、向て右のもの、如く長さ六寸七分にして、こは都合二部よりなり、一方は穗先、一方は柄に差し込む所となり居れり、出所は旅順の貝墓。

鏃は第四十八圖Aの中央上段にあるもの之にして、其形狀種々あり、こは箭の先端に附着せしものにして、出所は又旅順の貝墓なり。

鉞(同中央下段にあるもの)は斧形を呈し、長さは一寸七分、幅は先端の最も廣き所にて一寸四分許あり、出所は旅順の貝墓。　この鉞の形式、又漢魏式にして武梁祠及び漢齊祠畫中にあり(第四十六圖を見よ)

(三)**鐵　器**

銅器と共に鐵器も出づ、されどこは最も少數にして、一は長さ七寸の鐵鉾(同向て左のもの)にして、他は一本の刀、三本の斧鉞是れなり。

鐵刀は圖の如く旅順の磚槨(三十三圖A)より堀り出したるものにして、破損せるものなれども、この長さは八寸、幅二寸五分、片刃なり。　こは鎚たる物にあらず、鍛冶せし物なり。

而して下部の所に麻布切れの附着せるあり。　この形狀の鐵刀は武梁祠、孝堂山等の畫中に見ゆる人物の手に持てる(多く一方の手に盾を持つ)物の形狀と類似せり、こは全く相等しきものなる可し。　石壁畫中の是

等の刀は其形狀に於て二種となすを得べし、一は直刀のもの、一は刀身の稍や曲れるもの是なり。而してこの二者は概ね柄の先端に一の大なる環の附着せられ、これに二本の細長き布切垂れ居れり、滿洲の鐵刀はまさに斯くの如きものなり。

刀を持てる石像圖

鐵鉞は又旅順の貝墓より出でたるが其形狀は銅製の其れと略ぼ相同じ。

鐵器の南滿洲の棺槨等より出づるもの、銅器よりも比較的少數なるは、吾人の最も注意すべき事實なりとす。

(四)玉飾

玉製の裝飾品　棺中より玉製の裝飾品出づ、予の見たるものは都合二種あり、一は遼陽の棺中にありしものにして、物質は瑪瑙より造りたる稍や偏平なる五角形の小さき圓玉なり、こは表面の直徑三分、厚二分五厘にして一個出でたり。而して、他の一は瑠璃色の透明なる玉よりなれる形狀斯くの如く(直徑四分五厘)一方は小さく、而して中央に最も小なる孔を喇叭形を呈し、一方は大にして通ぜり、長さは一寸一分なり、こは余自からこれを遼陽の磚棺、旅順の磚棺中より各々一個を得たり。而して其存在位置は何づれも棺中頭部邊にありたれば、又蓋し頭部若しくは頸部の裝飾として使用せしものならん。

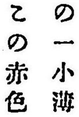

硝子製の裝飾品　予は瑠璃色、不透明、無光澤の硝子製の吹玉の圓玉一個を遼陽の棺中より發堀せり、こは「照心鏡」と共にありしものにして、單に一個これを得たるのみ。

銅器頭飾として前に列記せし遼陽發見の花瓣形(第四十圖紋樣ある屋根瓦の上にあるもの)のものに裝飾として各々孔

のあきたる部分に偏平なる無色硝子製(?)の玉存在せり、こはまさしく器物に玉飾を施せし好材料と云ふ可し。

(五)骨製の玩具

遼陽の棺中に大さ圖の如き骨片を四角形、骰子の如くし、其各面に悲盤縞形の切目を施せしものあり、こは何に使用せしものにや、未だ其用法を明かに知るを得ざれども、其形狀大さ等より考ふれば、蓋し一種の玩具の類に屬するものゝ如く見ゆ。

(六)朱及び紙(?)

予は旅順の貝墓發掘の際、其中より土製の壺出てたるが其壺中に鳥の骨片の充滿せるあり、こは當時鳥類を死者に供すると共に埋葬せしものならん。而して予はこの壺の上部を注意せしに、玆に小さき薄き紙の如きものゝ上に赤色にて彩色せるものあり、こは久しく歲月を經過せしが爲めに甚だしく折斷破損し、僅かに一小細片となりて存在せるが、予は其形狀、さては其存在狀態より推知して、この一小薄片は厚き紙の如きものにして、蔕りたる色を呈し、其上に赤色のものを塗りしならん、而してこの赤色は朱なるべし。即ち最初厚紙樣の物に朱にて彩色したるを、壺の上に覆ひしものならん。然るにこれが長日月の爲めに遂に斯くの如く一小薄片となりて、壺の上部に僅かに跡を留めしものなる可し。以上にて朱の存在せし事實を確かめたるが、尙ほ土製蟠夔壺の表面に上等の朱を塗れる證據あれば、一層これを確かむるを得べきなり。又右の薄片が果して紙なりとせば、既に當時に紙ありしことを考古學上より證明せらるゝなり。さて紙は文獻史上何れの頃より見えたるかと云ふに、『事物紀元』によれば左の如く記せり、曰く、

後漢書蔡倫傳曰、自古書契多編以竹簡、其用縑帛者謂之紙、縑貴而簡重、並不便於人、倫乃造意、用樹膚麻頭及弊布魚網以爲紙、元興元年上之、和帝善其能、自是天下莫不從用、咸稱蔡侯紙、盛洪之荊州記曰、漢順帝時、蔡倫始以魚網造紙、東觀漢記曰、倫典尚方作紙、用故麻、名麻紙、用木皮、名穀紙、用故魚網、名網紙、王隱晉書曰、魏大和六年、張揖云、古之素帛依書長短、隨事裁縮、枚數重沓、名番紙、故從絲、後漢和帝元和中、蔡倫以故布捣剉作之、故字從氏之（按蔡倫典上方、作紙用之說、上方乃朝廷造作之所、紙用獻納用使之物也。）

蔡倫は元興元年（西暦105）蔡侯紙を作り和帝に献りしとあれば、紙の起原を若しこの時なりとせば、即ち今より一千八百〇五年以前なり。予の旅順貝塚中より発見せし紙の如きものは蓋しこの蔡侯紙に關係を有せざるや、少なくとも其當時これの流行せし時代のものにあらざるや、聊か記して後の研究を待つ。

(七) 古　錢

尚ほ以上の遺跡よりは古錢をも発見す（第四十圖C）是等の古錢は時代を確かむるに最も貴重なる材料なれば、予はこれに就て聊か左に記する所あらんとす。

我が國の古錢家なる者は、古錢を以て單に愛玩の用に供するが如くなれども、歐洲の學者はこれに就て一種の學問を形成せり、古錢學（Numismatology）即ち是れなり。古錢學上の研究は時代を確定する方法としては最も有益なるものにして、印度、中央亞細亞等に於ける研究の如き其著しきものなり。これが時代を確定する標準となるは恰かも地質學者が地層の年代を推知するに化石を以てするとも同一の價値を有するものにして、而かも古錢には一々其製作の年代を記せるが故に時代を證明するに最も都合よろし、然れども唯だ注意せざる可からざるは、例へば數十個の古錢を發掘せられたる各々其時代を異にせるもの五に相混入せりとせば、古錢學上の定則として其最も新しき古錢に依て時代を定めざる可からざること是れなり。即ち年代最も新しき古錢は少なくとも其當時に流通せしものなるべきが故に、吾人はこれに注意せざる可からず。換言せば其年代の新しき古錢が其時代の標準たるなり。今南滿洲の遺跡より出づる古錢は如何なる種類にして、又如何なる狀態を以て存在するかと云ふに、此等の古錢は數枚づゝ棺、槨の中、若しくは住居跡に存在せり。其通常の遺跡のものは蓋し當時通貨として流通せしものなる可く、其棺槨の中に在るものは埋葬用として使用せしものなる可し。而して予の見たるものにて此等の場所より出づる古錢の種類は『五銖錢』『半兩』『大泉五十』『小泉直一』『貨泉』等にして、就中、五銖錢最も多し。

(A) 五銖錢　此處より出づる五銖錢（四十圖C上段左）は漢の武帝、元狩五年、即ち西暦紀元前百十八年に鑄造せられしものにして、或は棺槨内より、或は普通の住居跡より發見せらる。他の古錢を交へず、五銖錢のみを發掘せし一例は遼陽に於ける石棺、石槨にして、尚ほ熊岳城附近より一個の素燒の甕を發掘せしが、此甕の中には他錢を交へず五銖錢充滿なし居りたり。而して他錢と相混じて五銖錢の存在せし事例は頗る多く、要するに五銖錢は南滿洲の遺跡より多く發見さるゝものなり。

(B) 半　兩　漢文帝五年（紀元前百七十五年）鑄造のものなり、予はこの古錢を五銖錢の如く多く發見せず、僅かに旅順の棺中にて五銖錢と共に出でし二三枚を見たるのみ。

(C) 大泉五十　前漢末王莽の居攝二年（紀元前七年）に鑄造せしものにして、（同C上段右）予は遼陽の磚棺中にてこれを得たり。又熊岳河畔に於ける有紋磚の紋様として『大泉五十』を繋げる紋様を附せるを見たり。實物の此錢を墓中に收めたるのみならず、磚にも亦此錢を附するは面白き事ならず

や。

(D)**小泉直一**　此錢(同C下段右)は最も小なるものにして、王莽の始位建國二年(紀元十一年)に鑄造せしものなるが、余は其二三を遼陽の磚棺中にて得たり。

(E)**貨泉**　貨泉(同C左)は王莽の天鳳元年(紀元十四年)に鑄造せられしものにして、こは大泉五十、小泉直一よりも多く遼陽の磚棺中に於て發見せり。

以上の古錢は南滿洲の遺跡より發見せられたるものにして、今日までの研究によれば、之より以前の古錢及び之より以後の古錢は一箇だも存在せず、此事實は吾人の最も注意すべき事なりとす。今之を古錢學上より見るに幾多の古錢中其最も新しきは貨錢にして、而して貨泉は前述の如く王莽の天鳳元年、即ち今より殆んど二千年前に近き時代に鑄造せられしものなれば、單に古錢學上より論ずれば南滿洲に於ける遺跡は王莽の天鳳年間當時のものなり。然り而して大泉五十、小泉直一の如き又王莽の鑄造に係るものなるは、吾人の注意を要するのみならず、一面に於ては此事實にて王莽の勢力が此方面に及びしことを證するものと云ふべし。されど此處より一枚も王莽の刀布の類を發見せしことなし、こも又注目するに價あり。

右は予の實見に係るものなれども、速水一孔氏は曾て雜誌『滿洲倶樂部』に『襄平古都私考』てう論文を登載せられし事あり、其文中『……其三は古錢にして、即ち各種の五銖錢及び王莽の貨錢にして、布泉、大泉五十、小泉直一を最とす、近頃首山附近に於て發掘せりと云ふ破損せる刀錢(明刀と稱するもの)及び數個の五銖錢あり、此の五銖錢の內に公孫の制錢と認むべきものあり、發掘場所並に刀錢には多少疑念あるを以て今尙ほ聞合中……』と、これに因て見れば、公孫の五銖錢も出てしか、予はこれまて棺槨發掘の結果未だこの事實を自から認めざるも、兎に角參考としてこれを附記す。

(丁)人骨

予は旅順の貝塚より出たる一個の稍や完全なる頭蓋骨を得たり、こは第五十圖に示すもの是れなり。この人骨は頭部縫合線(Sutures)及び齒の磨察面等の諸點より推知して、中年者なるは明かなりとす。

この頭蓋に就て見るに、頭部の縫合線は餘り簡單ならず、齒は頗る發達よろしく、齒並正しく整列し、其上部面は美しく磨察を呈し、一も虫齒はなけれども、唯だ上顎の最終の臼齒一枚は弱年の際欠損脫落せしにや、存在せず。

予は今この頭蓋に就て、測定せしに、左の如き結果を得たりき。

(一)	頭最大廣	128mm.
(二)	頭最大長	170
(三)	前額　廣(前頭骨顳顬線の狹窄を測りしもの)	129
(四)	顴骨弓距離	126
(五)	顏面廣(左右の顴骨と上顎縫合の下端間を測りしもの)	105
(六)	眼窩最大廣	28
(七)	眼窩最大高	31
(八)	眼窩最大廣(Virchow氏に據る)	38

(九)眼窩最大高	33
(十)鼻最大廣	28
(十一)鼻最大高	49
(十二)口蓋廣	39
(十三)口蓋長	58

右の指示數を求むるに、最長廣頭指示數(Cephalic Index)は75.2なれば、即ち中頭(Mesati-Cephalic)なり。次に鼻指示數(Nasal Index)は如何と云ふに、57.1を得たれば、Platyrrhine なり。

ウヰルヒヤウ氏の測定法に據て眼窩指示數(Orbital Index)を求むるに、86.8を得たれば、Mesosemic なり。尙ほ(六)と(七)のものに據て、眼窩指示數を求むるに、90.3を得たれば、Mégasèmes なり。

以上の頭蓋を以て、其附近の民族の其れと比較するに、この頭蓋の頭形の中頭(Mesati-Cephalic)にして、75.2なるは、漢民族によく類似せりと云ふ可し。即ち彼等の指示數はデニケル氏(J. Deniker, Les races et lespeuples de la terre, 1900.)によれば、其頭形は一般の漢民族は中頭にして、指示數は78.3なり。更に小金井博士(Kurze Mitteilung über Mesungen an männlichen Chinesen-Schädeln, 1902.)によれば、北方支那人は等しく中頭にして78.3なり。而して小金井博士は同論文に於て『漢族の頭形は平均に於て中頭に屬す可きものなり』と附記せられたり。

若しも以上の頭蓋骨にして漢民族にあらずして、彼のツングース民族又は蒙古民族なりとせば、其頭形は廣頭(Brachy-cephalic)或は過廣頭(Hyperbrachy-cephalic)ならざる可からず。然るに右の頭蓋は中頭にして、而がも其指示數は長頭(Dolicho-cephalic)に接近なしたるものなり。予はこの事實に據てこの頭蓋を漢民族となすものなり。況んや、之と共に存在する古物遺跡は尙ほ漢民族的のものなるに於てをや。

結論

予は既に南滿洲に於ける古墓、住居、此處より出づる遺物の種類等に就て記載したるが、さて是等の遺跡は抑も何つの時代の者にして、其民族は如何なる者に屬するや、是れ大に研究すべき事なりとす。

古墓中に埋葬せられたる人骨を見るに、是れ漢民族の性格を具備し、加之、これと共に存在する遺物は彼等固有のものにして、古銅器の形式、有紋磚の紋樣等又これを證明するものなり。就中、彼の孝堂山、武梁祠石壁畫の風俗等の如きはこれと相類似するものなり。

古錢の事實より見るに、此處に存在するものは、半兩、五銖錢、大泉五十、小泉直一、貨泉等にして、予自からは其以後の古錢の出でたる事實を知らざれども、速水一孔氏の『襄平古都私考』によれば、遼陽附近首山地方にて發掘せし古錢中に公孫の制錢と認む可きものありと記せられたれば、玆にこれを古錢の最も新しき時代のものと見るも、これ以後のものなし。此事實は吾人の頗る注意すべき事とす。

古墓の存在狀態、遺物の種類より考ふるに、其時代は各々甚しく遠ざかり居らざれども、就中、其墓として、石槨、石棺最も古く、磚棺、貝墓等これに次げるが如し。即ち遼陽附近に於ける事實によれば石棺、石槨は共に群をなし、磚棺又獨立に群をなし、この二者は互に關係を有せざるものゝ如く見ゆ、こは蓋し聊か年代の相異を意味するものなる可し。されど旅順附近の事實を見るに磚棺と貝墓とは互に相集合し、或所の如きは同一距離に共に存在するものあり、こは互に同一年代に屬す可きものたるを

證明するものなり。有紋磚墓は未だ完全に保存せられたるものを見ざれども、其紋樣の性質より云へば無紋磚棺、貝墓等の方に屬す可きものならん。

滿洲の古墓中に王莽錢の夥多しく存在するは注意すべし、こは歷史家の一考を煩はし度きものなり。而して滿洲に存在する王莽錢は多くは悉く價の卑き小錢に屬し、未だ一も其高價の刀布の類を見ず。

漢民族は其文化史より云へば、凡そ二大時期に區別するを得べし、卽ち一は晉以前にして、一は晉以後南北朝時代之れなり、而して前者は比較的漢族固有文化の發現せられたる時代にして、後者は甚しく西域文化の影響を蒙りたる時代なり、晉代末は實に其過渡時代にありと云ふ可し。

近頃シャバンヌ敎授は Mission archèologique dans la chine septentrionall, 1909. を世に公にし、考古學上漢民族の遺物を古代の部に於て二種に區別せり。卽ち一は La sculpture à l'époque des Han. とし、一は La sculpture boudhique du cinquième au huitième siècle de notre ère となせり。この前者は晉以前に相當し、後者は第五世紀——第八世紀の佛敎的文化の極盛なる時期にして、卽ち西域の影響を受けたる時代に屬するものなり。この二時代を考古學上の事實に據て見るに、漢族の固有文化を有する時代に屬するものは彼の考堂山、武梁祠等の如き之にして、西域文化の影響を受けたる時代に屬するものは雲關、龍門等の佛敎的遺蹟の如き之なり。

今以上の支那考古學上の事實を以て、滿洲に存在する古墓及び其遺物に對比するに、乃ち滿洲の遺蹟は明かに晉以前に屬し、西域文化を蒙りたる時代のものに關係を有せざるなり。予は茲に其證を擧げんに、滿洲の遺物には一も佛敎輸入後西域樣式を具備なせる事實を認むる能はず、假令は其一例を云へば、其紋樣の如き主として漢族に見る幾何學的紋樣にして、彼の忍冬 Honey-suckle や Acanthus 等の變形せる紋樣の如きは絕えて存在する所なし。其家屋、器具、其他の樣式又漢民族固有のものなり。この點に於て滿洲の遺蹟は龍門、雲關等の其れと何等の關係を有せず、武梁祠、孝堂山等の其れと深き關係を有するものなり。

近頃支那の西安附近の古墓を發掘し、其中より盛に土器類を得つゝあるが、これに就てラウヘル敎授 (B. Laufer) は Chinese Pottery of the Hun dynasty, 1909 てう論文を世に公にせられ、この土器類の漢代のものたるを論ぜられたり。予は氏の漢代と云へる事に就ては多少の意見あり。予この論文を讀むに西安附近より出てたる土器は、南滿洲の其れと全く相等しく、而かも其中にこれと同一のものすらあり、之を以て考ふるに滿洲の遺物は確かに漢民族の手になりしものにして、其時代の如き又殆んど大差なからん、さればこの二者は互に今後比較すべきものとす。

次に山東省に存在する孝堂山、武梁祠等の如き漢式の石壁畫は、又滿洲の遺物と比較研究するに就て、最も大切なる材料なる事を忘る可からず。然り而して蓋し二者互に相等しき時代に屬し、加之、土地の廟島列島を以て互に連續せる遼東と山東省なるとは又注意すべきものならん。されば予はこの二者の比較を試み互に如何に類似するかを左に記する所あらんとす。

孝堂山及び武梁祠等の石壁畫は『石索』中に圖せられ居るが、尙ほ近時シャバンヌ氏は之れを Mission archèologique dans la chine septentrionale, 1909. の中におさめたり、而かも後者は前者よりも比較的其圖正しければ、後者に據るを最も可なりとす。(第四十五、四十六、四十七圖中、阿拉比瑪數字を記しこれにシャ氏と附せしは、シャバンヌ氏の圖版中の番號なり)

孝堂山の石壁畫は山東省肥城縣西北六十里にあり。これが何つの世のものなるかと云ふに、而白

きは其石壁に此處に來て之れを見物せし人の年月日を刻み居れば、之れにて略ぼ其年代を推知するを得べし。而してこの石壁に附記せし年月日の最も古きものは、「平原濕陰邵善君、以永建四年四月廿四日、過此堂叩頭謝賢明」之なり。永建四年は實に後漢順帝(西曆129)の時なれば、即ち今より一千七百八十一年以前なり。されば當時既に之の存在なし居りしを知る可く、又其年代も之より以前のものたるや明かなり。尙ほ、泰山高分明永康元年十月廿一日故來觀記之」の文字も刻せられたり、こは等しく後漢桓帝(西曆167)なれば今より一千七百四十八年以前なり。降つて南北朝に入りては見物に來れるもの多く、即ち其年號に北魏大和廿三年十二月二十五日(西曆499)延昌元年四月廿七日(西曆512)武定二年等あり。以上に據て孝堂山の石書は前漢末より後漢の最初のものたるを知らるゝなり。

次に武梁祠石書は如何と云ふに、こは又山東省、嘉祥縣、南二十八里、紫雲山下にあり。而して之の作られたる年代は後漢桓帝建和元年(西曆147)なれば、即ち今より一千七百六十三年以前のものなり。この建和元年に作られたりと云へる證は、「建和元年、大歲在丁亥三月庚戌朔四日癸丑、孝子武始公弟綏宗、景興、聞明、使工孟孚李弟郊造此闕、直錢十五萬、孫宗作師子、直四萬、開明子宣張仕濟陰年廿五、曹府君察舉孝廉除敦煌長史、被病夭沒、首秀不遂、嗚呼哀哉、土女愿傷」とあるにて知る可し。

以上に據て見れば山東省存在の石壁書は、漢魏當時の風俗の一斑を示すものなり。さればこの石壁書は老古學上最も貴重なる材料なりと云はざる可からず。

山東省古石壁書はよく滿洲遺物の說明をなせるものにして、即ち其家屋の形狀、竈、器具、金具、紋樣等は互に頗る類似せり。假令ば家屋の形狀の如きは、遼陽の石槨の構造、家屋の摸造土器の比較にて推知すべく、又飮食を煮る竈、釜等の形狀も土器の摸造品にあり、杯、鼎、皿、德利形の土器等の器具に於て類似するもの多く、壁の紋樣、衣服の紋樣等幾何學的の其れを示せり。

是等の事實は其主なるものを「石索」及びシャバンヌ氏の圖版中より拔き取り、第四十五、四十六、四十七圖に出したれば、これにて滿洲の遺物と比較し、互に如何に類似せるかを注意あらんことを乞ふ。

次に注意すべきは、支那長安附近にも古墓存在し、これを發掘せば土器其他の物を得る事是なり。是等發掘物に就ては、彼のラウフエル氏は深く之れを研究し、其論文に於て已に發表せらるゝ所なるが、今吾人は之に就て見るに、其古墓の狀態、發掘品の形狀等は滿洲の其れと互に相等しきなり。この事實より見れば滿洲の遺蹟、遺物は是れ決して遼東特有のものにあらずして當時廣く漢民族一般に行はれたる風俗なるを知る可く、又之に據て當時漢民族の風俗は何處も一樣なりしを知る可し。想ふに斯くの如き遺蹟遺物は以上の諸地方のみならず、尙ほ他の支那各省に於ても存在するならん。こは今後の大に研究すべき事とす。

予は以上の理由に據り、滿洲に是等の遺跡、遺物を殘したる民族は漢民族にて、而かも其年代は前漢末より後漢、魏に及び、更に新しく見るも晉代以後には降らざるものと考ふるなり。果して然らば是等の材料は滿洲に於ける漢民族の研究上最も價値あるものと云はざる可からず、然り而して是等の遺蹟は彼の遼東郡治に關係を有するものゝ如し。こは歷史家の立場よりよろしく一考を望み度きものなり。

支那學者と稱す可き前の遼陽副領事、速水一孔氏は、「明治四十一年十月發行『滿洲倶樂部』第一號に「襄平古都私考」てふ頗る有益なる論文を登載せられ、遼陽に現存する石棺及其遺物等より推考し、左の如く結論せられたり、曰く、

却說東京陵附近の石棺は其埋沒區域決して狹隘ならず、當時の有樣を想像するに、太子河の兩河を挾み若くば其附近に一大都市ありたるが如く、石棺發見の位置は、單に東京陵下市に止らず、東西北なる現今鐵道線路の通ずる一帶及び、太子河を渡り遼陽城の西方、凡そ一哩の地に及び、此の以外の地は研究未だ及ばず、此延長實に我三里に亘れり、而して石棺の年代は略ば一定せるを以て、其當時繁榮の程度を窺ふに足る、石棺内より發見する物品種々あり、其内に動かす可からざる時代を證明するもの略ぼ三種あり、其一は各種土器の内に双魚の模樣あるものあり、又は小篆にて大吉の二字を現すものあり、是れ皆漢時代の双魚盤及び大吉軍と同樣なり、其二は古錢なり、是れは全く漢錢にして、其製造下等に屬するものあり（未だ上製を發見せず）其三は古錢にして、即ち各種の五銖錢及び王莽の制錢にして、布泉（龍藏云ふ貨錢の誤ならん）大泉五十、小泉直一を最とす、近頃首山附近に於て發掘せりと云ふ破損せる刀錢一個（明刀と稱するもの）及び數個の五銖錢あり、此の五銖錢の内に公孫の制錢と認むべきものあり（發掘場所並に刀錢には多少疑念あるを以て今尚ほ聞合中）

以上發掘品中、漢鏡は下等品にして、王莽の製錢中高價なる刀布の類を見ずして、下等の通用貨なる布泉、大泉五十、甚しきは小泉直一の小錢を見るは蓋し當地方住民生活の程度漢土に及ばざれども、然かも漢土の文明を製用せしは事實にして、其時代は東漢より三國に至るの間なる事は確言するを憚からず、而して古棺發見の斯く廣きに亘るを見れば、後漢時代に遼陽地方は最も大なる都府なるを知るべく、然らば漢の所謂襄平城、即ち遼東郡の首府は、即ち今の遼陽地方に非らずやと思考せざるを得ず。

顧亭林等は、襄平古城を遼陽の北方七十清里に在りと云へり、即ち煙臺方面（煙臺地方に大都會あり、而して遼陽に亦た大都會あり）には未だ古物發堀の話を聞かずならんなれども、當時煙臺地方とは、聊か疑念なき能はず、史に魏司馬懿伐公孫淵襄平、會大霖雨、遼水暴漲、運般自遼口竟至城下、平地水數尺とあり、想ふに遼河は遼陽に近き地方を流れ、海城方面にて海に入りしなるべく、而して公孫四代の夢は或は遼陽なるを保せず。

遠水氏の說は實に卓見なりと云ふ可し。（氏は石棺のみを擧げ、一も碑棺に及ばざるは如何、こは碑棺も合まるいものと假定す）予も考古學上略ぼ之と同一なる意見を有するものにして、其は既に記述するが如し。

予は本章の各條に於て記せし如く、當時滿洲（遼東）に住居せし漢民族は斯くの如き文化を有せしものなれども、こは單に此滿洲地方にのみに留まらず、當時彼等の生活狀態は何處も之れと同一ならん。こは山東省の古壁畫及び長安等より出づる古物等と比較し明かに之を確むるを得べし。果して然らば滿洲の遺蹟遺物等にて得たる事實は、之れ當時に於ける彼等の風俗なり。されど玆に注意すべきは、長安（ラウフエル氏に據る）の古物と滿洲の其れとを比較するに、同一形式同一風俗のものなりと雖ども、この二者の間に製作品の精粗あり、即ち長安のものは精巧にして、滿洲のものは質素簡略なるが如し。こは本場と場末との關係より來りしものならん、この點に於て滿洲の古物遺跡は頗る所謂田舍臭き所あり。兎に角これに據て當時遼東に於ても彼等の生活狀態の一斑を推知べきなり。

滿洲の遺跡に存在する遺物は、什器としては、土器（瓦器）最も多く、古銅器の出てしこと極めて稀れなり。されど土器の形狀の既に鼎あり、扁壺あり博山鑪？あり、斗鍾あり、銚子あり、獸環壺等のあるより

考ふれば、固より是等の形式の銅器の存在せしや明かなり。然るに滿洲の遺蹟に是等を出すこと頗る稀れなるは、之れ銅器の貴くして、土器の得安ければならん。こは長安の遺蹟も又之と相同じきが如し。是等の事實より推考するに、銅器の古墓中に存在するは土器に比し最も少なきものならん。

土器の形狀は全く銅器の其れと同一なり。今日までの考古學者の立場よりせば、之れ土器は元銅器の形狀を摸せしものなりと云ふならんも、予を以て見れば然らず。即ち當時に於ては土器或は木器と共に銅器は行はれ居りしものなれば、二者同一の形式に作られたるは固より論なし。若し果して然らば土器が銅器を摸せしとは云ふ能はざるなり、然り而して經濟上土器が銅器よりも得安くして、しかも安價なりとせば、この土器の方を多く使用するは之れ人情なり。されば之れが爲めに當時に於て土器が銅器より廣く一般に使用せられしは明かならずや、彼の銅器は當時にありては貴族富豪若しくは宗教其他の儀式に使用せられしものにして、一般の人民は土器、木器、革器等を專ほら使用せしものならん。是等の事實は滿洲及び長安の調査結果に據て確かむるを得べし。

滿洲の古墓に就て見るに、其棺、槨中に葬られたる人の數は、一人の例尤も少なく、多くは二人若しくば三人なり、之れ合葬或は殉葬なり。是等の事實は文獻史と如何なる關係を有するや、予は之より聊か此事に就て記する所あらんとす。

漢民族は合葬をなせしやと云ふに『事物紀元』の「合葬」の條に左の如く記せり、曰く

禮記曰、棺弓云、季武子曰、合葬非古也、自周公以來未之有改。又云舜葬蒼梧之野、蓋二妃未之從也、注謂古不合葬、又季武子曰、周公蓋附。注云附謂合葬、自周公以來、是則周公初制此禮也。故周桓王之詩曰、死則同穴。

滿洲の古墓中の事實は、即ちこの「死則同穴」の精神の行はれたるものなり。されど玆に尙ほ疑ふ可きは殉死の存在せしや否やなり。彼の石槨、石棺等の如きは合葬をなし得べしと云へども、貝墓等に至ては之れをなすに最も困難なり、是に於てか殉死の考起り來るなり。若しも殉死なりとせば、漢民族に文獻上其事實ありや、之れ大に研究すべき事とす。

『玉篇』によれば、用人送死也」とあり。『禮檀弓』には「子亢曰、以殉葬非禮也」。而して『左傳文六年』には「秦伯好在卒、以子車氏之三子爲殉、國人哀之、爲之賦黃鳥等」とあれば、古くより彼等の間には非禮ながらも之の行はれしを知る可し。果して然らば滿洲の埋葬中、又この風ありしと云はざる可からず。之を要するに滿洲の埋葬法は、合葬若しくば殉死にして、一人の埋葬せられたる例は最も僅少なりと云ふ可し。

予は滿洲に曾て住居せし漢民族に就て、兎に角以上の如く記し來りしが、さて是等の考古學的遺蹟遺物が若し假りに土俗學的に復元するを得べしとせば、彼の山東省の孝堂山及び武梁祠等の石壁畫と同一風俗となりて現はるゝならん。こは最も讀者の注意を乞はんと欲する所なりとす。

第六章

鴨綠江上流に於ける高勾麗の遺跡

(一) 洞溝附近の地勢

高勾麗は其都を平壤に奠むる以前には、鴨綠江の上流地方に據り、其都府たる丸都、國內兩城も亦鴨綠江及び佟家河の間に在り。高勾麗は此くの如く上代に於て、鴨綠江の上流地方に都せしものとすれば、其遺蹟は今尙存在するや否や、大に研究を要する事項なり。予は幸に此方面に旅行し、彼等の遺蹟に就て聊か實査する所ありたれば、左に記述する所あらんとす。

高勾麗の遺蹟の中心は、鴨綠江の南なる滿洲輯安縣の洞溝に在りされば彼等の研究としては最も注意すべき地なり。洞溝の位置は長白山の南に延長せる帽兒山脈に在り、此地方の地質は主として花崗岩發達し、之に片麻岩系の地層を交ゆ、鴨綠江を渡りて朝鮮に入れば、片麻岩發達し、其間に朝鮮層存在す。要するに此等の地方は山間の溪谷に在りと云ふも可なり、此附近の地は殆んど全部岩石より成立せるが、唯洞溝附近に於ては平原を形成し、而して其平原は地質最も新しき時代に屬す。洞溝の平原たる北西兩面は帽兒山系を以て圍まれ、東は鴨綠江に接して直に朝鮮に通じ、而して朝鮮の地は屹立せる岩石より成れり。平原の長さは日本里數五六里に亘り、幅は一里許なるべし、洞溝は此くの如く東は鴨綠江に濱し、左右悉く山を以て圍まるゝが故に、最も形勝の地にして、高勾麗か永く此附近を中心として活動せしは宜なりと云ふべし。

前述の如く此の附近の地は何れも岩石屹立せる山地なるを以て、多數民族の棲息すべき地を求むれば唯洞溝附近あるのみなり、然れども洞溝は地勢上、鴨綠江の溪谷たることを免れず。之に就て『魏志』の『高勾麗傳』中に左の如き記載あり、能く當時の事情を悉せるものと云ふべし。

> 高勾麗在遼東之東千里、南與朝鮮濊貊、東與沃沮、北與夫餘接、都九都之下方可二千里、戶三萬、多大山深谷、無原澤隨山谷以爲居、食澗水無良田、雖力佃作不足以實口腹、其俗節食、好治宮室、於所居之左右立大屋祭鬼神、又祀靈星社稷、其人性凶急喜寇鈔、其國有王、……東夷舊語以爲夫餘別種、言語諸事多與夫餘同、其性氣衣服有異……

洞溝は『三國史記』等に故國原の名を以て現はれたる地にして、少なくとも高勾麗の平壤奠都以前に於ける陵墓の存する所なり。故に今日と雖も此處に古墳墓の存在すること非常に多く、予の計算する所に依れば、其數千四五百餘に及ぶ。而して此地には古城蹟のあるあり。彼の有名なる好太王の碑亦存在するを以て、高勾麗の研究としては最も重要の地なるのみならず、此等の遺蹟遺物が今尙存在するは頗る興味あることゝ云ふべし。予は今此等の遺蹟に就て記述するに方り、先づ古城の事を記し、次に古墳墓の事を擧げ、更に好太王の碑文、其他に及び、最後に此等を綜合して之に關する予の意見を述ふべし。

(二) 國內城　九都城

洞溝平原の最南端に一の古城あり、支那人はこれを陵安城と稱す。輯安縣の市街は此殘廢せる古城の廓中に在り、此地は今より十年以前までは懷仁縣の管轄に屬せしが、十年前始めて輯安縣なる獨立の縣を置かれたるなり。明治三十八年の秋、予の此地を過ぎりしときは、荒漠たる城廓の中央に知縣衙門あり、其附近僅に三十戶許の聚落を見るのみなりしが、當時知縣の語る所に依れば、此方面は元、

滿洲朝廷に於て遼東の禁地の一として何人も此處に住居することを許さゞりしも、後、懷仁縣の管轄區域に偏入せられ、更に輯安縣なる獨立の縣治を置かれたるにて、古來最も寂寞なる地なりしと云ふ。

此古城の位置は、後方に山を控へ、鴨綠江を前に望み、鴨綠江に注げる通溝河々畔に在るを以て、其位置は通溝河と鴨綠江と相合する所にありと云ふも可なるべく、周回二十町、城壁の高さは今日一丈乃至一丈二三尺なるも、昔時は尙之れより高かりしならん。城壁は崩潰せるも尙完全なる所ありて、此附近の河床より砂利石を運び來り築造せしものなることを知るを得べく、其厚さは四尺許あり、城壁の石材は積方不規則にして、城壁の上には何等の建物もなく、唯城壁の殘存せるのみなり。予は『三國史記』好太王の碑文及び古墳の存在位置等より推考して、此古城は蓋し國內城の遺蹟なりとなすものなり。果して然らは此古城と今日洞溝に殘れる千數百の古墳及び好太王の碑文とは相互に關係を有するものなること明なり。抑、國內城の始めて築かれたるは『三國史記』に依れは高句麗の瑠璃王二十一年の春三月にして、漢の平帝の元始二年、西曆紀元二年に當り、即ち今より千九百八年前なり。此城を築きしことに就ては『三國史記』は、左の如く記載せり。

郊豕逸、王命掌牲薛支逐之、至國內尉那巖得之、狗於國內人家養之、返見王曰、臣逐至國內尉那巖見其山水深險、地宜五穀、又多麋鹿龜鼈之產、若移都、則不唯民利之無窮、又可免兵革之患也。

此遷都に就ては、當時高句麗人は非常に反對せしものの如く『三國史記』は當時の事情に就て聊か記する處あり。山上王四年春二月(獻帝建安四年)新に丸都城を築き、これに移る。これより以後或は此地に止り、或は丸都城に移り、彼の長壽生の平壤遷都に至るまで、長日月の間高句麗の首都は主として國內丸都二城に限られたるものゝ如し。

これまで丸都城の遺蹟に就ては、朝鮮の學者延ては我が國の學者も其位置を鴨綠江の東、即ち朝鮮の地に當つる人多かりしが、近頃丸都城の遺蹟に對し其場所を確然と知るを得たり。即ちこは洞溝より西北九十清里(日本の十二三里)許の所、板石嶺附近なり。この事實は何より知り得たるやと云ふに、數年以前輯安縣の知縣が道路を改修する際、板石嶺にて偶然上の碑文の斷片を堀り出したればなり。この碑文は一小斷片となり居れども、幸にもこの中に「正始三年」「高句麗」其他重要なる文字の殘り居るを以て、彼の母丘儉の高句麗を征し丸都城を破りし功を記せし其れなるを知るに至りき。こは『魏志』『母丘儉傳』にある「：正始中、儉以高句驪數侵叛、督諸軍步騎萬人出玄菟、從諸道討之、句驪王

丸都古碑斷片

宮將步騎二萬人、進軍沸流水上、大戰梁口、宮連破走、儉遂東馬縣車、以登九都、居勾驪所都、斬獲首虜以千數勾驪沛者名得來數諫宮、宮不從其言、得來歎曰、立見此地將生蓬蒿、遂不食而死、舉國賢之、儉諸軍不壞其墓、不伐其樹、得妻子、皆放遣之、宮單將妻子逃竄、儉引軍還、六年復征之、宮遂奔買溝、儉遣玄菟大守王頎追之、過沃沮千有餘里、至肅愼氏之南界、刻石紀功、刊九都之山、銘不耐之城、諸所誅納八千餘口、論功受賞候者百餘人……」と全く關係を有するものなり。果して然らば九都城は現今の板石嶺附近にして、碑を建てしは確に板嶺なりと云ふ可し、儉遂東馬縣車、以登九都、居勾驪所都」とあれば、九都の位置の山上にあるを推知すべきなり。

以上の如く高勾麗の首都は國內、九都の二城に限られたるも、長壽王に至るまでの間、其首都の國內城に在ると丸都城に在るとに拘らず、天子の墳墓は皆、故國原に設けられたるが如し。故國原は曾に當時の陵墓地たりしのみならず、之と共に臣下の墓も亦此地に在り。故に少なくとも高勾麗の上代より長壽王に至るまでの間に於ける高勾麗の墳墓の形式を研究するには、故國原は最も價値ある所なり。故國原は一に故國墟と云ひ、又故國川原、故國谷、國岡上と稱せられ、尙山上陵、芝原、中川之原、西川之原、烽上之原、美川之原等の名を以て呼はれたる地にして、殊に中川之原、西川之原と云ふが如き名稱は、洞溝を流るゝ小川の名より命ぜられたるものゝ如し。今此等名稱の異同を解釋するに就て興味ある事實あり、例へは西川王は西川之原に葬られたりとある、其一方に於て『三國史記』の記す所に依れは、西川王の後を襲ひし烽上王の五年八月の條に「慕容廆來侵、至故國原、見西川王墓、使人發之、後者有暴死者、亦聞擴內有樂聲、恐有神、乃引退……」とあり、是に由て之を觀れは西川之原は故國原に在ること明なり。又芝原なる名稱は卒聞甚た奇なるが如く感ぜしも、斯は東川王の崩ぜしとき、其陵前に於て殉死せしもの甚だ多かりしかば、國人乃ち芝を以て其遺屍を蔽ひ、芝原の名因て起りしなりと云ふ　此くの如く名稱各相異れりと雖、孰も其故國原の地たること明なり、今左に當時の諸王の陵墓地を一覽表として示せば、左の如し。

王名	葬地	記事
琉璃王	豆谷東原	二十二年國內城に遷る、
大武神王	大獸林原	
閔中王	閔中原附近石窟	閔中原に獵に行きし時、我死せば石窟に葬る可しと云へり（洞溝の北に仙人洞あり、これか）
慕本王	慕本原	
大祖王	？	
次大王	？	
新大王	故國谷	十五年秋九月國相荅天卒す、禮を以て質山に葬り、守墓二十家を置く
故國川王	故國原	
山上王	山上陵	十三年九都に遷る、東川王八年九月、山上王の皇后死し其遺命により山上王陵の側に葬る、巫の言により、王の陵前に七重の松を植ゆ、王の葬に際し、墓に至り死するもの多し、國人柴を伐り以て其屍を覆ふ、故に其地を柴原と云ふ、
東川王	柴原	
中川王	中川之原	烽上王、五年八月、慕容廆來り侵し、故國原に至り、西川王の墓を見る
西川王	西川之原	
烽上王	烽上之原	

美川王	美川之原	國內城に遷る
故國原王	故國原	
小獸林王	小獸林	
故國壤王	故國壤	
廣開土王	國岡上	即ち國岡上廣開土境平安好太王の名あり

(三) 墳墓

前述の如く今日の洞溝、即ち昔日の故國原に存在する墳墓は其數少なくとも一千四五百餘に達すべし。然れども高勾麗の墳墓は決して此地に限られたるにあらず。予は未だ洞溝北部及び朝鮮の方面を實踏せざるを以て、何等斷言する能はざるも、洞溝の南及び西の方面に於て彼等の墳墓の尙存在することを認めたり。

即ち古墳は洞溝平原附近より鴨綠江、渾江に沿ふて、懷仁縣の所在地に至る間にも存在せり、(第五十四圖C、D)今予の實査せし地方と、古墳の數とを列記せば、左の如し。これにて古墳分布の頗る延長せるを見る可し。

	地名	古墳及び其數
輯安	太平溝	古墳三、四個を見る
	太陽岔	古墳の破損せるもの二個あり
縣	皮條子溝	四個の古墳あり。
	樺皮甸子	三十許の古墳あり。
懷仁縣	腰硬	古墳五、六個を見る。
	下店子	十二許の古墳あり。
	上路河口	古墳二十個あり。
	二道陽岔	古墳十三個許あり。
	二房子(姚家店と二トーヅヤ房子との間)	古墳一個あり、こは完全せるものにして、一枚の天井石現はる。
	二道嶺附近	古墳四個あり、其中一個は下部に敷石あり。
		古墳一個あり。

以上は多く塚穴式古墳にして、尙ほ古墳の下部に石を並べたるものあり、土人は是等の古墳を『高麗墓子』と稱せり。即ち洞溝に存在する古墳と相等しきものにして高勾麗族の手になりたるや明かなりとす。

尙、西方は海城、岫巖の間、即ち析木城附近に石机式墳墓存在す、(五十七圖)而して洞溝より此等地方に至る中間の土地には古墳墓一も存在せざるが如きも、以上の事實より推せば、往時は彼此相連續して存在せしならん。今予は主として洞溝に存在する墳墓の形式に就て述べんに、之を其形狀の上より分類せば、凡そ四種に分つことを得べし。

(A) ピラミツド式 ピラミッド式墳墓(第五十三圖A、B)とは石をピラミッド形に積み上げたるも

のなり。予は今ピラミッド式なる名稱を使用するも、實は純然たる三角形にあらずして、大なる枡を基點とし、其上に向ふに從ひ漸次小形の枡を積み重ねたるが如きものなり、其積み方は七段より成れり。今予はこの式の墳墓として代表となる可きものに就て說明せんに、こは第五十三圖Aに示したる寫眞是にして、即ちこの墓は七段よりなり一段毎に何れも立派なる花崗石を以て各々三尺宛に積み上げ、殊に最も下尺のものは寫眞及び圖にて見る如く一種特別なる積み方をなし、而して其總高さは四丈あり。今精しく各尺の高さを記さんに、下尺即ち第一段の高さは一丈一尺、第二段は五尺二寸第一段——第二段距離三尺七寸第三段は四尺七寸(第二段——第三段距離三尺七寸)第五段は四尺六寸(第四段——第五段の距離三尺八寸)にして、この段に石槨あり而してこの石槨のある段の上には尚ほ第六段、第七段あり。尚ほ積石の崩潰を防ぐ爲下の一段目に大なる石を各所に立て掛け、上より三段目には石槨を設け、中に相對せる二個の石槨を安置せり。石槨即ち內部の室は第五十五圖の如く前室、後室の二室よりなり、前室は廊下の如くこの長さは一丈八尺五寸、幅六尺、高さは直立して優に通行するを得べし。後室は棺の置かれたる所にして、此處の奥行は一丈七尺五寸、幅は又等しく一丈七尺五寸なり。前室の廊下と後室とにはもと戸ありしものゝ如く、天井は最も高く組天井の如くせり、地面は正しく石を敷つめ、天井、壁とも何れも石を美しく刻みて組合せり、是等は高勾麗の藝術として最も賞す可きものならん。此石棺は今は破壞せられたるも、長さは九尺六寸幅は三尺八寸あり、深さは周圍の欠損せる爲め云ふ可からざれども、現今の所にては四寸許あり、石棺の底の厚さは一尺、周圍の厚さは五寸なり。この石棺のある所は特別に天井を設け、入口には又戸ありしが如し、この事實より考ふるに、此二個の石棺は王及び皇后のものならん。

して墳墓の頂上に何物かの建物ありしと見へ、古瓦の小破片散亂し土を盛りし跡あり、又上部の石に穴を穿ちたる跡あり、こは多分柱を立てしして、其高勾麗王の葬られたる跡なることを推知するに足る。尚他に幾多同一形式の墳墓存在するも、其完全に今日に殘れるは唯、此古墳の一あるのみ。されば此古墳は好太王の陵墓なるか、或は其以前の帝王の陵墓なるか明ならずと雖、少なくとも好太王の時代と相距ること遠からざる高勾麗王の陵墓なるべし。更に此古墳より南方に當り一の古墳あり、(第五十三圖B)土人之を將軍塚と稱す。此墓今は荒廢に歸せるも、其規模の宏大なることは前者に讓らず。今尚下部の石段を存し、又上部の石槨の破壞せる跡も僅に之を認むることを得べし。此將軍塚に就て注意すべきは、其石段は旣に取り去られたるも、是に由て以てピラミッド式墳墓の築造方法を知り得べきこと即ちこれにして、此の塚は最初土を以て築き、其上に小石を積み、更に其周圍に眞四角の石段を築きしものなり。他の墳墓亦此方法に依り築造せられたることは之に依て推知することを得べし。將軍塚の南方一町餘の畑中には古瓦古磚多く散亂し、予は其中より二枚許の九瓦を得たり、即ち第五十三圖Cに示すもの是れなり。又古瓦の散亂せる附近には花崗石の礎石あり、即ち第五十六圖の如く扁平なる自然石の中央に、周圍七尺許なる八角形の突起を彫刻せるものなるが、此の突起の上に柱を置きしものならん。此等の礎石及び古瓦より推考すれば、當時此地に一大建築物ありしなるべく、而かも其建築物は將軍塚に關係あるものなるべし。予は此地に於て土器の破片を得たるが、其は眞色の素燒にして、その當時のものたるや明なり。ピラミッド式墳墓にして崩潰せるもの、或は規模小にして崩潰せるものは、他に數多あり、此等は何れも歷代の高勾麗王及び王族等

の墳墓ならん。このピラミッド形式の墳墓は彼のカルデアに存在する建築物たる Type of Squre singl e-rampedChaldean templeによく相類似せり、こは固より偶然の符合なるも、單に建築の上より見れば比較研究の價あるべし。此等規模廣大なる墓墳に關し、支那及び朝鮮の史料中、何等かの記載あるや否や、研究を要する事項なるが、之に就て先づ注意すべきは、『魏志』「高勾麗傳」中の文にして、左の如く記載せり。

……厚葬金銀財幣盡於送死、積石爲封、列種松柏。

右の石を積んで封を爲すと云ふは、即ち此ピラミッド形墳墓を指せしにあらざるか。尙『三國史記』に、熢上王の五年八月慕容廆來り侵し、故國原に至り西川王の墓を見、人をして之を發かしむ。役者暴に死する者あり、又壙內樂聲あるを聞く恐らくは神あらんと乃ち引退す、とある、其西川王の墓なるものも亦ピラミッド式墳墓なるべし。更に好大王の碑文中に、新舊守墓石を合すとあり、此等の文獻と實物の陵墓とを比較するは興味あることなり。尙ほ『三國史記』によれば、東川王八年九月の條を見るに、山上王の王妃死せし際、遺命により王の陵墓の側に葬り、巫の言により、王の陵前に七重の松を植ゆとあり。且つ『魏志』の「母丘儉傳」に、……儉諸軍不壞其墓、不伐其樹……」とあるは、右の「……列種松柏」の文に比して面白し。而して此等帝王の陵墓には墓守の制度あり、烟戶と稱するもの即ち是にして、分て國烟、都烟、看烟と爲す、好太王の碑文中には此事を明記せり。

此等陵墓の最頂上には、碑石を立てしが如し、斯は烟戶の事を之に明記して看守事務の正確誤りなきことを期せんが爲にして、好太王の時に始まり、好太王の陵墓は勿論、其以前の陵墓にも碑石を立てゝ明記せしこと、左の好太王碑文中の一節に依て明なり。

……祖王先王、但敎取遠近舊民守墓洒掃、吾慮、舊民轉當羸劣、若吾萬年之後、安守墓者、但取吾躬率所略來韓穢、令備洒掃、言敎如此是以如敎令、取韓穢二百廿家、慮其不知法、則復取舊民一百十家、合新舊守墓戶、國烟卅、看烟三百、都合三百卅家、自上祖先王以來、墓上不安石碑、致使守墓人烟戶差錯、惟國岡上廣開土境好太王、盡爲祖先王、墓上立碑、銘其烟戶、不令差錯、又制、守墓之人、自今以後、不得更賣、唯有富足之者、亦不得擅賣、其有違令者刑之、買人制令守墓、

予が前に彼の石を七段に積み上げたる其頂上に何等か建物の跡あるを認むと云ひしは、多分此石碑を立てし跡なるべし。尙現今東京帝室博物館に藏する磚あり、洞溝にて得たりと傳へらるゝものにして「願太王陵、安如山、固如丘」の文あり、斯は好太王の陵墓を稱すること明なるも、此磚は果して何れの塚より發掘せられたるものなるか明ならず、唯、參考として玆に附記するのみ。

支那內地にも古くより段を重ねたる墳墓行はれたるものゝ如し、其は彼の『石索』中に圖せられたる漢故不其令薑君闕」の石刻畫に二人の漢人が地に頭をつけ、香を焚き墳墓を禮拜する所あり、この墳墓は三段の塚の如く見ゆ、(シャバンヌ氏圖、192)、又我が國の古墳、所謂「段塚」と稱するものあり、而してこの段塚は元四角形のものなりしが如し。是等は高勾麗のピラミッド式墳墓に關係なきものなるか、こは今後の研究を要す可き問題なりとす。

(B) 石机式　斯は歐洲人の Stone table 又は Uncoverd Dolmen と稱するものにして、即ち石を以て四枚の壁を築き、其上に一枚の大石を載せ、其形狀机に似たるより、之をストーン、テーブルと云ふなり。此形式の墳墓は歐洲には屢、見る所なるも、日本にては未だ曾て之を發見せしことなし。然れども洞溝には石机式の墳墓の存在するあり、即ち第五十七圖の如きものにして、石は花崗石より成れり。而して圖に示すものは室は長方形より成り上に一枚の石を蔽へり、入口は既に取り去られたるも、元は